

第四百四回 参議院科学技術特別委員会會議録第六号

昭和六十一年五月七日(水曜日)
午前十一時四十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 馬場 富君
理事 岡部 三郎君
志村 哲良君
稲村 稔夫君
塩出 啓典君

委員 岩動 道行君
長田 裕二君
後藤 正夫君
成相 善十君
林 寛子君
安田 隆明君
穂山 篤君
片山 基市君
伏見 康治君
佐藤 昭夫君
山田 勇君

国務大臣 河野 洋平君

政府委員 (科学技術庁長官) 矢橋 有彦君
科学技術庁計画局長 長柄喜一郎君
科学技術庁研究調整局長 内田 勇夫君
科学技術庁振興局長 藤咲 浩二君
科学技術庁原子力局長 中村 守孝君

事務局側
常任委員会専門員
科学技術庁原子力安全局長 辻 栄一君
科学技術庁原子力安全局次長 堀田 俊彦君

説明員
防衛庁長官官房防衛審議官 小池 清彦君
防衛庁装備局開発計画官 太田 眞弘君
科学技術庁長官官房審議官 吉村 晴光君
外務大臣官房領事移住部領事第二課長 本田 均君
外務省北米局安全保障課長 岡本 行夫君
外務省国際連合局科学課長 小林 二郎君
文部省学術国際局研究機関課長 長谷川 善一君
農林水産技術会議事務局首席研究管理官 西尾 敏彦君
工業技術院総務部研究業務課長 山浦 時生君
資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課長 神田 淳君

本日の会議に付した案件
○研究交流促進法案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件
○科学技術振興対策樹立に関する調査(ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する件)

○委員長(馬場富君) ただいまから科学技術特別委員会を開会いたします。

研究交流促進法案を議題といたします。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○稲村稔夫君 ただいま審議をすることになりました研究交流促進法案につきまして、本論に入ります前に、この法案と私は私なりにかなり重大な関係がある、こういうふうな思っておりますので、過ぐるソ連のチェルノブイル原子力発電所における事故の教訓をどういうふうな受けとめていくか、こういう問題について最初に私は少しお伺いをしておきたいと思っております。この問題は、きょうさらに後ほど時間をとって、またそれなりの議論をすることになっておりますから、私は本法案に関係をしているというふうな思われる点についての伺いたいというふうな思っております。

詳細がどのようなものであるかということ、まだわからない点が多いのだと思っておりますけれども、少なくとも私は、こういう重大な事故が発生をしたというこの中には、当然人間が操作をしているものというところ、一つ大きな要因があるだろうというふうな思っております。

そこで、私はこうした事故を、外国で起こった事故でありますけれども、そのことを踏まえて我々の体制をいろいろ考えていかなければならぬものがあるのではないかと、その重大な観点の一つとして、今、我が国の原発事故、いろいろな形で国のというか、動燃関係のものもいろいろありますし、それから電力会社の原発でもいろいろと事故があります。これらの大小の事故というものをそれぞれ総洗いをして、そして、そういう中で専門的な見地からどういうものがあつたか、安全の問題とかいろいろとチェックのことはこれは

当然やっておられると思っておりますけれども、もう一点、人間が扱っているということの中で起こってくるミスの必然ということについて、これはやはり科学的に今後解明をしていかなければならぬ問題なんではないだろうか、そんなふうには思っております。その辺のところは、例えば科学技術庁は今までそうした観点から検討をしておられたものがあればどんなことをしておられるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、商業用炉の監督官庁であります通産省でも、その辺のところ今まで何か御検討をなさっているものがあればお聞かせをいただきたいし、ないとすれば、今後その辺のところをどう考えておられるかということをお伺いしたいと思います。最初にそのことをお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(中村守孝君) お答え申し上げます。ソ連のチェルノブイル原子力発電所の事故につきましては、その原因等につきまして詳細な情報も入っておりますので、現段階でその原因が何であつたかということをお申し上げる状況にはございませんが、先生御指摘のように、原子力発電所の異常とか故障、こういうものには人的なミスによるものが非常に重要な因子となっているということ、過去の例におきましては実際にそういうことになつておるわけでございまして、こういう人的因子によりまして原子力施設の事故を防止するということにつきましての方策につきまして、今後とも一層向上を図り、また、そのために必要な研究というものを推進していかなければならぬと考えております次第でございます。

原子力施設におきましては、もとよりフルプルーフ、あるいはフェールセーフといった安全哲学に基づきまして、人的エラーによる事故の防止についても多重の配慮をしておるわけでござい

すけれども、昭和五十四年に米国のTMI事故が発生いたしました。これは今回のチェルノブイル原子力発電所ほどのことではないわけですが、事態は相当大きな事故であつたわけですが、この事故が人的因子に起因するところが多かつたということにかんがみまして、こういった人的事故防止のための対策について一層強化をするということで、運転員の教育訓練の強化、あるいは事故時におきますマニュアルの見直しといったようなことを具体的にやってまいりましたし、そのために必要ないろんな研究にも取り組んでまいつたわけでございます。

人的ミスによる事故につきましての研究というのは、まずミスの発生を防止する、それから万一ミスが起こつたときにその影響を緩和するということ、それからもう一つは人間の振る舞いの信頼性評価に関するものというぐあいに大別されると思ひますが、まずミスの発生を防止、あるいはその影響緩和に関するものといつたしましては、原子力発電所の安全性、信頼性の向上の一環といつたしまして、電力事業者あるいはメーカー等いろいろな研究もしてございまして、国としてもこれらに対して補助金を交付する等によつてそれを推進してまいつておるわけでございます。

具体的には、TMI事故以降のものといつたしましては、新しい型の制御盤を開発した、あるいは事故時に運転員が操作するために必要なガイドをコンピューターを使っていろいろ提示をする運転員の支援システム、そういったものの開発なども進めてまいりまして、その成果は随時現実に採用されてきておるわけでございます。

そして、先生の御指摘の人間の振る舞いといひますか、判断といひますか、そういったものについての信頼性を確保するということについて、体系的に研究するということにつきまして、昨年の原子力安全委員会におきましての安全研究の年次計画を策定する段階でいろいろ検討いたしまして、本年度から日本原子力研究所におきましてこの研究を本格的に進めるということでござい

ざいます。

その内容といたしましては、ヒューマンエラーに關しますデータを収集、分析いたしまして、確率的な安全評価に用いられるよう体系化していただくということ、それからもう一つは、人間の認識の誤りの評価なども含めまして、人間の振る舞いの信頼性の評価モデルを開発していただくという目標を今後この研究に取り組んでいくというところでございまして。

○説明員(神田淳君) 運転員の誤操作防止対策について通産省のとつてきた措置でございまして、最初にまず、原子力発電所は設備面におきまして誤操作を引き起こさないようにインターロックシステム等が設けられておるわけですが、原子力局長の御答弁にもあつたとおり、昭和五十四年のスリーマイルアイランドの事故が運転員の誤操作によつて引き起こされたものということから、その教訓を反映いたしまして、例えば中央制御室を人間工学的なシステムの配置にしてい

く、あるいはCRTの採用、こういったものをやつてきたわけでございます。それから、運転員の教育訓練というのが非常に重要でございまして、電力会社におきましてはBWRの訓練センター、これは福島にございまして、それから教員の原子力発電訓練センター、これはPWRでございまして、こういったところの訓練を充実させまして、シミュレーターによりましてプラントの異常操作、異常時の対処、こういった連係プレー等の訓練を充実させてきたというところでございまして、それからなお、運転員の当直長をさらに資質を向上させるために、運転員の当直長の資格を認定制度にするということでそのような制度をつくりまして、当直長をちゃんとした資格を持った人間にしていくというのをやつてきたわけでございます。

そのようにして運転管理の充実を図つてきたところですが、なおこの分野につきましては、例えば運転員の支援システム、こういう事象が起きた

ときにこういうふうな対応をしたらどうかという、そういった運転員に示唆を与えるようなシステムといひますか、そういったものの技術開発も重要でございまして、その辺の技術開発も今後の課題としてやつていっているという状況にございまして。

○稲村稔夫君 今いろいろと御答弁をいただいた、現段階というのが少しはわかつたような気がいたします。しかし、いづれにいたしましては、科学技術という観点から言つたときに、一面では必ずミスとかエラーとかというものはつきまといつてくる。それを恐れてばかりいれば、なかなかそういうものには取り組めないという観点から一方ではあると思ひます。しかし同時にまた一方では、必ず起こるという、これも私は、例えばこの間のスペースシャトルの事故のときも、それこそ宇宙飛行士の中には、もういつか起こるだろうと思つていたというようなことを言つておられた談話を讀んだりしたこともありますけれども、そういうふうにもう安全だと思つておられるものといつても、やはりそれは必ずどこかでそういうものが起こつてくる。

しかもそれが過去の科学技術のように、限定される、例えば何か間違いが起つても、被害が仮に起つたとしてもその範囲が限定されていると、きつたというの、それはそれなりに対処の仕方と比較的やりやすかつたであつたところが、今日のよう組織化をし、さらにそれが効力も物すごく大いといふことになつてきた時代には、私はこの辺のところはかなりシビアに考えて対応を考えなければいけないうんじやないかというふうに思つておるんです。

これは「科学朝日」の五月号ですけども、たまたま「エラー」を科学する」という特集が組まれておりまして、それでこれの読後感もいろいろとありますけれども、いづれにいたしまして、そういうことは人間はエラーを起すものだといふことを前提にして対応を考えなければならぬといふ、こういうことになつてくるわけだと思ふので

あります。

そこで、例えば今の原子力局長の御答弁でいきましても、日本原子力研究所で今度は具体的にヒューマンエラー等についての検討にも入つていくというふうなお話もございましたが、私は、これが本法案と関係をするというふうに申し上げましたのは、実は次の点をいろいろとお伺ひをしたかつたからなんでありまして。それは、今回の法案に人文科学系のみが研究機関というものが除かれております。この辺のところは私がにはちよつと割り切れないものが残つております。なぜこれを除いたのかということについてまずお考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(長柄喜一郎君) 独創的な、創造的な科学技術を生み出していくために、異分野間または他領域の分野の専門家が協力して研究しなさいとかぬといふふうな点につきましては、昨年のいわゆる行革審答申、それから一昨年の科学技術会議の十一号答申でも強く指摘をされたところでございまして。今回の法案はこれらの指摘を踏まえて作成したわけでございますけれども、十一号答申及び行革審答申のいずれも人文科学のみのものは対象にしてなかつたというふうに我々は理解しているわけでございます。

ただ、今後の科学技術政策を展開するに当たりまして、科学技術と人間、また社会、こういうものの調和ということ、科学技術政策大綱にもございまして非常に重要であるということから、我々としても人文科学の発展ということをやつていただかなきゃいかぬ、こう考えている次第でございまして、ただ、人文科学の振興というものと自然科学の振興というもの、同じ方法でいいかどうか。自然科学の研究につきましては、やはりこれは共同で研究を進めるといふケースが非常に多いとございまして、人文科学の場合は個人でいろいろ研究されるという場合が非常に多いかと思ひます。そういう意味で、両者を同じ方法でいいかどうかということについては、我々としても十分それでいいかどうかということにつ

では承知してないわけでございます。

ただ、日本におきまます人文科学の研究は大部分が文部省所管の研究所ないし大学で行われておりまして、この方々は教育公務員特例法によって既に弾力的な措置がとられています。そういうことでございまして、我々としては、人文科学の振興ということではぜひ必要だと考えてはいるわけでございますけれども、今回の法律からは人文科学のみのものは除いたということでございます。

○稲村稔夫君　こういう表現の仕方をしては大変恐縮なんですけれども、どうも今の御答弁は何か平板な感じなんです。といいますのは、我々が取り組んでいるもの、科学技術庁が取り組んでおられるものの中でいきましても、例えばライフサイエンスといった場合には、言ってみれば自然科学系の科学技術ばかりではなくて、いわば人間としてのあれにかかわるものもいろいろのものがやはり一緒に検討をされる、こういう形になって新しい分野が開けてきている。私は、これが今もう完成をしたものだとおもいませんけれども、体系として、しかしそういう方向へ動いていつていと思うんです。ソ連の原爆事故、これはまたまた問題を提起していく一つのきっかけではないかと、それもアメリカのスリーマイル島のときに既にそういうことがもういろいろと行われてまいつてもきていたわけでありまして、本来そのときからそういうものが考えられなければならないかっただけではないかというふうには私は思っていますけれども、科学技術庁というのは科学技術の進歩のために政府間のいろいろな調整をしていかれる、こういうことであります。

そうすると、国立の研究機関と民間との交流ということも、これも私は大事でないとは言いません、大事なことです。しかしそれよりも前にこうした巨大科学というんでしょうか、我々が手にした非常に大きな科学の動きというものに生きている人間としての立場からこれにどう対応するかというところは、これは総合的に、経済の問題もありましよう。しかし営業ということでは経

済はもう既に入っていることになるかもしませんがね。しかし、芸術一つにしたって私は決してないがしろにできないことだ。色という問題もありましようし、それから音という問題もありましようし、いろんなあれがあると思えますのでね。

そういたしますと、言ってみれば私は、事故というもう起こつてはならないことが起こつた。それだけに今急がれているのはそっちの方じゃないだろうか。今局長の御答弁は、人文系はそれぞれ個人が中心だとおっしゃいました。だが、それが逆に自然科学の急速な発達に一方のものが必ずしもうまくフィットしてないといましようか、対応してないといましようか、そんなところにも社会体制全体の問題としていろいろと問題が起こつてきているのではないだろうか、そんなふうにも私は思うのですよ。

そうすると、とりあえずの問題としては、そうした、経済にしても哲学にしても、あるいは芸術系のものにしても、それがこういう例えは今の原発なら原発の例でいけば、ミスを犯させないためにどういうあれができるのか、そういうことをやつぱり総合的に組み込みながら、例えば原発の科学、自然科学的な観点からの安全性の問題だけではない、その辺のところを非常に急がれているんじゃないか、そう思うんです。今たまたま原発のことで例を出しましたけれども、原発ということに限らず、いろいろな科学技術の分野では今急がれてきている問題ではないだろうか、こんなふうにも思っておりますので、これは言ってみれば一番基本にかかわる考え方で、その辺は長官、もしお考えがあればお聞きしたい。

○國務大臣(河野洋平君)　先生も十分その辺は御承知で御質問だろうと思いますが、この法律はまさに人文科学系のみを除いているわけでございます。まさにそこは人文科学系のみを除くということでございまして、今御指摘のように、自然科学と人文科学の重なり合った部分とか、一緒に何かをやつていこうという部分は当然この中でカ

バーをしていかなければいけない。人文科学系、例えば万葉集を研究するとか、源氏物語の研究をするとか、それはもうそれだけでやっているとこの部分を除くということでございます。御指摘のように、宇宙工学でございますとかあるいは原子力発電における事故防止の研究でございますとか、まさに機械と人間とが共同作業をする、機械のミスは人間が見つける、また人間のミスは機械がそれをチェックするというような部分についてはこの法律でカバーをしてやつていくというふうに考えているわけでございます。

先ほど局長から申し上げましたように、人文科学系のみでその研究が進んでいる部分については、大学の研究室などを中心にして、あるいは個人で、どう言つたらいいんでしょうか、非常に一人でこつこつやつていらつしやうという部分についてはこれは実は外しておりますけれども、そうした一緒に研究を進めていくという分野については御指摘のとおり非常に重要なことから先研究テーマになつていくんじゃないか、そういう部分についてはカバーしていかないといいないというふうに考えて、この法律もそういうものを含めていくというふうに理解をしていただきたいと思ひます。

○稲村稔夫君　長官のおっしゃることも私も理解できるんですけれども、しかし、さらにあえて申し上げていけば、今の科学技術の発展、大きく急速な進歩というものに社会科学の面についていってない部分というのがかなりあるという感じは、もうこれは否めないと思ひます。それだけに、そうしたあらゆるものが総合されて検討されていくような新しいシステムというものが必要なのではないか、ここでも人文系だけのことを伺ひましたけれども、そういう意味でいけば、大学の研究室が別に法律があるからということでもこれら除外という形は、本当は私はその辺も疑問があるんです。といひますのは、もし議論をするならば総合的にすべてのものについて議論をしなければなら

ないものというところに一つ大きな疑問がございいます。今のあれも結局大学で研究をしておられる、その研究しておられることの中で何か社会に役に立つ知恵、科学技術と結びつけて考えて発展をさせていくべき知恵というものはいろいろあるはずで、専門化をしていつていく時代というのは、専門化というのは、自然科学だつて専門というのは専門以外のことはだんだんわからなくなつてきます。私もまたいな素人の方がむしろ全体をながめるといふことが、時々やぶにらみでとんでもないことも考えたり言つたりしますけれども、しかしそういう場合もあるということでありまして、そういう研究交流という精神はそれは私はいいと思つております。やらなければならぬことだと思つております。

しかし、もう少し違う言い方すれば、場合によつては何かという縦割りみたいな部分が残つていゝる、そういう格好ではぐあいが悪いのではないだろうかということ。これは、私は整合性なんというふうなことを本会議でも申し上げましたけれども、そういういろいろな意味が含まれている疑問な点であります。入り口で随分時間とつて恐縮でありますけれども、やはりこの法案を審議するに当たつて一番基本になつていゝる疑問でありますので、そこところはぜひ申し上げておきたいというふうに思ひました。

さらに私は、そういうことが今回のように、これ主として見ていけば民間との交流、外国との交流ということが大体柱になるわけでありまして、そういうことよりも急がれている側面として私は今申し上げているつもりなんです。そのことは、例えば高学歴社会になつてきていますし、あるいは高齢化社会ということも言われるようになってきています。それから、そういうことといゝるような関係があるんでしょうが、教育の問題も非常に大きな社会問題になつてきています。これらのことが私は今の科学技術と無縁には存在しない、いろいろと出てきておる、言われている問題といゝるのは科学技術と無縁ではない、そんなふう

に思うんですよ。ですから、総合的な研究交流のシステムをつくり上げていくというそういう役割をぜひ科学技術庁に積極的にやっていただきたいて、省庁縦割りのあれを排してですね。ということとで、ぜひそういうことをお願いをしたいと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(河野洋平君) 私、稲村先生から本会議でも御質問がございましたときに御質問を伺いながらいろいろ考えるところがございました。確かに、法律をつくる立法上の考え方からいいますと、全部にかぶる、こういう法律というものは一つの法律でばつと全部かぶるという方が私にもいいように思います。ちよつと先生の質問の趣旨と違つかもわかりませんが、文部省の関係もこの法律がかぶるし防衛庁もこれがかぶるし、全部がこの法律をかぶっていく、一つの法律で全体が同じように扱われていくということがいいのだと。どうして文部省の関係だけがこの法律から除外といひますか、別のことになつてゐるのかと言われれば、形としては全部がかぶつてゐる方が形としてはいいなど。実効は別だと思ひます。実効は、文部省は文部省で既に教育公務員特例法等がかぶつておゐるから実効上は違ひはないと思ひますけれども、法律の姿、形からいひると、こういう法律は全体にばつとかぶる方がいいなというふうに私も思ひました。

それは、かねてから私も思つておりましたから、この法律案を作成いたしますときに私は何度かそういうことを関係する方々には申し上げたことがございますが、しかし文部省の御関係の方々は、いや、自分たちはもう既にあなた方が言うより先にやつておる、十分同じような実効が保証されておるということでございます。そういうことならば、形だけを整えるということよりはやつぱり実効が大事でございますから、じやいなど。ただし、この現在の文部省のできております法律の中で今回私も御審議をいただいております法律案と同じではない部分があるわけでございまして、多少後で考えなきゃならぬ部分も、

臨教審の答申なども待つてやらなきゃならぬという部分もあるわけでございますから、全く同じではございせんけれども、本当は、形の上からいうとその方がいいなというそういう考え方も確かにある、しかし実効上は問題はないということとでございまして、どつちをとっていくかという選択の問題だつたと思ひます。

実効上の問題で特に補足があれば局長から補足をしたいんですが、立法上の姿という意味からいひますと私はそういう感じを持つたわけでござい

○稲村稔夫君 私、皆さんがさうだということを申し上げるのではありませんが、文部省の関係、特に大学の関係の研究者の皆さんはやはり研究の自由の問題であるとか自治の問題であるとか、その辺のところはどう保証されるかということが一番大きな関心事なんであると思ひます。それらのことがどういふ形で、納得をしていただけるその方々もこれならやつぱり積極的にさうした方がいいなと言ふような条件をつくつていかなければ、長官が希望として持つておられるような形にはなかなか現実の問題としてはいかなうと思ひます。これから私もいろいろ疑問になる点を内容について御質問申し上げていきます。そういう点もなかなか大学関係の皆さんと一本化したものができないという要因の一つであらうというふうにも思ふわけであります。

いづれにしても、こうした人間というものと科学技術とのかかわり、これをもうとにかく総合的にとらえる、そういう新しい科学の展開、技術だけのと言ふと語弊があるかもしれせんけれども、技術だけの進歩というものから、そういう社会全体の中で進歩という方向へいくように、ぜひ科学技術庁としては旗を振つていただきたいということをまず御希望を申し上げておきたいと思ひます。

そこで、法案の内容に関連をして御質問申し上げます。最初に、私は本会議の質問でも自衛官の研究者

の方を加えたというのはどういふわけかということとお伺いをいたしました。防衛庁お見えになつておりますか。――防衛庁は技術本部の方の第一研究所から第五研究所ですか、までの研究所でございますし、それから札幌以下それぞれ試験場がございます。ここでのどういふ研究、そして試験をしておられるのかということもまずお伺いをしてみたいと思ひます。

○説明員(太田眞弘君) 防衛庁装備局開発計画官、太田でございます。お答えを申し上げます。防衛庁の技術研究本部の研究開発及び試験場は、自衛隊の使います装備品等の研究開発におきまして技術研究、試験評価及び試験評価のための研究を行つておるわけでございまして、今御質問のございまして五つの研究所及び五つの試験場がござい

そのやつております内容と申しますか分野を御説明させていただきますと、第一研究所におきましては船舶、船でございます。船舶とか通信機材、電波機材、これはレーダーなどでございます。それから火器、弾火薬類などに関する研究をいたしております。第二研究所におきましては食糧とか繊維製品、それから衛生とか適性に関する研究をいたしております。第三研究所におきましては航空機、それから航空機に搭載します機器、それから誘導武器についての研究をいたしております。第四研究所は施設機材とか車両、それから車両に用います機器についての研究をいたしております。第五研究所は水中武器、音響機材、磁気機材などの研究をいたしております。

それから試験場でございますが、札幌試験場におきましては、これは寒地にございまして、装備品等の寒地とか積雪地それから泥濘地における性能を試験いたしております。下北試験場は、これは青森県の下北郡にございまして、ここで火器とか弾火薬類の弾道性能などの試験をいたしております。土浦試験場におきましては主としてロケットの性能試験をいたしております。新島試験場はミサイルの諸性能の試験をいたしております。

岐阜試験場は航空機及び航空機用の機器の性能に関する試験をいたしております。

以上でございます。

○稲村稔夫君 それでは、防衛庁のやられる研究なわけでありまして、例えば船舶というものについて研究というのとはどんな研究をされるんですか。

○説明員(太田眞弘君) 例えでございまして。

○稲村稔夫君 ええ、例えば。

○説明員(太田眞弘君) 御質問の船舶に関するものといひましては、例えば艦艇の流体雑音低減化の調査研究というのがございまして。これは船と船の周りの、船が走つておきますと流れがでます。その間に発生いたします雑音が出てまいります。この雑音をできるだけ減らそう、そのためにはどうしたらいいかというような調査研究でござい

○稲村稔夫君 その艦艇の今の雑音の例でいけば、そうすると雑音というのは潜水艦との関係というのでも出てきますか。ソナーとの関係なんというのもあるんですか。

○説明員(太田眞弘君) 船はできるだけ静粛にする、世界の傾向といひましてできるだけ音を出さないように静粛に走りたいということとでござい

ますので、そのためには雑音の出るところをできるだけ減らしていこう、こういうことでござい

○稲村稔夫君 それぞれお伺いいたしましたけれども、防衛庁でやられる研究というのは例えば今のお話でも船舶の雑音というお話でありますけれども、これも言つてみれば艦艇というものを中心にしてお考えになるということになります。第一研究所でその他やられてゐることもそれぞれやはり防衛の関係と切り離した研究はできないと思ふのです。

それで、第二研究所では食糧というふう

というんですか、そんなものをつくる研究が大学へ来て、それを手伝わされたなんというような経験もございすけれども、言ってみればそういう隊員の行動というものにかかわってのものであるとかというような、やはり防衛とかかわりて考えられる。あるいは大きな面であつたら、日本全体が食糧が来なくなつたらどうなるかなんというやうなこともあるいは含まれるのかなんというふうにも思います。これはそれぞれところは、防衛との関係は全然関係しない研究というのをさるわけですか。

○説明員(小池清彦) お答えいたします。

ただいまお尋ねの技術研究本部の関係でございますと、確かに防衛装備品絡みの研究をやるわけでございますが、その中にはやはり基礎的な分野も含まれるわけでございます。そういう部分におきましては、例えば車両が寒冷地にも耐えるやうなエンジンを研究するというやうなことになるかと、それは防衛技術にも役立ちますが、同時に汎用技術にも役立つ、そういう部分がございす。

それから、この研究交流促進法の対象になります防衛庁の機関は技術研究本部のみではございせん、防衛大学あるいは防衛医科大学、そういうところも含まれております。ところが、例えば防衛大学校でございすと、これは一般の大学と全く同じ大学教育を授けておるわけでございまして、そのほかに訓練とか防衛学とかそういうものもございすけれども、そういう教育にタッチしておる者はこの研究交流促進法の対象にはなつておらないわけでございます。防衛大学校の理工系の教官というやうなことになりますと、全く一般の大学の教官と同じ研究を行つておる。したがつて、そういう分野におきましてはほとんどが防衛研究とは直接関係のない分野の研究を行う。防衛医科大学校もそのやうなことになるわけでございます。

○稲村稔夫君 私がついていないことも一緒に答えていただいたんですけれども、私は今防衛大学

のことを聞いていたのではなく、今回のこの対象になるものの中に技術本部が入つておりますので、その関係のものについて伺つたわけなんです。防衛大学の問題でいけばまたそれなりにいろいろと議論もあつたけれども、今伺つたのはそういうことなんです。

それでさらに、それぞれの試験場というのは、それこそ装備品の試験というのがこれは主体になるわけでしょうか。装備品のテストか、火器、ロケット、ミサイルのテストというのが主体になるのでしょうか。

○説明員(太田眞弘君) お答えいたします。

先生のおっしゃるとおりでございます。○稲村稔夫君 この第一研究所から第四、五研究所まで、それぞれの試験場で研究者というのはいくつ人かを言いますか。

○説明員(太田眞弘君) 今回の対象となつております技術研究本部の研究者、これにはシビリアンの研究職とそれから自衛官とございす。そして、それぞれ研究所及び試験場におきまして装備品等の研究に従事いたしております。研究職としての職務の性格とか研究者としての経歴、これらはいずれも他省庁の研究者と同様であつて考へております。それから、研究者の能力を学歴ではかることもなけれども、例えれば修士卒業者、博士号を持つてゐる者、その他を比べてみますと、大体約半数が修士号を持つてゐる者といふこととございまして、一般の他省庁の研究者の方と同様の経歴を持つてゐると考へていただいて結構だと思ひます。

○稲村稔夫君 その研究を、研究職といわれる方がここでそれぞれ基礎研究、基礎試験みたいなことをやられるんですか。それだけの人が対象になるのですか。

○説明員(太田眞弘君) 先生のお話しの基礎研究という、基礎という言葉が非常に広いといひますか、広く使われておると思ひます。もちろん防衛庁の研究でございすので、いわゆる大学のやうな、真理の探求といふやうな意味の基礎研究は

いたしておりません。どちらかというところ応用的な研究ではございすけれども、その範囲というのは開発の基礎となるやうな段階まで、割合広い範囲を扱つております。

○稲村稔夫君 応用というのは、それは結局装備あるいは広い意味でいけば防衛作戦行動とか、そういうものとかかわりを持つものについての応用といふことになるんじゃないですか。これ、特に試験場についてはどうなんじゃないですか。

○説明員(太田眞弘君) 技術研究本部のミッションが装備品の開発でございすので、そのための試験でございすから、先生の御指摘のとおりでございます。

○稲村稔夫君 そして、今基礎は広いとおっしゃつたけれども、基礎が広いといふことは、私もそれがあつたらあま防衛大学校についてもいろいろと議論もあつたといふつもりでいたわけでありまふけれども、たまたま防衛大学のお話が出たから、今ここでそれと同じやうな研究といふやうなものがされてゐるのかどうかということも確認をしたいと思いますけれどもね。その辺は、それぞれの研究所あるいは試験場ではやつておられるんですか、防衛大学と同じやうないわゆる基礎的な研究といふものを。

○説明員(太田眞弘君) テーマとしては、防衛大学校と同じやうなテーマを選ぶといふことはあり得ると思ひます。ただ、防衛大学校と比べますと、どちらかといふと応用の方といひますか、開発に近いものを研究してゐると考へていただいていいと思ひます。

○稲村稔夫君 わかりました。防衛庁、大体私が伺ひたいと思つたことは以上であります。そこで科技厅に伺ひたいのであります。

先日、衆議院の方の委員会で科学技術庁設置法とかかわりて質問がなされて、それに対しての見解を出されました。まとめられましたね。その見解とかかわりて、今の防衛庁の技術研究本部、あるいは特に試験場等とかかわりていふもの、それをどういふふうに考へたらいいですか。

○政府委員(矢橋有彦君) ただいま先生御指摘の、衆議院の科学技術委員会におきましてその問題について私どもの見解をまとめて御報告申し上げました経緯がございす。

ポイントだけ一度申し上げますと、科学技術庁設置法第三条及び第四条を総合した場合に、科学技術庁の所掌には防衛技術、すなわち専ら防衛のための技術に関することは含まれていないといふこと。そしてこのことは、本法案によりこの点に変更は生じないものと考へるということ。

それから二番目に、このたび当庁がこの法案のとおりまとめを行つたわけでございますが、なぜ当庁がとりまとめを行つたかといふことについて言及をしております。これについても申し上げますと、これは設置法第四条第一号から第三号までにより、本法案の対象となる主たる部分を当庁が所掌していることによるものであるといふ旨を御説明申し上げました。

それから、そのほか若干手続的なこととございすけれども、第三点といたしまして、本法案の閣議決定は、関係各省庁の共同の閣議議決によつて行つた。その際当庁は防衛庁との連絡に当たつたといふ旨及び本法案の、これから先の話でございすますが、政令の閣議議決についても同様となる予定である旨を御説明申し上げました。

以上、主として防衛庁との関係に着目しての話でございすけれども、文部省との関係についても同様である旨を御説明した次第でございす。以上が衆議院段階における私どものまとめたる考へ方でございます。

○稲村稔夫君 ということだつたことは私も確認をしてゐるわけでありまふが、そこでやはりひつかかつてまいりますのは、科学技術庁というのは、専ら防衛技術に属するものについてはこれは科学技術庁の所掌の範囲には入らない、こういうことになりまふ。しかし、この法案の中では専ら防衛のための研究といふものが加えられるといふことになるわけだ。あるわけですね。そうすると、取りまとめの主たるものが、多くの部分が

科学技術庁の所掌に当たるものだったからというだけでどうも私はおかしいのではないかと。そういう本来の設置目的と合わないものを含めた大きなものをひとつつくるというのであれば、もつと別の形でこの法案の準備がされなければならなかったのではないかと、そう思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(矢橋有彦君) ただいま先生の御指摘の点は、先ほど私が申し上げました第二点の関連事項であると思うわけでございますが、この法律は科学技術庁だけの法律でございまして、いわば各省庁の共同の産物でございまして、そしてこれはだれかがまとめる必要はないものでございまして、その場合だれがまとめるかといえ、一番主たる部分を占める省庁がまとめるというほかにはないわけでございまして、そういう意味で、防衛庁との関係はどうかという御指摘につきましては、防衛庁との間では連絡に当たっていはば共同で閣議諮議をしたという仕組みでございまして、○稲村稔夫君 その辺のところは私がおかしいと思うんですよ。というのは、設置法からいってならなじまないもの、そういうものを取りまとめるというところに一つ問題があるのではないかと、いうことを私言いたいです。ですから、何も法案をまとめる場合に主たる省庁というのがあるならば科学技術庁でなければならぬことはいらないと私は思うんですよ。総務庁なんかで取りまとめるというところからいって、防衛庁以外のもは、それはまさに異質なもので、防衛庁以外のもは、それはそれぞれ多くのものは、中にはあるかもしれないけれども、それはわからぬですけれども、通念的にいって平和目的から逸脱をするような、そういう形の研究機関というのはいらないと思ふんですよ。ですから、その平和目的ということにいったときに、防衛庁は一言あるかもしれない。防衛庁だって平和目的でやっているんですという言い方があってもいいけれども、言ってみれば一つの専ら防衛に関するものという、いわば軍事にかかわるものというそのことではない部

分、これを統括をされるというのならそれはそれなりにわからぬではありません。しかし全く性格の違うものがこのところへ入ってくるということに、そしてそれを科学技術庁がまとめたというところには私は大きな疑問を持っているのであります。その辺はどのように考えておられますか。

○政府委員(矢橋有彦君) 実は、当科学技術庁との関係で異質な省庁が二つあるわけでございまして、一つはただいま先生御指摘のように防衛庁でございまして、それは御指摘のとおりでございまして、いま一つは文部省でございまして、当庁設置法の科学技術云々という場合の科学技術という言葉の中からは大学にかかわるものが除かれております。そういう意味で、当庁から見れば防衛庁と同様に文部省はいわば異質といえ異質であるわけでございまして、したがって、科学技術庁を含むその他の省庁のグループと防衛庁及び文部省、いわば大きく申しましてこの三つのグループと申します。共同作業がこの法案であるという関係になるわけでございまして、その場合だれかがまとめる必要はないわけでございまして、繰り返して恐縮でございまして、一番大きな分野を担当する科学技術庁がまとめるのが順当ではないでしょうか、かように考えるわけでございまして、そこで、確かに先生仰せのように、総理府本府あるいは総務庁といったところでもまとめることも理論的にないわけでは無いと思ふわけでございまして、やはり科学技術の振興を図るための目的を持って科学技術庁というものが大臣を長とする庁として設置をされているわけでございまして、やはりこれは私も科学技術庁が大いに努力をしなければならぬ場面ではないだろうか、このように考えた次第でございまして、また、昨年七月の行革審答申の中でも、科学技術庁は、各省庁の協力を得て研究交流促進法(仮称)をまとめるべきであるという指摘があったわけでございまして、だから私もやったというそれだけの理由ではございませんが、そういう指摘も受けていることは

事実でございまして、特に申し添える次第でございまして。

○稲村稔夫君 いや、ですから私が申し上げているんですよ、方法がそのほかになかったわけじゃないんですよ、方法がそのほかになかったわけじゃないんですよ、例えば、これも本会議で私は長官に申し上げました、整合性が欠けるのじゃないかという観点で申し上げましたけれども、一方では大学関係というのは別になりますと言いますが、一方では設置法とかかわり、専らそれだけで考えていけばその平和目的というのにはいろいろと疑義が入ってくる、そういう防衛庁の研究施設、研究者というこれとの関係を、それを一方は異質だから外しました、だけれども一方は構わないから入れました、これ、どうしても理解できないです、方法があるのです。方法がないのだつたら別ですが、方法があるのです。その辺はどうなんですか。

○政府委員(矢橋有彦君) 文部省との関係でございまして、この法案は大きく分けて身分法の関係の条項と財産法との関係の条項と二つから成っているわけでございまして、その後者につきましては、それも対象になつてはいるわけでございまして、そして身分法のうち一部が抜けているという関係でございまして、このたび私もはいわば防衛庁と共同作業によつてこの法案を取りまとめたわけでございまして、やはり文部省との関係でも同じく共同作業の結果この法案を取りまとめたという関係になるわけでございまして。

したがって、先ほど申し上げましたように、問題は防衛庁との関係だけでなく、防衛庁、文部省という二つの別々のいわば異質な省庁がございまして、それと科学技術庁を含む他の省庁、その三つのグループ全体に關係する法案として一番多くの部分をカバーする当庁が取りまとめたという関係でございまして。若干繰り返して恐るれ入りますが、そういう関係でございまして、○稲村稔夫君 溝の壊れたレコードみたいな、こちの聞くこともあなたの方が答えることも同じところをぐるぐる回っているというよう

な形に今なっているんですがね。

私が伺っているのは、今のようにもつと別の次元からまとめるという方法もなかったわけではないでしょうか。それからまた、本会議で伺ったのは、防衛庁も文部省と同じようにそれなりの対応の法律をつくるという方向でやつて、それぞれ国会で審議してもらつてやるといふ方法だつてあるではないかと。だから、そういう質的に科学技術庁とは違うものをなぜあえて入れなければならなかったのかというところからいって、それは、賛成できるかどうかは別にしてもわからぬではないというところになりまして、ほかに方法があるんだけれどもあえてこういうふうになつた、そこがわからぬ、こう言っているのです。

○政府委員(長柄喜一郎君) 本法案は、国の研究機関と国以外の者ということで、民間企業、外国、こういうところとの研究交流を促進する上での非常に障壁になつてはいる法律的な問題を取り除く、そして国全体の研究開発活動の効率化を図るというところを目的としたものでございまして、国の研究機関における研究者からすべてを対象にしているわけでございまして、したがって、防衛庁の研究者につきましてもこの法案の対象としたわけでございまして。

この際、防衛庁の職員の方と一般の省庁の研究者の方を一つの法律で扱うのがいいか、別の法律にするのか、これはいろんな方法があり得るわけでございまして、特に我々といいたしましては、普通、一般の省庁の研究者の方も防衛庁の研究者の方も同じく研究業務に従事しているということから、同一の法律で扱つていいんじゃないかという結論になつたわけでございまして。防衛庁の職員の方と一般の国家公務員の方と同一の法律で扱つた身分法的なものも幾らかございまして、こういう例もございまして、我々としては、同一の法律で扱つても特に立法上問題はないという結論に至つたわけでございまして。

なお、文部省の国立大学の教官の方でございま

すが、これにつきましては既に外国人教員任用特別措置法、また教員特別法等がございまして、身分法的にはこの法律の第三条、第四条とほぼ同様な規定が既にできております。抜けておりますのは第五条でございますけれども、これにつきましては臨時教育審議会等におきましていろいろ大学のあり方について議論がされておまして、文部省といたしましては、臨教審の答申を得てこの教員特別法を今後改正したいという意向がございまして、この第五条だけ抜けています。第六条以降につきましては、財産法関係でございますけれども、これは防衛庁も一般の省庁も文部省も対象となつてゐる次第でございます。

○稲村稔夫君 困つたですね。私がさつきから申し上げてゐるのは、方法としてそういう方法もなかったわけではないということはお認めになつてゐるわけですね、それも考え方の一つだということはお認めになつてゐるわけですよ。だけれども、そういう考え方をとらなかつたのはなぜかというのを私は一生懸命聞いてゐるわけですからね。それにちつともお答えにならないで、何かほかの方ばかりをお答えになつてゐるから何回も同じことを聞かなければならぬ。

○国務大臣(河野洋平君) 稲村先生のおっしゃる御意見も私は理解できます。

できますが、私どもの気持ちを申し上げますと、科学技術庁としては、科学技術の振興、そしてそれによつて国民経済に寄与する、あるいは社会全体の進歩発展に寄与する、こういうことが科学技術庁の役割と心得ておまして、今いろいろ考えてみて、科学技術の振興のために我々がなすべき重要な仕事は幾つかある。そのうちの一つに、国の研究所あるいは国が、国以外の者との研究交流を促進する上での隘路が幾つかある、この隘路を取り除くことが国の研究あるいは日本全体の研究を進めていく上でプラスになる、つまり科学技術の振興にプラスになる。こういうことを我々は考えまして、これは科学技術庁の仕事である、こう考えたわけでございます。ぜひ科学技

術庁の責任においてやりたいな、こういうふうに思つてゐるわけでありまして。

しかし、おっしゃる通りに、それぞれの役所にはそれぞれの役所の設置法があり目的があつて、それぞれの役所にはそれぞれの目標があるわけでございますが、科学技術庁が持つてゐる目標あるいは科学技術庁の設置法に書かれてゐる目的等を考えますれば、大体全体をにらんで、科学技術の振興のためになすべき施策の一つとして、こうした隘路を取り除くその取りまとめ役を我々がやるということが適当であろうという少し積極的な意思があつてこの取りまとめに当たつたわけでございます。

先生御指摘のように、その取りまとめに当たりますしては、先ほど来、官房長、局長が御説明を申し上げましたように異質のものがある。あるけれども、その異質のものにつきましてもこれをやることによって科学技術庁の性格、従来とつてきた我々の性格あるいは考え方が変わるものではないというのを十分に確認をした上でこれが取りまとめに当たつたわけでございます。ぜひその点は御理解をいただきたいと思ひます。

○稲村稔夫君 なぜこうしたかということについてはわかりました。が、それをおっしゃられると、なお私の方は、ここで専ら防衛のための研究というものが十肥一からげに加へられた、そのことについては了承をしかねるということになるわけでありまして、この問題は見解が違ふということでも堂々めぐりになりそうでありまして、それだけで時間ばかり経過してしまふので、先の方へ進ませていただきます。

次に、本法案の中で退職金問題に触れてゐるわけでありまして。それから、これとちよつと共通の問題点があるような気がいたしますので加えてあれしと、特許権あるいは実用新案権の民間との共同研究の場合、その一部が譲与をされる、こういうことになつております。その辺の問題について少し伺いたいというふうに思ひます。最初は、公務員であります国立の研究機関の研

究者が民間に出向をいたしましたときの今まであつた不利益な点、こういうことが取り除かれるということなんでありますけれども、それは私は、一方で確かに大事な面だということがあるかもしれないが、同時にまた、これが弊害を生むということもあり得るということを危惧するわけでありまして。私は、もろ刃の剣になるんではないかというふうに心配をしております。みんな人間なわけでありまして、公務員といへども人間なわけでありまして。これが民間に出向をいたしました、退職金に不利益はないということになつてきて、言つてみれば研究費もたつぷりあるし、それからいろいろと処遇もいしというふうなことで、ずつとそれこそ民間の方のとりこになつてしまつたというふうなことで起り得るんじゃないだろうか。その辺のところは何か歯どめがあるのでしょうか。

○政府委員(長柄善一郎君) この第五条によりまして、研究公務員が国以外の者、民間企業の場合が多く、研究組合等があるかと思ひますが、そういうところとの共同研究ないし委託研究等のために出向するわけでございますが、これらの共同研究等につきましましては、国側と相手側とが事前に契約を結びまして、こういう研究についてこういうことをやります、何年間でやります、というふうなことをやりまして、これに基づいて研究者の方が相手方に移るといふようなことでございまして、研究者の方も当然無期限ではございせん、この仕事のために何年間とか何ヶ月間相手方に移つて仕事をやる、こういうことで、はつきりと任期を切るわけでございます。そういうことで、ずるずると相手方の民間企業にゐるというふうなことは一切心配ないというふうに考えております。

○稲村稔夫君 そうすると、そういう契約などで出向期間がきつちつと明示をされるということでありまして、それは更新することはないんですか。

○政府委員(長柄善一郎君) 共同研究契約等が更新されまして、いいまでも無制限に更新されるわけではないと思ひますが、何らかの理由によつて期間が延長された、こういうことに伴つて研究者の滞在、出向期間が延びるということはあるかと思ひますが、これもおのずから限度があるか、こう考えております。

○稲村稔夫君 私がこんなことを申し上げたのは、大変その研究職の方には失礼でし、あるいはそんなことがあつてはいけないというふうに思つておりますし、ないとは思ひますが、しかし巷間で、例えば大学等の先生の中でも特定の企業のところへ少し入り浸つてゐる人ではないかなどと言われる場合もありますだけに、そんなことがあつてはならぬというふうに思ひますので、その辺は運用の面でも十分に気をつけていただかなければならぬ問題だろうというふうに思ひます。これは本法がもし通ればそれこそ十分に留意をしていただきたいというふうに思ひます。

さらに次は、民間との共同研究の場合に「効率的実施に特に資する」といふふうに書かれてゐる部分がありますけれども、これはどういうことを言うのでありましょうか。そして、効率的であるかどうか、「実施に特に資する」といふやうな判断といふのはどこがやるのでしょうか。

○政府委員(長柄善一郎君) 今の御質問は第五条の政令の内容についてのお尋ねだと思ひますが、さういふことは、共同研究等の効率的実施に特に資する」といふことは具体的にどういふことかといふことでございまして、我々、今政令として考えていますことは、第一は研究公務員が従事する業務がその研究公務員の職務と密接に関連があり、共同研究等において重要なものであるというところを第一点に考えております。第二点は、研究公務員の従事により特に効率的に仕事が行なわれるというのを第二点に考えております。第三点は、共同研究等を実施する国以外の者、相手方でございますが、相手方からのぜひ出向してほしいという要請があること。この三つの条件について現在政令

案として考えている次第でございます。

なお、これらの要件に該当するかどうかということにつきましては、この研究者の属しておりますそれぞれの省庁が判断するというふうに考えております。

○稻村稔夫君　ちよつと最後の方から伺いましよ
う。それぞれの省庁と言ふけれども、省庁はそう
すると大臣の認可ということですか、承認という
ことですか。

○政府委員(長柄喜一郎君) それぞれの省庁がこの第五条の政令の要件に合致するというふうに判断いたしますが、本件は退職手当法の特例になるということでございますので、省庁のみではなくて、退職手当法を所管しております、これは総務庁でございますけれども、その長が内閣総理大臣でございますが、特例でございますので、個別、具体的にどうかということで総務庁の方の審査が入るといふうな手続を考えております。

○稲村稔夫君　そうすると、その判断をする者は、その研究機関の所属をする省庁といったときにはどの段階ですか、省庁の中の。

○説明員(吉村晴光君) この第五条は、いわゆる公務員法に基づきます休職の一環で派遣をされるといった場合に適用されるわけでございますのと同じで、休職を命ずる人はだれかということになるわけでございます。これは公務員法上任命権者ということになっておりまして、一般的に申しますと、各省の大臣が任命権を有するということになります。したがって、各省大臣が判断をされるわけでございますが、部内等で委任があれば委任を受けた方が判断をされるということはあろうかと思いますが、法令上は各省大臣が判断をされるということになります。

○稻村村夫君　ちよつと露骨な聞き方をして大變恐縮なんですけれども、私も役所というところで、判こで随分困ったことがあるんですけれども、一番上の判こというのはどなたの判こになるのが普通なんですか、こういう場合は。

○政府委員(矢橋有彦君) 一般論として申し上げ

ますと、原則としては一番上の判こはその行政処分を行う処分権者でございます。大臣である場合が多うございます。ただし、内部で委任が行われておりますと、その委任を受けた者が最後の決裁者となるわけでございます。そして、その委任を受けた者が処分権者でもあるわけでございます。それからもう一つ専決という概念がございます。処分権は上の方にあるけれども、非常に数多く、かつ定型的な事例が多いような案件につきま

しては、内部で決裁をどこまでとつたらよいのかということを決めております。それを専決と申しますが、その専決の規定によりまして、例えば大臣が処分権者であるけれども局長までの決裁でよろしいという場合、その場合には局長が最後の決裁者になります。そのような関係でございます。

○稲村稔夫君　私は、今のお役所の立場から言えども、そういうお答えになるかと思うんですが、実際の運用の中でいけば、上の方の判というのは大

体めくら判に近い。完全にめくら判と言うと問題
 がありましようからあれですが。というのはい
 ろいろと下から議論をされてきて上がつてきたも
 のというのはいかか特に問題がない限りは許認可を
 する、認めるというのが普通なわけですね。そう
 すると、例えば今の共同研究のためにこれは休職
 にしよう、それを認めよう、俗な言い方でいけば
 そういう判断を下す一番大ものになるところはど
 こになるのでしょうか。それは研究施設の長です
 か。

方のサイドで相談をしながら物事が決まっております。ではないかというふうに思っております。

○稲村稔夫君 わかりました。こんなことをちょっとと細々と伺いましたのは、やはり共同研究というものに伴っていろいろ今後不測のことが起こらないようにということ考えたときに、その辺のところが大変気になりましたので、あえてお伺いをしたわけがあります。

次に、受託研究の場合というのがありますね。その受託研究の場合に、特許権それから実用新案権の一部を譲与するというふうにはこはなっておりますけれども、この「一部」というのはどういうことを言うのかということですね。そして、その丸々というのはこれはそれなりのあれでしょうが、譲与をするための基準、その中で一部という、その一部の範囲を決めていく基準といいたしようか、そういうものはどうなるんでしょうか。それをどこが、どなたが判断をするということになりますか。

○政府委員(長柄喜一郎君) 一部の程度でございますが、特許権の全部じゃございません、部分的に相手方に譲与と申しますか、無償譲渡するということで、結果としては国と相手方の共有になる。共有の持ち分が幾らかという御質問かと思いますが、これにつきましては政令で定めたいと考えております。

ただ、従来から国と国以外の相手方との共同研究の場合、これ一般には人材なり資金なりを折半しているというのが通例でございますが、この半々ずつ負担をしてやった場合の特許権の扱いは一般的には五〇％対五〇％になっております。受託研究の場合には研究費はすべて相手方がお持ちになっているということでございますので、相手方の持ち分というのは五〇％は超えないとバランス上まずいということでございますので、六〇になるか七〇になるか八〇になるかということでございます。一〇〇にはならない。

ただ、もう一つの考えなければいかなぬ点は、これは国が関与しております。国というのは公益性

を持っております。その國の関与した特許權といふのを相手方にすべて独占させるといふのは非常にまずい。第三者に実施許諾するだけの十分な担保をとっておかなきゃいかぬということになつて、國の持ち分を残さなきゃいかぬといふふうにて考えたわけでございます。でございますので、結論といたしましては五〇％よりは相手方の持ち分が多いということで、その間はどこにするかは今後政令の段階で決めていきたい、こう考えておる次第でございます。

なお、特許権等の管理処分につきましては、現在その特許権の管理はそれぞれの省庁の長が管理の責任者になっておりますので、その譲与するかどうかという判断も各省庁の長が行っていくということになるう、こう考えている次第でございます。

○稻村稔夫君 受託研究の場合といひますのは、国の権利をどれだけ取るかというのが、これ政令で定められるという今お話なのでありますが、幾らが、どの程度がいいのかというのは、これは研究の種類だとかなんとかというようなことでも違ってくると思いますが、その辺は非常に難しいものが出てきませんか。研究の種類によって違いが出てくるということはありませんか。

○政府委員(長柄書一 郎君) 受託研究の場合の資金負担は全額相手方がお持ちになるということでございまして、国側は資金負担はしていない、国の研究者が知恵を出したということになろうかと思えます。

それで、実際の運用といたしましては、個々のケースによつて国の持ち分を二〇にしたり三〇にしたり五〇にしたりというのは適當ではないというふうに考えておりまして、我々としては一律国の持ち分幾らというふうにしたいというふうに考えている次第でございます。

○稲村稔夫君　そうすると、それは一律ということにするんですね。それ、ちよつと答えてください。

○政府委員(長柄喜一郎君) 一律を考えておりま

○稲村稔夫君 その辺のところは、今度民間とい
るから出てくる可能性があるんじゃないかなという
感じがするんですけどね。いい
ますのは、例えば金を出したという場合は金額と
いう形でスケールが出てきますので、はっきりと
いたします。だけれども、知恵を出したというそ
の知恵の価値判断といましようか、そういうもの
のはいろいろと出てくるのがあり得るわけなん
であります。その辺がこれから、民間の方から
金をみんな出したのに知恵は、結局その出して
いただいた知恵に対する報酬というんでしようか
ね、そういうものについての判断というのがかな
り違ってくることもあるんじゃないかということ
を気にするんです。

そうすると、一律というのはこれは実用新案の
場合も同じですね。

○説明員(吉村晴光君) 私どもの発想を申し上げ
ますと、国が民間に委託をいたします場合には、
知恵は民間から出るわけでございますが、すべて
国の資金によりますので全部国が権利は取得を
する、こういう制度になっております。一方受託の
場合には、知恵は国の研究者が出しますが、資金
は全部民間から出てくると。その際に現在国は
丸々取っておるということでございますが、これ
では両方取ってしまうということで、研究交流
の促進上いろいろ問題があるということで、そう
いった場合にはやはり民間に権利をお譲りいた
きたいという要望があるわけでございますが、一
方、これは国の機関であるものでございまして
で、公益上の必要性があれば国がその権利を行使
する、またはほかの方に使わせる権利だけは留保
しておく必要があるといった観点で共有といった
ことを考えておるわけでございます。

したがって、私もいたしましては、研
究の中心によつて一々率を変えろということとは考
えておりません、研究を始めます受託を受けま
すときに、これから生じた特許権につきましては

持ち分の何%をそちらにお譲りします、無償でお
譲りしますといった契約を結んで研究に着手をす
るといったことを考えておるわけでございます。

○稲村稔夫君 わかりました。これは少し取り越
し苦勞なのかもしれないけれども、やはり民間
の場合は、金を出して物を買ってあげれば、それは
最大限有効に生かしていくようにしようという、
これは経済の原則としても動いていけることな
わけでありまして、それだけにトラブルが出てこ
ないかということに気をいたしております。

それから、次に移りましょう。
それで、今度民間との交流ということを進めて
いく中で、今度国は施設の貸付場合というの
ありますね。国の施設を貸付場合には、これは国
の研究機関が現に行っている研究と密接に關連
し、さらに効率的に特に有益であるというふう
にあれば貸付してもいい、ということとは、具
体的にはどんな場合をいうのでありましようか。そ
れをまた時価よりも低い対価でもって貸すとい
うことになっておられますけれども、その基準など
いふものはどうなるのでありましようか。そし
て、それはどこが判断をするのでありましよう
か。

○政府委員(長柄喜一郎君) この「当該研究の効
率的推進に特に有益である」という意味でござ
いまして、これは現在国が行っております研究に
ついて、国以外の方が国所有の試験研究設備を
使用された結果得られた成果とか記録とかデータ、こ
ういふものを提供していただく、研究所側に、国の
側に提供していただくというふうなことでござ
います。国の研究が一部例えば省略できるとか、スキ
ップできるとか、国の研究はそのデータが入ったた
めに非常に速く進むというふうな場合有益である
というふうなことを考えているわけでございませ
ん。

では、だれがその有益であるかどうかを判断を
するかということでございますが、これは本来的
には各省庁の長の方が判断するのが建前ござ
いますけれども、これは非常に技術的な内容でござ
います。そういうことでございまして、実際には

その設備を持っていらつしやるところの責任者、
研究所の所長さんが判断していくものというふう
に考えております。

○稲村稔夫君 あと、時価よりも低い基準だと
か……

○政府委員(長柄喜一郎君) どのくらい割引する
かということにつきましては、これは政令で定め
ることというふうな考えておりますが、一般的に
考えていたしましては、現在、国の設備をお使
いになる場合、すべてのコストをいただく、間接経
費も直接経費もすべていただくというふうな考
えているわけでございまして、時価よりも低くとい
う意味は、少なくとも直接経費はすべていただく
というふうな考えております。どのくらいにする
かということとは、具体的には政令で定めるとい
うことでございまして。

○稲村稔夫君 この場合は、施設によつて随分
いろいろと違いがあるから一律というわけにはい
かないでしうね。

○説明員(吉村晴光君) どの程度安くできるかと
いうことにつきましては、その限度を政令で定め
るということにならうかと思ひます。

考え方としては、使わせたことによつ
て余分に金がかかるといったものはやはり好ま
しくないわけでございまして、例えば減価償却費
みたいなものはおまけをする、使つても使わな
くてもかかる減価償却費みたいなものはおまけを
けれども、電力代みたいなものは全部やはりいた
だかなきゃいかぬということが一つの考え方とし
てあるわけでございまして、そういう意味で、
これからの検討事項でございまして、設備
に際して考へるといったこともあろうかと思ひま
す。

○稲村稔夫君 だんだん時間も経過してきます
ので少し先の方へ進みますが、こうした民間との共
同研究ということの中でもう一つ懸念があります
のは、企業といふものは、新しい技術なり、理
論も含まれる場合がありますが、そういうものを
独自に開発をしていきますと、それは企業秘密と

いうペールの中に包み込んでしまう場合がよくあ
ります。ということで、共同研究がこうした企業
秘密の中などに取込まれていかないうこととい
うこともやはり大事なところだろうと思ひのであ
りますけれども、その辺はどんなふうになりま
うか。

○政府委員(長柄喜一郎君) 一般的に国の研究開
発は、自分のみでやる場合もそうでございま
すし、それから相手方との共同研究という場合も
うございまして、国というのは公益性と申しま
すか、国民全体の奉仕者という立場がございま
すので、国の研究成果は公開されるというのが一
般的な基本原則だと思ひます。こういうことで、共
同研究の場合でも原則としては研究終了後この成
果を公開するということが原則だろうというふう
に考えております。

ただ、これは国内のみではなくて外国もそう
ございまして、工業所有権、特許権を権利
化するといふふうなために、一時ある期間だけ成
果を公表しない、差し控えるということがござ
います。このようないことは共同研究でございま
すので、相手方の立場といふものを十分考慮しな
きゃいかぬということで、一定期間だけ成果の公
表を差し控えるといふふうな配慮も必要だとい
うに考えております。

○稲村稔夫君 これは、私は本会議の最後の方
で本間に簡単に触れました。特定の企業の利益に
なるようなことは、これは十分避けていただ
きたいというふうな申し上げてまいりましたも、
今いろいろとお答えをいただいたこの部分が
あるからでありまして、その辺が随分気にな
つたわけでありますので、これもこれから政令で
定められる部分もあつて、それから例えば共同
研究であつても公開が原則である、こういうこ
とのお答えを今いただきました。あつちと思ひ
ますというお答えでありましたので、ちよつと私
も不安が残つてゐるんでありますけれども、それは公
開を原則にしていかれるということだといふ
に受け取るといたしまして、問題はいろいろとあ

つても、とにかくよかれと思つてやっていると、逆な目が出てくるなどということがないようにぜひ心がけていただきたいというふうに思うわけでありませう。

ただ、私は今のお答えを伺っている中でも、実際これが動いていった場合に、企業というものの持つている性格というものは、これはやっぱり競争の原理の中で生き残るために必死になつていろいろとやっているとありますが、そういう中へ巻き込まれていくというケースは往々出てくるであらうということに危惧しているんであります。今お答えをいただいたから全部安心したというわけにはまいりませうけれども、時間の関係もありますから次へ進みます。

次は、外国人の登用の問題と外国との共同研究についてであります。まず最初、国立試験研究機関では外国人の研究者というのはどのくらいおられますか。研究者の数と、その中で何人いるか、おわかりでしたら、ちょっと。

○政府委員(長柄喜一郎君) 国立研究所につきましては外国人研究者を常勤の公務員として任用した実績はございません。ちなみに、国立研究所の研究者の数は約一万人でございます。

○稲村稔夫君 そうすると、今度の法律によつてそこところは今度は公務員として採用するということですか。

○政府委員(長柄喜一郎君) 従来、当然の法理というのがあるとして、平といいますが、役職につかない研究者については外国人は任用できないということでしたが、役職についている部長とか研究室長については外国人を任用できないというのが従来の制度でございまして、今回の法律ができましたと研究部長、研究室長まで外国人を任用できるということになりますので、この法律ができましたら、それぞれの省庁において外国人の方の任用が始まるものというふうに考えております。

○稲村稔夫君 もっと適切な言葉があるといひんですが、平と今言われましたが、そういう外国人

の研究者というのは何人くらいおられるのですか。

○政府委員(長柄喜一郎君) 現在のところ、現在の制度でも任用できる種類の方はいらつしやるわけですが、実績はゼロでございます。

○稲村稔夫君 このことをあえて伺いましたのは、国立試験研究機関というものに外国人を任用するということについて、外国人がそこになかなか参加してこない、そういう要因が一方にはあるのではないかと、そういうことを私は危惧しているわけでありまして、もしあるとすればその役職の面を幾ら開いてもなかなかうまくいかないということになるんじゃないでしょうか。先ほどの何かいい言葉はないでしょうか、平というのはどうも嫌いですね。特別の役職のない立場の研究者というのは道が開かれていないといふことであらう、今度は役職の道を開いたといふことで、またできるという保証もないのではないだろうか、かえつてそのことが気になりますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○政府委員(長柄喜一郎君) 御指摘のように、従来、これは国立研究所に限らず、我が国の社会制度、習慣等から見ましてや、もとより外国の方に対して閉鎖的であつたんじゃないかという指摘が、あちこちでされておりましたが、それも事実であらうといふふうに考えております。今回、法律で外国人の研究者の任用が可能になつたといひましたも、その研究所の中の習慣それから物の考え方、こういうものがやはり外に向かつて、外国に向かつて開かれた形にならないとこの任用もうまくいかないと考えておりました。我々といひましたは、今回の法的措置を加えて、さらに外国人研究者の招聘制度を充実させるとか、それから国内の研究者の方の例えは英語の力、英語なり外国語のコミュニケーションの力をつけるとか、相手の方々の文化とか習慣とか価値観、そういうものを理解できるように力をつけるというふうなことで、法律に合わせて外に開かれた雰囲気をつくり出すといふことは、ぜひ必要だと考えております。

す。

○稲村稔夫君 語学の問題もあると思ひますけれども、そういうことばかりではない、いや、それは従たるものではないかという私は気がいたします。というのは、国内の研究者の問題にいたしましても、残念ながら特定の大学を出てくる人たちがかなり多いというような形でつくられてきている雰囲気というものが随所にあるわけですよ、現実には結構ありますので余りそういう批判をしたくはありませうけれども、しかし特定のグループができてしまひますと、人間の集団ですから、その特定のグループ以外の者というのがなかなか入りづらいつたというふうな雰囲気が残念ながら試験研究機関というものの中にはあるのではないかと。どうやら先この壁を外すことができるか、こつちのこう道を開きましようといふても実効が上がらぬ、こういうことになるのじゃないかと私は思ひます。その辺、いかがでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) 外国人の研究者が日本へやつてくる場合に、研究者というものは、私の思ひますのには、一番何を考へて来るか来ないかを決めるかといへば、自分の研究に合致したいテーマがあるか、しかもそれが非常に高いレベルで研究されているかどうかということが恐らく一番のポイントじゃないかと思ひます。従来、日本の研究所が非常に高いレベルで、あるいは外国人の興味、関心、非常に研究意欲を燃やそうようなものがあつてなかつたか来なかつたということになると、その隘路はどうかということになつてくると思ひますが、現在、私も見ておりました、相当日本の研究所、研究者のレベルは高くなつてきた、そしてしかも欧米先進諸国あるいは開発途上国の研究者、いずれの分野からも相当に注目されるようになってきたといふことは私は事実だと思ひます。そういうことになれば、来たいけれども来れない隘路があるとすればそれを取り除くといふことがまず一つ。

そして、もし来てくだされば、それによつて今稲村先生が御指摘になつたいわゆる人脈と申しませう、あるいは関、学閥、非常に端的に言つてしまひますけれども、ぶち壊す。そして、むしろもつと新しい研究所あるいは研究者の方々の非常に高いレベルの研究がそこに展開されるというところがこの法律の一つのねらいでもあるわけでございます。さあ、そういうものを全部地ならしをして、さあ、いづれいづれといふのは、礼儀としてやつておくべきものではないと思ひますけれども、むしろそういうものは、先生御指摘のように、言うべくしてなかなかこれは難しい部分もあるわけでございますから、むしろ新しい頭脳というものがわつと入つてくる、それによつて新しい展開がそこで出てくるということも私は大いに期待したい、こんなふうな考へております。

先ほど局長が申しましたように、日本社会といひますか、日本のそういう部分を持ちます、言つてみれば昔ながらのいろいろなしがらみといふようなこともあろうかと思ひますけれども、そうしたものはできるだけ取り除かなければならぬといひます。つまり、それが研究の進歩、前進に非常に資する、こゝろ私どもは考へておるわけでございます。両方相まつてその辺は切り開いて進みたい、こゝろ考へておるわけでございます。

○稲村稔夫君 もう時間も随分経過してしまつて私の持ち時間ほとんどなくなつてしまつたので、この点でもまだもつといひたいと伺つておきたいと思つていた点あるんですけれども、私のこの部分についての意見だけ申し上げて次へ移らしていただきますと思ひます。

民間では結構外国の研究者も来てどんどんやつておられるところといひたいところがあるわけでありまして、それは、要因は、官民高なんで、最近よく言われる言葉がありますけれども、国立の試験研究機関と言われるものが持つてゐる一つの雰囲気というふうなものもあるのではないでし

ようか。それに研究費の問題、施設の問題、こういったものがみんな絡んできていると思うんですね。だから、その辺のところを十分に考えて対応をしていただかなきゃいかぬのじゃないか。それがなければ幾ら条文をつけたってどうにもならぬということをお願いしておきたいと思ひます。

次に私は、外国との共同研究というのがいろいろとやっぱり心配をされる面がございまして、特にアメリカあたりがSDIへの積極的な参加を同盟諸国には呼びかけている。いや西ドイツが結んだとか、いやイギリスが協定を結んだとか、今度はどうか結ぶだろうなんていうような話がいろいろと出てまいりますと、そこへ調査団が官民合同で出かけていきましたとか何とかというふうなことになるまいかと、外国との交流ということはこの法案ではうたつてはいるけれども、結局はそうしたアメリカ側からのあれに対応する素地がこちらの方でつくられる、そういう形になるんではないだろうかということを私は危惧するのでありますけれども、その辺はいかがですか。

○国務大臣(河野洋平君) 本法案とSDI問題とは全く関係がない、こう考えております。

○稲村稔夫君 長官そういうふうにお考えであれば、ぜひその考え方は貫いていただきたいと思います。まず、ただ、やはり私は心配になってまいりますのは、平和目的の研究というものが本来我が国の国是でもあるわけでありまして、それが軍事技術への応用ということにいつされないと限られません、という側面というのは多分にあると思うんですね。平和目的の開発をしていった超L SIが軍事的に重要な役割を果たすことになって活用されたというふうなことは往々にしてある。先ほど防衛庁もまたま言われましたけれども、基礎研究といつても幅が広がります、その基礎研究だと言つてはいるものがある間に軍事目的の研究といふものにつなげられてしまうというふうなことがある。我が国の中で研究のときには、そこは厳密に線を引きますよというふうな線を引かなくても、線が引かれてない

外国との中で共同研究というものが行われるということになりますと、その辺が随分心配になるのでありますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(長柄喜一郎君) 一般の省庁ないし大学を含めまして、また企業でもそうでございますが、民生用のためにいろいろ新しい技術をつくり出すというふうなことをやっているわけでございますが、これは成果として日本全体の技術水準を引き上げている。その一般的な技術になったものを防衛庁の方で専ら防衛の技術に転用されるというところは一般に行われることでございまして、技術といふのは一種の情報でございまして、そこで垣根をつくつてその転用を防ぐというふうなことは事実上不可能だと思ひますし、科学技術の進歩といふものはそういうものであるというふうな理解しております。

○稲村稔夫君 そうすると、平和目的で研究をされてはいたものが軍事技術に利用されるということについては、それは完全にチェックすることはできない、こういうことになるわけですか。

○政府委員(長柄喜一郎君) それをとめることは不可能であるというふうに考えております。

○稲村稔夫君 これは非常に重要な問題なんでありまして、国内の場合にはそれでもいい、国内世論だとかいろいろあります。それから防衛庁の位置の問題もあるでしょう、国の中の全体の中での。だけれども、これが例えば外国、特にアメリカのように、産官学だけではなくて軍も入つてというような格好になっているような国のあるところ、そこで共同研究といふものへ入つていったときには、私はそれが軍事技術に利用されるということになると、いつの間にか軍事技術に活用されたときから、軍事技術であれば秘密ということと必ず結びついてくるといつていいわけでありまして、けれども、その辺のところが大変気になるわけでありまして。

そこで、外務省が見えなくなっていただいていますね。――最後の十条に国際関係のことがうたわれておりますけれども、今のような懸念などもあ

りますのであえて伺いたいんですけれども、第十條といふのは最初の案の中にはなかったという話だったのだけれども、閣議のときには入つていたんだそうですね。この第十條といふのはどうしてなければならぬものと外務省は考えておいでになりますか。

○説明員(小林二郎君) 御質問の第十條につきましては、国の研究機関等に対して国際的な交流を促進するに当たりまして、条約あるいはその他の国際約束の履行とか、また国際的な平和と安全の維持に対する配慮といったようなことを規定している、そういった面に特別な配慮を払うということとを規定しているわけでございますけれども、この第十條で規定しておりますそういった条約、その他の国際約束を履行するとか、あるいは国際的な平和と安全の維持に配慮するといったような点につきましては、これは申すまでもなく当然の国の責務であると考えております。

しかしながら、この法律ができますことによりまして、国際間の交流活動といったようなものが促進される、従来にも増して促進されるということが期待されるわけでございます。この際、改めて国が結んでおります条約、あるいはその他の国際約束の履行並びに国際的な平和と安全の維持といった面に配慮するといふ点につきまして、特別な注意喚起を行うという趣旨で設けたものでございます。

○稲村稔夫君 どうもわからぬですね。これいうと、ではどうして国際交流が促進されるんですか。これがなかつたら国際交流といふのは何かそこが起こつてまいりますか。

○政府委員(長柄喜一郎君) ただいま外務省から御答弁がございましたように、この法律で国内の交流にあわせまして国際交流を盛んにしようとするためのいろいろな特別措置が設けられているわけでございますが、先ほど答弁がございましたように、この法律によりまして今後我が国と外国との交流が盛んになることが期待されるわけでございます。それでその際、我が国として既に外国

と約束しておる条約その他の約束等に触れることのないように今回の第十條を設けたわけでございます。具体的には、例えば核不拡散条約に反するような研究はしないとか、二国間の原子力協定に反するようなことはしないとか、生物兵器に関する条約、こういうものを日本は批准しているわけでございますが、これに反するような研究等はないといふようなことが具体的なケースでございます。

○稲村稔夫君 もう時間がなくなりましたから、私はもうこれ以上質問ができないわけでありまして、けれども、国際条約を守るなどというところは当たり前のことであつて、そこら辺のところを、言わばがなのことをなぜわざわざこへ入れなければならぬのか。そして、これを入れることによつてどうして国際交流が促進されるのか。十條がなければ国際交流が促進できないかどうか。こういうことを私は言っているんですよ。だから、まずあえてそのことをいろいろと言われるから、そうすると、長官が幾らSDIに参加しているのを考えていまして、こう言われたつて、いろいろと今出ている生臭い話といふのを我々だつて聞いているわけですから、簡単に、はい、そうですとかいふわけにはいきません。非常にこのところ議論になつてしまふと、こういうことを申し上げ、私の質問は終わりたいと思ひますけれども、なおもう一度長官に、こういうSDI絡みの、言つてみれば軍事機密絡みになることといふのは絶対にやらないといふことであるかどうか、念押しして悪いのですけれども、もう一度聞かしていただいて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(河野洋平君) もう外務省あるいは計画局長から御答弁申し上げましたので、重複を避けたいと思ひますが、第十條は、先生そこでごらんのとおり「配慮事項」、こういうことでございまして、この十條がどうやって交流を促進しておるのだ、こういう御指摘でございますが、交流を促進しておるのには九条まででございますが、十條はその促進に当たつてこういうことに配慮せよ、こ

う言っている条項でございます。なぜそんなことをわざわざ配慮をする必要があるのだ、こういう御指摘でございますが、この法律によりまして、先ほど来る御説明を申し上げておりますように、従来、国の研究所に一人も研究員がいるのに外国人の研究員は一人もおらずではないか、こういう状況、あるいはまた、これから臨路を取り除いて相当に日本からも研究者が出て行くという事態が想像されますので、あくまでも念のためこういう条項が入っておることだと御理解をいただきたいと思っております。

なお、SDI等について御心配をいたしておりましたけれども、先ほど御返事を申し上げましたように、SDIとこの法律は何ら関係を持たないというふうなご説明をいただきました。先ほど先生御指摘のとおり、そういう答弁、間違いないように対応せよ、こういう御指摘でございます。心していくつもりでございます。

○稲村稔夫君 外務省の答弁、ちよつとまだ納得できないところがあるんですがね。外務省はだつてさつきそう言つたでしょう、あなたは。この十條は国際交流の促進のために必要なんだ。もう時間があれですからしょうがないです。

午後一時四十九分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(馬場富君) ただいまから科学技術特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、研究交流促進法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○伏見康治君 研究交流促進法案というのは、現在の研究体制そのものは余り変えずにその能率を上げようという意図から出たものだと思いますので、少し、法案それ自身というよりは今の日本の研究体制それ自体についての御質問を幾つか申

し上げたいと思います。

今度の法案は、国立試験研究機関を対象として、その研究者の活動の自由度を増そうというところにそのねらいがあるように見えます。ところが、国に関連している研究所というものは多種多様なところがある。国立試験研究所として、私のおく知っているのは電子技術総合研究所であるとか、計量研究所であるとかいうようなのが通産関係でございますが、そのほかに科学技術庁関係では、東海村の日本原子力研究所とか、あるいは理化学研究所とかいったようなものがございますが、この後者の原研と理研というのは何か特殊法人だそうですね。それで、特殊法人なるがゆえなんでしょうか、国立試験機関の研究者と違つて、その研究者は相当の自由度を持つておられる。従来から持つておられたと思うんですが、一体こういう国立試験研究機関といったようなもの、古くからあるものと新しくつくられたものの間で何かいろんな格差があるように思われるわけですが、文部省関係の研究所、文部省直轄の研究所もございまして、いわゆる大学関係の研究所の中にもいろいろなタイプがございまして、大学附置の共同利用研究所であるとか、それから文部省が直接見ておる大学共同利用研究所であるとかいうふうな、いろいろさまざまあるんですが、何か筋が通つていないという感じがしないでもないわけなんです。このさまざまのものが、要するにそのときそのときの思いつきでできてしまつて、ただそれが並列しているという感じが否めな

いと思うんですが、長官としては、こういう研究所全体の筋を通すというか整理するということか、何かそういうことについてのお考えはあるのでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) 先生幾つかの例をお挙げになりましたが、研究所にはそれぞれの生い立ちがあつたり、あるいはそれぞれが持つ特殊な目的があつたりということで、整理整頓をするというのとはなかなか難しい部分も多かろうと思うわけでございます。したがしまして、どこか共通する

る部分に着目して整理をするということはできるかもしれませんが、すべての形を整えるとかいうことは実際なかなか難しい部分があるのではな

いかというふうな考えをしております。そしてまた、研究所というものは、ある場面におきましてはそれがそれぞれ固有の特徴を持つていては、それとも、時に必要なことも多いのではないかと

いうふうに思ひます。しかし行政を統括するといふ意味では、そういう点に着目をして、共通項を引き出して、どこか一定のレベルに置かなければならぬというところはあろうかと思つております

が、今直ちに先生御指摘のとおり、あるいは先生もそこまでおつしやつてゐるのではないと思ひますけれども、全部を整理整頓するということをしようにというふうな私は思つておりません。

○伏見康治君 長官が言われたとおり、それぞれの研究所が長い歴史を持つておられて、その歴史の中でいろいろ発展を遂げてきておられるわけですから、一律な分類に従つて分類するといったようなことは必ずしもよくないということはおつしやるとおられますが、時勢の変化に応じて変えるべきものはまた変えていかなくちゃならない面もあると思ひますので、その辺のバランスをひとつ長官にはとっていただきたいと思ひます。

文部省の方々が来ておられると思うんですが、文部省の方では従来古くからある大学の附置研というのと、途中から戦後になって始まりました共同利用研、これは亡くなられた朝永先生が非常に熱心で、プリンストンの高級研究所に留学された経験からして、一つの大学にくつちつてゐる研究所というものは要するに刺激が過ぎ過ぎでよくない、オープンにして多くの大学の先生方が出入りできるような研究所をつくるべきだといふ、そのプリンストンでの経験から出発なさいます、なかなか文部省のお役人かたがたつたんですけれども、朝永先生の根強い説得で幾つかの研究所ができました。田無の原子核研究所であるとか、ある

いは京都大学附置の基礎物理学研究所とかいったようなものがそういう共同利用研として出発したわけですが、その後、この共同利用研という形態が文部省は大部分お気に入りだといふのでございまして、だんだんその数がふえてまいりました。

だんだんふえてきた段階で考え直しますと、共同利用研というのは、これを預かつてゐる大学にとつて非常に重荷になるわけでございます。それで直接文部省がお世話なさうという意味の共同利用研ができました、筑波に高エネルギー物理学研究所であるとか、あるいは岡崎の生物学研究所、分子科学研究所であるとか、そういうふうないろいろな研究所が、文部省がいれば直接見てゐる、しかし大学の先生方の共同利用に供するため

して、先生が先ほどおっしゃいました国語研究所、教育研究所、これは除外されることになりま

には随分自然科学的方法、手段を取り入れて行われている研究が多くなってきたというのも事

に伴いまして昭和三十八年に電気用品の安全性試験業務、これを財団法人日本電気用品試験所に移

の精度の向上とか国際統一ということが要求されておりますが、これに必要な測定方法あるいは技術

に普及するように努めてきているという状況でございます。

○伏見康治君 同じようなことでございますが、農林省関係でもいろんな試験場が研究所に変わっていると思うんです。例えば昔蚕糸試験場ですが、といったものが今研究所になっているんですが、その経緯をちょっとまた教えていただきたいと思うんですが、農林省。

○説明員（西尾敏彦君） 農林省でございます。

蚕糸試験場は明治四十四年に設立された試験場でございまして、最近の農林水産業をめぐります厳しい情勢の中で、新しい研究所に対応すべく、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ちまして、昭和五十八年に組織、定員を半減をしております。

それで、蚕糸試験場の研究内容でございますけれども、蚕糸試験場は桑から絹に至ります広範な研究分野を担当してまいってございまして、この研究成果につきましては、例えば世界で初めてハイブリッドの効果に応用した蚕の一代雄種の実用品種を育成する、さらにまた、染色体操作技術の先駆的な業績といたしまして原生品種、これは雄雌で体色といいますが、皮膚の色が変わる品種でございますけれども、そういう品種を育成するといふような成果を上げてまいっております。また最近新しい消費の動向に対応した絹の用途開発ということを研究の重点に置きますし、また、ホルモンでありますとかフェロモンでありますとか、そういう利用技術について先端的技術の開発の研究を進めているわけでございます。こういうふうにより研究者を振り向けているところでありまして。

さらに、蚕糸試験場の研究者は、先ほどお話いたしましたように、遺伝、育種関係の研究におきまして多くの研究業績があるわけでございまして、今回の組織再編に当たりましては、これらの研究者を新しくできました、昭和五十八年にできたわけでありまして、農業生物資源研究

所に振り向けたり、それから地域農業試験場というのがございますけれども、その地域農業試験場におきまして土地利用型農業に関する研究に従事するといふふうにより振り向けて今日に至っているわけでございます。

以上でございます。

○伏見康治君 もう一つ伺いますが、現在蚕糸試験場という昔ながらのものはまだあることはあるんですか。その規模は前に比べてどのくらい、あるなら小さくなっているかということ。

○説明員（西尾敏彦君） 蚕糸試験場という名前は現在も続いております。それで、その定員でございまして、昭和五十年時点で六百四十四人の定員を持っておりまして、現在、六十一年度には二百五十二名というふうになっております。そのうち研究職が百四十六人ということでございます。

○伏見康治君 時代とともに試験場なり研究所なり、そういうものの性格が変わっていくべきだといふことは当然だと思ふんですが、何か少し変わらな過ぎるような感じも受けるんです。明治の初期のころには日本は生糸の輸出が最大の輸出品で、いわばそれが国の財政を賄っていたようなものだと思うんです。そういう時代に非常になくさるの蚕糸試験場ができたというのは当然だと思ふんですが、今や絹の生産はその当時に比べて何十分の一になっているかと思ふんです。それに比べて蚕糸試験場の規模は小さくなっていないと思ふ。もつとラジカルな変化があつてもいいんじゃないかと思ふんですが、それを存続させる理由はあることはあるのですか。

○説明員（西尾敏彦君） お答えをいたします。

蚕糸試験場の研究は、確かに絹に関する研究といふものもございますけれども、そのほかに新しい昆虫という、蚕といふのは大蚕昆虫の中では実験材料として取り扱いやすい材料でございまして、こういうものを利用いたしました新しい昆虫の生体機能の開発の研究でありますとか、フェロモンの研究、ホルモンの研究などに研究勢力を振り向

けているわけでございます。もちろん、今先生から御指摘がありましたように、蚕糸試験場の研究勢力が今のままでいいと私どもは考えているわけではございませんで、これについては漸次少しずつ減少させるように努力をしているところであります。

○伏見康治君 一つの研究所の体質を変えるといふことは大変難しいことで、長年かけて粘り強くやらなければならぬと思うので、当事者の御苦心のほどは非常によくわかるんでございまして、同時に長い目を持ってその時代への追随ということとをひとつなして遂げていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それで、研究所の中における研究者がどういう気持ちで働いているかということとを私は心配するんです。近ごろ新聞を拝見いたしますと、読売の四月二十日号を見ますと、農林生物資源研究所というところにおられた村井さんという方が、せっかくアメリカから呼んで来たにもかかわらず、また嫌になつてアメリカへ帰ってしまったという記事があるのでございまして、この特別なケースについて御説明を願おうとは思ひますが、ないんですけれども、私が一般的に申し上げてみたいのは、研究者で特に研究のある面に特殊な才能を持ったような人というものは、そういう方面で一つの長所を持っているわけですが、天賦の才というものはそういう場合には別の面で必ず短所を与えるものでございまして、したがって、例えば人づき合いが悪いとかいふような面が必ず出てくるわけですね。

それで、日本の社会のように欠点の方で採点するといふ世界では、長所を持った人は同時に欠点も持っているために、その欠点の方で点が悪くなるということが非常にありがちなので、創造性を高めるための研究所といふものを運営する際には、人間を長所ではあるという方針をやらないう限り、みんな福徳圓滿な方ばかりになつてしまつて、長所のない人間がそろつてしまつて、創造的活動といふものは望めなくなつてしまふと思ふんですね。

この福徳圓滿な方ばかり集まるということは、社会の平安な動きといふものにとつては大変必要なもので、私は日本の社会はそれのおかげで非常に平和な社会になつていふんだと思ふんですが、事研究生活に限つてはいわば呪縛といふものから解放されたいとだめだと思ふんです。そういうことはいろいろな省庁の研究所行政をやつておられる方々の頭の中にあるかどうかということとをちょっと伺いたいわけなんです。

○政府委員（矢橋有彦君） ただいま先生が仰せのように、例えば筑波地区を例にとりまして、私の記憶では九件ばかり自殺という不幸な事故、事態が起こつております。科学技術庁の関係でも事例がございまして、その事情は、一つ一つでそれぞれもろもろ異なつておりますし、中にはいわゆる家庭的な事情といふような事情がある場合もございまして、私もいろいろ試験研究所の所長さんその他この問題についてお話し合ひをしていられるわけでございまして、やはりそこには研究者といふものに固有の事情もあるということは見逃してはならないと考へているわけでございまして。

と申しますのは、いわゆる研究といふものは決して孤独な仕事でございまして、そしてまた、特に国の研究機関で行つておられますような研究は、世界でも先端を走る、また走らなければならぬ研究でございまして、いわば年じゅう緊張の連続であるといふことでございまして、そこに今先生もその一端を御指摘になりましたような性格的な問題もございまして、また、何かの外部からのイレギュラーな刺激といふものがありますと、それに大変もろいという性格を持っているといふことが事実であろうと思つてゐるわけでございまして。

そこで、私も科学技術庁関係でもそうでございますし、また、もちろん他省庁の研究機関でもそうでございますが、この問題につきましまして、いわば所長の最大の仕事と言つていいぐらゐの心組みでもって取り組んでいるわけでございま

す。具体的にはどういふことかというところでございますが、精神的な問題も含めまして、研究所の雰囲気、風通しのいい、自由に物の言えるという雰囲気をつくるということがやはり一番の基本でございます。それぞれの研究所の状況に応じてその点を努力をしているということが一つございまして、また、健康管理の問題及び精神面での健康管理の問題についての医師の相談とかあるいは研修とかといったもの、考え得るいろんな方法を組み合わせまして、そういった不幸な事態を招かないように努力をしているという状況でございます。この問題は根の深い問題だと思っております。今後とも本所に所長の最大の仕事として取り扱っていただくように、本所としても各試験研究機関の長にお願いをしているところでございます。

○伏見康治君 創造的人間をつくる私の持論をちょっと言わせてほしいんですが、天才をつくるためには天才を保護する博労役、博労役という意味は、まずそれが天才であるということを見出す人、そしてその天才を教育して天才の能力を引き出す人、そういう人がそばにいない限り天才というものはうまく伸びないと思うんですね。

過去の例を申し上げますと、湯川秀樹先生のノーベル賞の仕事というのは、全く仁科芳雄先生という博労役がおられて、非常に早くからそれに目をつけて引張り上げられたからこそ成立していると思うんです。ほかにもいろいろ研究があるんですが、多くの場合、そういう博労役がいなかったら育たないままでおしまいになってしまっているという例が日本にはしばしばございました。今、研究所長さんがそれぞれの研究者をいば見でとるといふことを言われたんですが、それは仁科さん、湯川さんを見たことに見えていただけるといふことであるというふうに理解して、この問題から移りますかね。

近ごろ教育界では子供のいじめの問題というのがしつこく繰り返されて議論されているんですが、私はいじめの問題というのは、子供の世界

だけじゃなくて、実は大人の世界にもいっぱいあると思います。研究所の中にも私はそういうものが存在すると思うんです。そういうものを保護してやる人が、所長であれば結構です。所長でなくてもいいと思いますが、だれか保護してやる人がいないと、みんないい人はアメリカへ行ってしまうということになりかねないと思っております。

研究者については、もう一つ先ほどの、特に検査業務的なものから研究生活に変わっていくといったようなことを考えますというところ、これは非常に仕事の性格が違うものから、一人の方が検査業務的ないわばルーチン的な仕事もちゃんと、それから研究のような創造的な活動も同時にできるということとは実はなかなか難しいんじゃないかと思っております。ですから、蚕糸試験場といったようなものを何かほかのバイオテクノロジーの研究所に変えるということとは、同じスタッフでは実は非常に難しい話だろうと思うんですが、その辺のところのお考えがどうなっているか。つまり人間の入れかえですか、そういうことが非常に難しいことはよくわかるんですが、どういふふうに行うておられるかを承りたいわけです。

特に、研究者になるということは世間の間へが極めてよろしくて、いわば格好のいい職業なんです。研究者というのは、笑い話を一つ御紹介いたしますと、私がプラズマ研究所にいましたときに、一人の研究所の助教授の人が、ふだん無愛想な男で、家へ帰っても余り子供と接していないらしいんですが、その子供が、うちのお父さんは一体何をしているのかとおやじに聞いたんだそうです。そうしたらおやじが、僕は研究をしていてるんだと言ったら、その子供がそれまでと打って変わって大変おやじを尊敬するようになったという話なんです。つまり、例えば手塚治虫氏のアトムさんという漫画を見てる人にとっては、お茶の水博士というのが大変偉いものだというふうに思うわけです。すばらしいことを成し遂げる人間だと思われたい。

そういうわけで、研究者というのは世間では大変高く評価されている職業だと思うんです。したがって、だれでも研究者という名前は欲しいがと思うんですが、しかし研究者としての資質がない人が研究者になるといふことは、いろんな意味で当人にとても不幸なことに終わることが多いわけですね。その辺のところをひとつ考えていただきたいと思います。特に研究所の責任をとるかというところ、その人が研究をしているかというところ、近ごろ非常に悪い慣習ができてしまっている。何か大勢かかってやった研究を論文として発表する場合を考えますというところ、そこへオーサーの名前がずらつと並んで、場合によっては十人も二十人も名前が並んでいる場合がある。これは日本の民主化の非常に悪いあらわれだと思っております。

つまり、その研究所の機械の一部分を担当して、その機械のレバーを上げたり下げたりするような役目を仰せつかった人までその研究陣営の人だと思つて書いてしまふわけですが、そういう方を研究者の列に加えるということは、私は非常に危険だと思っております。自分がやっていることの意味がちゃんとわかっていて、その人だけが研究者と言えらるであつて、ただお手伝いをしてる人が研究者だといふことは絶対言えないと思うんです。その辺の区別なんというのは実はなかなか難しいんですが、その辺のところをどういふふうにお考えになつておられるかということ、何かありましたら教えてください。

○政府委員(長柄喜一郎君) 研究所は、一種の寿命といえます。若いときからだんだん年をとつてきて寿命がある。やはり研究といふのはライフサイクルがあるのだと考えております。先生のおっしゃいましたように、新しい研究所はどんどん生まれる。一方で古い研究所が生まれ変わっていくというところが常時なされなければいけません。このことにつきましては昨年の行革審答申でも指摘されているところであります。国立研究

所の見直しということが指摘されて、各省庁それぞれ三年以内に見直し作業をするようにということになっております。別途、科学技術会議でも国立研究所の活性化という観点から、その方策について現在検討しているところでございます。

このようにライフサイクルがあるわけですが、その際一番問題になりますのは人の入れかえ問題でございます。従来、国立研究所は応用研究を中心にやってきました。これを今度基礎研究にシフトしよう、こういたしますと、基礎研究はどうしても若い人が中心にならないうえに、応用研究はある程度人の輪が重要だ。基礎研究はどちらかというと個性豊かな方が、その先生のおっしゃいました博労役の指揮のもとに、庇護のもとに研究に没頭する、こういう研究環境が必要だと思っております。

でございますから、研究環境も変えないうえに、専門も変えないうえに、人の入れかえもしないうえに、こういうふうな問題が常についてくるわけでございます。先ほどの行革審でも、三年以内に各省それぞれ研究所の存在価値の見直しをやり、また人事計画も改めて考えるということ、今作業をやっているわけでございますが、非常に難しい問題でございますけれども、日本がやはり独創的、創造的な研究をやつていくというためには、ある程度の血が出ると思つて、きしみが出るようなことをやつていかなければいけません。自然に任せていたのではなかなかその体質は変わらない、こういうふうにお考えをしております。

○伏見康治君 しつかりしたことをやるためには多少残酷といふか、気の毒なこともしないわけにはいかないというふうな点は大いに覚悟してやつていただきたいと思います。次に、研究者の人数のことをちょっと考えてみたいと思つております。パーキンソンの法則というのがありまして、お役人の数というものは必然的にふえる一方であるといふのは、その理由はよくわかつていふわけなんです。国立研究所の研究者というのがお役人と同じに考えていいかどうかと

いうことを問題にしたいわけですが。研究所も、大蔵省に言わせると新しくつくるなら前のをつぶせ、スクラップ・アンド・ビルドだというようにことを言われます。それから、お役人の全体の数を制限する法則もあるわけですが、その中に入っており、また国立研究所の研究者というものはふえるどころか減らされる一方のような感じがするわけですが、研究者というのもお役人一般の中のひとこととして考えていいんだらうかというのを申し上げてみたいわけですが、というのは、自然科学は物すごい勢いで発達しているわけですが、科学技術の社会における比重というものはほとんどふえていくわけですが、したがって、国がやるべき研究もどんどんふえていくはずだと思ふんです。その方も抑えていくというのはまずいのではないかとこの感じがするのですが、その辺はどうお考えになつてゐるのか伺いたいと思ひます。

○政府委員(長柄喜一郎君) 最近の研究者の数の推移について見ますと、これは日本全体の場合でございまして、過去十年間で、十年前の統計でございまして、我が国が二十七万八千人研究者がいた。それが一九八四年、最も新しい統計でございまして、三十七万人。これ、自然科学だけでございまして、全体で一・五倍に膨れている。こういうことでふえてきているわけですが、これはヨーロッパ、アメリカも大体同じように現在ふえております。

その中で国立研究所はどうなつてゐるかと思ひますと、これはむしろ減つてゐる、若干減つてゐるというところでございまして、科学技術立国というようになことを我々は言つてゐるわけですが、さういふことも、毎年何とかのマイナスイノベーションに上つてゐるというところで努力はしているわけですが、総定員法その他の関係で毎年少しづつ下がつてきてゐるというのが実情でございします。しかしながら、日本がこれから基礎的研究を十分重視し、独創的な科学技術をつくつていくというためには、大学とか国立研究所の役割という

のは依然として大きいということで、これを何とか活性化し、かつ、その大きさをともなふやしていかなくばいかぬということで、今後ともこれについては努力していきたい、こう考えているところでございします。

○伏見康治君 大臣、どうですか、研究所の方を何とか総定員法の枠から外へ出してしまふということとは考えられませんか。

○国務大臣(河野洋平君) 私も、個人的な感覚から言つて、科学技術立国とみずからを標榜しようとするならば、今先生がおっしゃるような考え方に立つことが一つの方向かなというふうには思ひます。今局長から御答弁申し上げましたように、国研の定員がふえない、十年間で一・〇倍というのですから、現状維持といひますか。あるいは若干ですが目減りしてゐる。この事実は私どもにとつては大変残念なことではございします。ただ、一方で予算的にはふえてきてゐるというところは、人数の割には予算が多少でもふえて、研究が幾らかでも充実してゐてくれればいいな、こんなふうには思つてゐるわけではございします。

パーキンソンの法則とかかわかりませんが、一時的に膨れ上がった研究所の定員が今ややはり相当冷たい風にさらされてぎゅつと、ぎゅつとでもないかもしれませんが、一時的に縮小せざるを得ない、縮小という言葉が過ぎるかもしれないが、ふえずにきてゐるこういう時期、大変残念な、またつらい時期でございしますけれども、こういう時期も時に研究所の中で、そういうことはあつてはならないし、なかつたとは私は確信をしておりますけれども、少し水膨れの部分がもしあつたとすれば、そういう部分がこの際少し整理をされるという、いろいろ譲歩して譲歩して考えれば、そういう多少メリットでもあつたのではないかと、さういふにも思ひたいわけではございしますが、しかし願わくは、諸般の事情が許されて研究所の体制がますます充実していくことを願わずにはゐられないわけではございします。ちよつと言葉が過ぎたかわかりませんが、科

学技術立国というときには必ずしも国研の数だけで考える必要もあるいはないかもしれませんが、非常に基礎研究の重要な部分を支える意味で国研の充実ということが我々にとつては念願でございします。

○伏見康治君 このことに関連してもう一つ申し上げておきたいことは、日本の今の研究者を組織の中へ雇い入れるという仕組みがいささかまづいと思つております。それは、大学院を出て博士号でも取つたらそれで一人前の研究者というところでその研究所に採用したとしますと、ところが、研究の能力ということと、それから学校の成績がよいということとは全然関係がない、と言つて言ひ過ぎてすけれども、余り関係がないんです。したがつて、試験の成績のいい方が研究者として能力を発揮するということにはならないわけですが、実際に研究生活をやらせてみないと何とも言えないわけですが。大抵研究生活を二、三年やつてみると、これは将来立派な研究者になるか、これはほかの方面へ回した方がいいかという見当が初めてつくわけですが。

それで、私は従来から考えてゐるんですけれども、初めから採用するということを決めずに、三年ぐらいの要するに試用期間というのか、さういふものををつくるべきではないかと。文部省の方で申しますとポストドクトラルフェローシップというのがあります。さういふもので、若い研究者にまずそこで一仕事させてみる、それで、その成績を見た上で本番の研究者の席を与えるかどうか考えるという仕組みをお考えになるべきだと私は思ふのですが、何かお考えありますか。

○政府委員(長柄喜一郎君) 伏見先生が先ほどおっしゃいましたポストドクトラルフェローシップに相当するものとして、きよう文部省もおいでになつてゐますが、大学の方でいろいろ奨学金制度を設けられて、大学院生またポストドクトルについての奨学金を出されてゐる、それが昨年度から今年度にかけてかなり拡大したということは非常に喜ばしいことと思つております。

国立研究所についてでございますが、これは私の多分に個人的感想でございしますが、現在の採用試験は、人事院がおやりになつてゐる国家公務員試験によつて採用する場合と、選考採用によつて、その方の業績等を見て採用できるというやうなことがございまして、もしもポストドクトラルフェローシップのやうなものを充実させれば、国立研究所につきましてもそのポストドクトルの期間の業務によつていわゆる筆記試験ではなくて選考採用ができるというやうなことで、非常に質のよい、研究者としての資質を備えた方を採用できるのじゃないか、こう思つておりました、文部省の現在のフェローシップ制度みたいなものをほかの省庁でもどんどんふやして、さういふ若手の研究者が指導者のもとで一定期間、徒弟制度といふことではございしませんけれども、仕事に励んで一人前になる、そして、その成績によつて採用される、こういうやうな仕組みが日本にできることを期待してゐるわけではございします。

○伏見康治君 今のお話について感想を申し述べたいんですが、文部省がポストドクトラルフェローシップをつくつておられること自身は大変結構なことだと思ふんです。ただ、さういふニュートラルなところが何かさういふ制度を持つていて、そこを通過しないと例えば原子力研究所なら原子力研究所にその人をあてがうことができないというのでは、私は非常にぐあいが悪いと思ふんです。つまり、その研究所自身がポストドクトラルフェローシップを持つていて、自分がこれはと思ふ者をつかまえてきてそこへ据えてみるというのではないといひたいと思ふんです。研究所の意思に無関係なところで合否が決まつてしまふというやうなシステムというのは僕は余り感心しないんです。それぞれの研究所が御自分でフェローシップをお持ちになるやうに僕は勧めたいのでこの問題に移ります。

ところで、一番最初に申し上げたやうに原研は特殊法人なんです。それで特殊法人の原研とそれから例えば電子技術総合研究所というものと、過

去の歴史は大変違うんですけれども、現在研究所の目的としていくと、それから自由度、今度の法律の対象になるのは電子の方で、原研はそれ以前からそういう自由度を持っていたと思うんですが、その辺の差異というものはどういふふうに考えるのですか。

○政府委員(長柄書一郎君) 身分法上のことで申しますと、国立研究所が従来国家公務員法の適用を受けてまして身分的にはかなり窮屈であるということ、今回提案してあります法律では、いろんな点で自由度をふやすということを提案しているわけでございます。特殊法人の場合には国家公務員法の直接の適用を受けないということで身分法的には弾力的な運営が可能でございます。そういう意味で、法律上特に身分法上緩和措置をとらないういかにぬというようなことは特になくというふう

に考えておる次第でございます。ちなみに、今回の法案で出しております学会参加のような場合でございますと、特殊法人の場合には就業規則というのがございます。就業規定と言ったり就業規則と言っておりますが、これによって服務を決めているということでございます。就業規則ないし就業規定を変更すれば国の場合と同じような措置がとれるということになっておる次第でございます。

○伏見康治君 私質問は、なぜ原研は特殊法人の扱いを受けて電子の方は国研であるのかという、例えば原研の方がよければ国研も原研並みにしてしまつたらどうかというふうな意味なんですか。

○政府委員(矢橋有彦君) 国の直轄研究所の場合には、これは建前でございましてけれども、国みずから自分の資金でもって国として推進すべき研究を行うために設置をする、こういうことでございまして、特殊法人の場合には、目的は国家的目的でございます。いわば国の業務の代行的機能を持つわけでございますが、その場合、外部資金をより導入しやすくなるか、あるいは人の交流を一般的にやりやすくなるかということで、特殊法人の

方が適当であるという場合に特殊法人を設置する、これが一般的な考え方でございます。しかし先ほど冒頭先生がおっしゃいましたように、それの法人等の設立及びその後の沿革等によっていろいろ状況は変わつてまいりまして、明確に今申し上げましたような区分だけで説明し切れるかどうか、必ずしも明確でない面もあるかと思ひますが、基本的には今申し上げたようなことでございまして。

○伏見康治君 お話しのようなことであろうかと存じます。そして、すべての国研を特殊法人にするなどというラジカルなことを申し上げるつもりはないんですけれども、場合によっては中曾根さんのように、民活、民活と言われているわけですから研究所の中に民間の研究費も導入するという意味もありますので、現在の国研の幾つかを特殊法人になさるといったようなことも考えられる可能性はあると私は思うのですが、よろしく。

同じようなことは文部省の共同利用研究所の性格についても言えるのです。先ほど文部省は共同利用研がお気に入りであるというふうなことを申し上げて申しわけなかったと思ひますが、古い昔ながらの研究所で非常に能率が悪くなつていく研究も間々あるように伺つてゐるんですが、何か変化を起こすことによって活を入れるということも必要だと思ひます。最近、随分共同利用研究所というものはふえましたね。先ほどのお話だと三島の遺伝研とか、統計数理研究所もそうですか、昔ながらの研究所を新しい体制のものに切りかえておられると思うのですが、そういうことは今後もお進めになるのでしょうか。

○説明員(長谷川善一君) 伏見先生御指摘の今の大学共同利用機関でございますけれども、現在十二を数えております。それから国立大学の附置研究所の中で全国の大学の共同利用に供するもの、これも十二を数えております。これら二十四の研究所在がそういう意味で共同研究のために開かれておるわけでございますけれども、現在、文部省と

いたしましては、そういう位置づけになつてない研究所におきましてもできるだけ外部の方々の研究のために門戸を開くように促しておりますし、それから既存の研究所の中で適当なものにつきましては、見直しを行つた後で共同利用のタイプの研究所に変わつていくように、これもまたそういう方面で指導をやつておるといふような状況でございます。

○伏見康治君 それでは一般的なバックグラウンドのお話は、もう時間がほとんどないので、肝心の法案を議論しないでおしまひになるのはちよつと残念ですが、一つだけでも伺つておきたいと思ひますが、第十条というのがございまして、それが何かいかにもつけたりの感じがいたします。これは「配慮事項」ということになつてゐるのですが、一種の精神訓話みたいなものではないかと思ひますが、余り法律にそぐわないような感じもするんです。こういうものをつけた理由はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(長柄書一郎君) 今回の提案さしていただきますと法律の第三条から第八条までの措置によりまして、国の研究者ないし国の研究所の活動を国際的に開かれたものになつていくということとを我々は期待しているわけでございます。これに伴ひまして国際共同研究とか国際交流が拡大していく。その際でございますけれども、日本が約束しております国際条約とか国際約束等につきまして、これに違反しないように配慮することのないうちにこの第十条の規定を置いたものでござい

ます。具体的に申し上げますと、今対象に考えていますのは、例えば核不拡散条約でございます。核の拡散につながるような研究、こういうものに無原則につながるような研究はある範囲内で慎まないういかぬ。それから生物兵器に関する条約、こういうものもございまして、それから二国間の原子力の協定などもございまして、技術的なし資材、機材の第三国移転等についての制限が加えられておるケースがございまして、こういうふうな条約その

他によつて技術の移転を制限されておるケースがある、こういう制限に違反しないように十分各省庁ともこの国際交流を進める場合には配慮してください、こういう意味で、当然のことでございますけれども、特に今回の法律ではこれを注意喚起したという意味でございます。

○伏見康治君 もう時間が来たと思ひますので、最後に大臣の御意見だけ伺つておしまひにしたいと思います。ただいま局長が言われた点ですが、この第十条で、平和を守るために必要ないろんな制限があり得る、それに従わなければならないという注意をつけてくだつたことは大変結構なことだと思ひますけれども、しかしこの同じ条項が今度は逆に戦争の方へ、兵器の研究の方に向けるのではないかとこの心配をなさつてゐる向きが非常に多いのですが、そういうことは絶対にないのだということを長官からちよつとおしやつていただきたいと思ひますが。

○國務大臣(河野洋平君) この十条の文言を書き込みました意味合い、目的は、今先生御心配のようなことではございません。この点は私からもはつきり申し上げておきたいと思ひます。この研究交流促進法案の趣意としては、この法案によつて、従来少しでも隘路となつて国際的な研究交流というものが十分できていなかったとするならば、これによつてその隘路を取り除いて国際間の交流が進むであらう。そういうときに、内にあるのはこういうことに配慮をしなければいけないよというのを注意を喚起すると同時に、外に向かつて、日本が国際交流を積極的に行ふ、打つて出る、しかしそれについては国際的な取り決めを十分守つていくものです、ですから安心してひとつおつき合ひを願ひます、こういうことを外に向かつて表現をするという意味合いでございます。決して御心配のようなことをしな

ことを明言したいと思つております。

○伏見康治君 ありがとうございます。

○塩田啓典君 それではこの法案の問題についてお尋ねをしたいと思います、今回の研究交流促

進法案の目的の一つは、いわゆる民間との共同研究を推進する、今まで民間出向の際のいろいろ身分上の不利益を改善する、こういう点が今回の法案の目的の一つでございますが、国の研究機関の研究者が民間との法律の対象となるような共同研究をしている実態はどうなっているのか、また、どういう目的でそういう共同研究、いわゆる出向までして行く共同研究があるのか、簡単にいいと思うのですが、大体の方向を御説明いただきしたいと思います。

○政府委員(長柄喜一郎君) 民間企業と国立研究所との共同研究の件数というのは年々ふえておりまして、五十八年度に約二百件だったものが六十年には約四百件というふうなふえてまいっております。

こういう共同研究等に国立研究所の研究者が参加する形態として、自分の、国側の研究分野を分担する場合と、相手方の研究分野に参加する場合とありますが、今回の法律で第五条で規定してありますのは、相手方の研究分野に相手方に身分を移して参加するというような場合でございます。一般に国立研究所は基礎的研究をやっております。いろいろなアイデアが出ております。そういうアイデアを中心に、今度民間で、相手方でそれをさらに発展させようというふうなことで共同研究を結ぶケースもございますが、そういう場合に、もともとアイデアを出した方が相手方に移られてそこでその研究をさらに発展させられるというふうな、こういうケースが多かろうと思っております。

研究休職の実績というのはいろいろ人事院等で数字はございますが、私が今申しましたような、そういうケースで国と研究組合ないし民間企業との共同研究のために相手方に身分を移して今研究されている方というふうな方は、約数十人の方がいらっしゃるということでございます。

○塩出啓典君 私が一番心配するのは、やはり大学も最近民間とのいろいろな共同研究が進んでおる。これは、もちろん大学は学問の真理を追求する、そういう立場で大学が自主的に判断をして、

こういう共同研究は非常にいいであろう、そういうものと進めていく、この方向もいいと思うのでありますが、ただ、国の研究機関の場合は多少大衆とは違ふんじゃないかと思うんですね。国家公務員法には第九十六条で、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」というそういう点が確保されなければ、やっぱり共同研究、しかも研究の成果が向こうの企業秘密に守られて発表されない、そういうことになつてしまつて私は共同研究というものは間違つた方向に行く心配があるんじゃないか、そういう点の歯どめはどう考えておられるのか。大体共同研究をオーケーという判断を下すのはだれが判断するのでしょうか。その点を尋ねたいと思います。

○政府委員(長柄喜一郎君) 今回の法律案で提案しております共同研究等に関する事項は第五条かと思つたのでございますけれども、これは国と国以外の相手方との委託研究ないし共同研究の効率的な推進ということをねらつて措置した条項でございます。いまして、これはいわば国の研究を効率化するために国の研究者に相手方に行つていただく、こういう範囲に限つて行つていただき、無制限に民間企業の一般の商業活動のために派遣されるというものは、そういうものを含んでいくわけではございません。そういう意味で、私どもとしては国の研究、国の委託研究ないし国の共同研究の効率化のために派遣されるものであるということ、御心配のようなことではなくて、かなりの歯どめがかかつていゝものというふうな考へておる次第でございます。

それから、だれが判断するかということでございますけれども、これは派遣される研究者の方が民間側に身分を移される場合には当然相手方からの要請もあるという条件が必要でございますし、そして派遣する方もその方が向こうに身分を移して研究に従事したならばその研究が非常に効率的になるという判断を国側もしなければいかぬとい

うことでございまして、だれがということになりますと、双方が相談して決めるわけでございませうけれども、最終的にはその研究者の属している研究所の所長ないし、さらに上にいけば各省庁の長が判断するということになるかと思ひます。

○塩出啓典君 これは長官にも要望しておきたいわけですが、この法案そのものはそういう出向する人の身分に関する問題ですから、この法案そのものが共同研究を推進するとか、しやすい条件をつくるわけですけれども、そういう共同研究の決定というものはまた別な法律でなされるように私は理解しておるわけですが、しかしそういう場合に、やはり国民の全体の利益に奉仕するというこの精神が貫徹されなければ国民の批判を受けるんじゃないかと思ふんですね。そういう意味で、例えば民間と共同研究をして、ある時期においては企業秘密のために研究の成果を発表できないことがあつたにしても、最終的には特許権は国が持つなりして国民全体にやはり奉仕をするというこの精神が貫徹されるように私は何らかの処置が必要じゃないかと思ふんですね。これは、具体的にあらわさうというところは私もよくわからないんですが、そういう点に十分配慮をしていただきたい、この点はどうかでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) 御指摘のとおり、国研の目的は我が国の科学技術の振興、発展ということが一つの重要な目的でございます。特定の企業の利益のために国研が存在するわけではございません。ただ、ここで民間との共同研究を図ろう、そういう目的をここに置いてございまして、民間には民間の非常に高いレベルの研究もございまして、国研には国研の高いレベルの研究がございまして、そして、それらが一緒に共同研究することによつてさらに高いレベルの研究というものができるだろう、そしてそれが国際的にも非常に高いレベルのものになっていくに違ひない。これは少しオーバーな言い方かもしれませんが、それは人類にとつても非常に貴重な英知ということに、知見ということにもなるかもしれないとい

ことを考えているわけでございまして、特定の企業の営利ということが目的になつてしまつてはいけません、その点は、先生御指摘のとおり、我々もよく考へてやらなければならぬところだということに思ひます。

したがうして、先生御注意がございましたように、特定の民間企業との間に研究の成果が上がつて、それが企業秘密といふものか、そういうもので守られて特定の企業のメリットにだけなるといふことであつてはならぬと思ひます。したがうして、原則的にそうした研究の成果は公開されるものだといふふうな私どもは承知をいたしておるところでございます。

○塩出啓典君 それから、今回の法律の改正の一つに、外国人の任用でございまして、これが今日まではいわゆる一般の平研究員と申しますが、そういう人しか任用できなかったものを、研究部長、研究室長まで任用できるようにする、こういうことでございまして、大学関係については既に教授、助教授、講師まで任用できるようにしておる、そのように聞いておるわけですが、この点、私の感じでは日本の国はそういう外国人を採用するというのが非常に閉鎖的というか、非常に少ない、これが一つの摩擦点というか、そのようにも言われているわけですが、現在研究所における平研究員はどれくらいいるのか。この法律改正によつては大体どの程度までふえるものなのか。また、どの程度までふやした方がいいのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○政府委員(長柄喜一郎君) 現在、国立研究所におきまして外国人研究者は、管理職はもとより一般の研究者の採用実績はございません。ただ、先生おっしゃいました国立大学におきまして外国人教員任用特別措置法というものが五十七年にできておりまして、約三年経過しているわけでございまして、この間、教授、助教授等に二十九名の方が採用されておる、また助手には八十二名の方が採用されて合計百十名ほどの方が採用されているというふうなことで、三年間で百十名でございます。

で少ないかと思いますが、こういう実績がござい
ます。

将来国立研究所について何人ぐらい採用する予
定かということですが、今既にその採用
計画、任用計画を持つてゐるわけじやございま
せんが、とにかく今回の法律は外国人の外国国籍
の方にも門戸を開くというところをございまして、
どうなるかは今後の各省庁のお考えによるかと思
います。

ただ、科学技術庁でやつております創造科学推
進制度というのがございましてけれども、ここで
は、現在研究者全員で二百名ほどおりますが、そ
のうち約一割の二十名は外国人というふうなこと
で、約一割でございましてけれども、外国人の方が
参加すれば、違つた発想をお持ちになつてゐる
し、また研究に対する熱意と申しますか、姿勢も
違ふ、ディスカッションのやり方も非常に厳しい
というふうなことで、非常にいい影響を与え、お
互いにいい意味での触発を受けてゐるというふう
な実績も出ておまして、我々としては、この法
律ができましたらば、国立研究所にもかなりハイレ
ベルについても外国人の方が任用され、その方た
ちが場合によつて指導者にもなられていくといふ
ふうなことを期待してゐるわけをございまして。

○塩出啓典君 これも長官に御要望したいわけ
ですが、私の友人などもカナダの大学の教授で頑張
つておられますし、また日本の、特にパイオの関
係ではほとんどアメリカに行つて、そしてアメリ
カで頑張つてゐる学者もおれば、日本からそのも
とへ行つて勉強をして日本の各地で頑張つてゐる
学者もいる。そういう点から考えれば、日本はア
メリカ等にとり込んで行つたわけですから、今度は
逆に東南アジアのいろいろな学者たちも日
本へどんどん来させる。日本は留学生が非常に少
ない。東南アジアの若い学生たちはほとんどアメ
リカへ行きヨーロッパへ行つて、日本にはなかな
かその次のクラスしか来ないというふうなことが
言われておるわけですからね。特に発展途
上国の人たちもどんどん研究に参加できるという

ことは、私は日本の大きな安全保障の上からも必
要ではないか、そういう意味で、この法律ができ
るだけではないに、できた後も実際に成果が上
がるようにひとつ努力してもらいたい、この点はど
うでしょうか。

○國務大臣(河野洋平君) 例えば、アジアの開
途上国の方々の中にはかなり多くの英語圏の方
がおられるわけで、この英語圏の方々は、日本へ
来て研究するよりはアメリカへ行つて研究する方
がまず語学の壁が比較的クリアしやすいというこ
とがあるんじゃないか。日本へ来て、研究
を英語でするということももちろんございましてし
うけれども、日常生活を初めとして、どうも語学
の、言葉の壁を越えなさいかね。しかし日本語
の壁をクリアして、例えば日本語をマスターして
も自国へ帰つて利用する部分がさほど大きくない
というところになれば、その苦勞をする時間的ある
いは努力の上での余裕は、むしろアメリカへ行く
ことによつて、あるいは英語圏の研究所に行くこ
とによつて別の体得すべき何かがあるというふう
にお考えになつてゐる向きもあるかもしれませ
ん。

しかし、今回のこの法案が成立をして、日本の
研究所が、相当レベルの高い研究所でございま
すから、レベルの高い研究所が外国に窓を開く、そ
してかなりの外国の方々が研究所に入られること
によつて研究所自体が非常にインテリナショナル
な、国際的な場になるということになれば言葉の
壁というものも越えやすくなつてくる、あるいは
英語で研究をするということの可能性が非常に高
まるといふことになると先生御指摘のアジアの
方々の参加もある意味で容易になる可能性もある
と思つております。

そうしたことも期待をしながら、そしてまた、
それは決してアジアの国々の、開発途上国の方
々のメリットだけではなくて、大いに日本の国の研
究上のメリットもあるでしようし、先生御指摘の
ように、国際的な立場、役割という意味でもメリ
ットはあるわけをございましてから、そうした点に

も留意をしながらこの法成立の晩には運用をし
ていくべきだ、こう考えておるわけをございま
す。

○塩出啓典君 それから次に、いわゆる研究集
金の参加につきまして職務専念義務の免除による
道を開いた、こういう点は一歩前進で私も評価を
したいわけでありまして。ところが、旅費は全部自
費でやる、そういうことではいささか不満足であり
ます。

いろいろお聞きいたしますと、大体研究者の研
究集会等への参加の旅費が、公務によるいわゆる
国の予算が大体一年間一万一千円である、そし
て今回この特別な処置によりまして、あれ科学研
究調整費ですか、から一億円でですね。一億円だか
ら、一万円で割れば一人一万円になるわけだか
ら、そうすると一人当たり年に約二万円。こうい
うことで、全体で二億円そこそこですね。私はこ
れは余りにも少ないんじゃないか。研究者がいろ
んな研究集会に出て切磋琢磨するということには刺
激になると思うんですが、彼らはそういう
民間の研究機関におられますが、彼らはそういう
出張なんかも非常に旅費が多いですね。場合によ
つては、同級会やつても、それに出張して同級会
に来るものもある会社ではあるみたいでありまし
て、そういう点から考えて、一万円で二億なんて
いうのはちよつとけた外れに少ないんじゃない
か。このあたりはもうちよつとふやす必要がある
んじゃないか、この点の御意見を承りたい。

それともう一つは、研究者というものは成果で
評価をしてもらいたい。国家公務員法というものは
大体公務員を悪人と見てゐる。だから出勤とか
タイムカードとか——研究者というのは、もう二
十四時間が仕事だ、自宅へ帰つても一生懸命考え
て、そしていい発想を考えてゐるんだから、そう
いう人たちに、何時に出勤して何時に帰つたかと
いうそういうだけの管理はいかぬものか、我々
を悪人に見ておるのか、こういう意見がございま
した。私はもつともだと思ふんです。そういうい
う意味で、やはり研究者の能力を発揮できるよう

に、ただ何時に來て何時に帰つたというふうなそ
ういふことの管理ではなくに、もうちよつと評価
も、成果で評価をする、こういうふうに研究者の
評価のあり方を変えた方が研究者の活性化にも結
びつくんでないか。この二点について御意見を
承ります。

○政府委員(内田勇夫君) 前半の旅費の点につ
きましてお答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘ございましたように、
学会出席旅費、これは国内の旅費でございま
す。従来より一億一千万というところでございま
して、そういうことで数年経緯しておつたわけで
ございまして、学会に出席することとは、研究
者の資質の向上あるいは研究の交流さらには研究
の活性化のために非常に重要なことだといふふう
に考えておまして、これは、さらにこの学会出
席旅費等につきましては手当てをせよといふこと
をございまして、六十年度から科学技術
振興調整費で、先生たたいまお話しございました
ように、一億円の配分をするということをしてい
たわけでございまして。旅費の倍増といふのは、財
政事情の厳しいところから、なかなか政府として
も努力をしたところでございまして、そのような
措置をとつたわけをございまして。

それから、学会というものは国内学会だけでは
ございまして、国際交流ということも、外国で行
われる国際的な学会というものにも大いに出席し
なければいかぬといふことでございまして、統計
によりまして、現在、公務で学会に出席した人が
百八十人ぐらゐで、自費で行つた人がそれを上回
るといふような統計になっておりますが、六十
一年度は振興調整費によりましてこの海外での研究
集会、学会への出席の旅費につきましても手当て
をするようにいたしたいといふふうに考えており
まして、今後ともこの研究者の学会出席関係の促
進ということについては努力をしていきたいとい
ふふうに思つております。

○政府委員(長柄重一郎君) 先生のおっしゃ
いた後段の御質問、服務とかまじめであるとかい

うことで評価するんじやなくて、成果で評価したらどうかということでございます。

研究者というのは二十四時間物を考えているのでございますが、現在の国家公務員法の制度では、ウィークデーは一日八時間、土曜日を含めて一週間に四十四時間というのが原則になっておりまして、特別な職業、特別な勤務の方は時間の割り振りの特例ができるというような制度ができております。研究者につきましても、実験設備の都合等によって二十四時間勤務しなさいかぬこともございまして、三日間徹夜というようなこともございまして、事実そういうことがございまして、我々としては、その研究者の方の勤務の態様については弾力的な運用ができないものかどうかということ、ぜひその方向に持っていきたいということを考えておまして、これにつきまして、現行の公務員制度との関係もありまして、今後の課題として検討させていただきたい、こう考えている次第でございます。

なお、評価の点でございますが、いろいろな調査によりまして、国立研究所では、その評価しているかどうかということについては、評価しているところのかなり高いのでございまして、問題は、評価の結果を、例えば研究費の割り振りとか、処遇改善とか昇給とか、そういうところに十分フィードバックしていかないという点が問題のようでございまして、確かに基礎研究が中心でございまして、評価は難しいという点もございまして、適正なる評価をし、その結果を処遇なり研究費の配分なり、そういうところにフィードバックする、そういうことによつて研究者の方が生き生きとして研究に没頭できるというふうな環境をぜひつくっていかないかぬ、こう考えているところでございます。

○佐藤昭夫君 私、四月三日の当委員会でも指摘をしたところでありますが、今次法案のねらいが、研究交流促進の美名のもとに、一つには国立研究機関の研究を大企業の利益のために使う道をつくること、もう一つには国立研究機関を軍事研究に動員する道を開くことにあるという問題を指摘してまいりました。そのあらわれが第二条で、試験研究機関等及び研究公務員に防衛庁の研究機関、研究員が突如挿入をされた、こういう問題でありますし、また第十条で、条約や国際約束の誠実履行義務、これを定めるという問題になってあらわれているのであります。そして、この軍事研究への動員の今日最大の政治的焦点がS・D・I研究協力問題となっているという事は言うまでもありません。

そこで、まずきようはS・D・I問題について幾つかお尋ねをいたします。

この四月二十三日、官民合同のS・D・I対米調査団の報告が出されました。そして、それを受けて同じく四月二十三日、日本政府としてのS・D・I参加問題について関係閣僚会議を開いたということになっていくわけですが、この閣僚会議でどういう議論になったのか。一部新聞報道によりまして、その席上、河野科技庁長官は異論を唱えられたとの報道もありましたけれども、どのような意見を述べられたのでしょうか。

（委員長退席、理事岡部三郎君着席）

○国務大臣（河野洋平君） S・D・Iの関係閣僚会議は、S・D・I研究参加についての政府としての対応を検討するに当たつて、関係閣僚間においても十分な意見交換を行つていくための場として開催されたものでございます。この会合は、官民合同調査団の報告を聴取することを主たる目的とするものであります。外務大臣よりS・D・I研究参加問題の検討経緯について、また同調査団に参加した外務省及び防衛庁の担当官より調査結果について説明が行われました。その後、調査団報告についての質疑応答があつたほか、特段の議論は行われなかつたわけでございます。

○佐藤昭夫君 長官にもう一つお尋ねをいたしますが、既にこのS・D・I問題で、例えばアメリカとイギリスあるいはアメリカと西ドイツ、それぞれに間に、形態は違いますが、一定のS・D・I研究協力の取り決めがやられているんですが、その内容がどうなっているかといったようなことは関係閣僚会議での議論の素材に上つていっているのでしょうか。

○国務大臣（河野洋平君） せんだつての関係閣僚会議は、今申し上げましたように、調査団の報告が主たるものでございまして、今先生おっしゃつたようなアメリカと西ドイツとか、アメリカとイギリスという二国間の取り決め等についての報告、議論はございませんでした。

○佐藤昭夫君 四月二十三日は合同調査団の報告をもとにしての一定の協議ということであつたとして、今まであつたのでしょうか。

○国務大臣（河野洋平君） 関係閣僚会議はまだ一回しか行つておりません。その一回が今申し上げたものでございます。

○佐藤昭夫君 とところで、S・D・I研究参加に関し、最近アメリカと西ドイツとの間の政府間協定文書、これが西ドイツのエクस्प्रेसという新聞、ここに発表されました。その内容の骨子を日本多くの新聞も報道したところでありましたが、政府は承知をしておりますか。外務省でも科技庁でもどつちでも結構です。

○説明員（岡本行夫君） お答えいたします。

私もどつちでも結構です。アメリカと西ドイツの間で三月二十七日、西独企業等のS・D・I研究参加に関する取り決め、いわゆるM・O・Uが署名された事実は承知しております。また、その内容につきまして報道でいろいろ出ていることも承知しております。ただし、何分この協定はそもそも不公表ということでございまして、私もどつちでも結構です。そのような性格の協定の内容につきましては、それ以上申し上げる立場にはございません。

ずがない。

私はここに両国政府間での協定文書の翻訳文を持つていくわけでありましても、また、その内容は一連の新聞報道でも報ぜられておるとおり、この協定の内容が、研究に当たつての、共同研究の基本である自主、平等、対等の原則、これに全く反して大変な内容になっておるといふことを指摘せざるを得ないのであります。すなわち、研究の内容で何を秘密にするかということ、アメリカ側の判断で決まる。特許権など研究成果の利用権、これはアメリカ側にあります。技術輸出についてはアメリカ側が拒否権を持つ。西ドイツがそれを出そうと思つたつてアメリカがだめだと言つたらだめだ、などなど、こういう一方的な内容になっているわけでありま。

政府は、今私三つほどの重要なポイントを挙げたわけですが、このことを知つていられるのでしょうか。

○説明員（岡本行夫君） 私どもも、西独政府筋からこの内容が漏れ出した、そして、その協定の本文というものが西独の新聞に報道されたことは知つておりますし、またその記事内容から、この協定が米独いずれの国内法にも変更を加えるものではないといつたことや、ドイツ企業はアメリカ企業と同等の権利を有し、また受注が競争原理によつて行われること等、あるいはまた、先生が御示唆なさいましたような事項が報道内容としてあることは承知しているわけでございますけれども、私もどつちでも結構です。その文書にコメントする立場にはないこと、そしてまた、私も自身米政府と参加を前提とした話し合いを行つていくわけではございませんので、具体的にいかなる制約をアメリカが同盟国との間で要求してくるのかといったようなことについては、まだお答えする立場にはないわけでございます。

○佐藤昭夫君 大臣に改めてお尋ねをしますけれども、どのようなテーマで行われる研究であつても、それがいやくも科学技術の共同研究だ、その言う限り、自主、平等、公開の原則、参加国の

間でこういう原則がきちつと保障をされなくちやならぬ、それがすべての国の科学技術の発展のために欠かせない原則だというふうに私は思うのですけれども、大臣のお考えはどうでしょうか。

○政府委員(藤咲浩二君) 現在私も諸外国と行っており共同研究について、一般的な考え方をまず御説明させていただきたいと思ひますが、共同研究等を行う前提として、大部分の場合には二国間科学技術協力協定というようなものがある。その間に結ばれて、あるいは多数国間の場合にはその機関に加盟するというような形で枠組みがございまして、その枠組みのもとで情報交換とか人材交流を含みます国際協力を行つておるわけでございまして。その中には共同研究を実施するという場合もございまして。

これらの場合には、私も参加するといひますが、そのテーマを取り上げるかどうかにつきましては、我が国と相手国あるいは相手機関との間でいろいろ話し合うわけではございまして、その際、我が国といたしましては、共同研究に参加することによるメリット、それが我が国の研究にどれだけのプラスになるか、あるいは我が国の研究の進捗状況から見ても共同でやるのが適当であるかどうか、あるいは共同研究をこれから続けていく能力があるかどうか等々、我が国が自主的な判断をいたしまして、その上で相手国と相談し、協議が調えばテーマに取り上げるというようなことをまずやります。

それからさらに、それを推進していく場合に、実施、運営していく際にも、その研究協力によつて我が国が十分利益を得られるように、多くの場合は時々両国の関係者が合同会議というような形で集まりまして、その研究の進捗状況をレビューしながらさらに先の研究計画を進めていくというようなやり方をいたしておりますということでございます。一般論といたしましては、当然我が国は我が国の自主的な判断のもとに我が国の利益を十分考へて国際共同研究を進めていくということでございます。これは今後ともその方針で

いくことに変わりはないということでございます。○佐藤昭夫君 長い答弁の割に三分の一ぐらしか答えていないのですけれども、私の聞いていることだけ端的に答えてほしい。

特定の国の押しつけがあつてはいけぬ、参加国の間の自主的な共同研究でなくちやいけぬ、それが独断をするとかということではなくて平等でなくちやいけぬ、それから研究の成果というものは科学技術のまさにその命である公開の原則が貫徹しなければならぬ、自主、平等、公開という、この三つの点が大事じゃありませんかと聞いているのですから、その点だけ答えてください。

○政府委員(藤咲浩二君) 今先生おっしゃったような点につきましては、その前提となる科学技術協力協定に明記してある場合もございまして、それから明記してない場合もございまして、その場合においても先ほど御説明したような考え方方で共同研究等を推進しているということでございます。

○佐藤昭夫君 そこで、このSDI研究への参加問題について、今日まで政府のいろいろな説明として、それが日本の科学技術の発展にとつても大きなメリットをもたらすということが、まだ最終結論は出ていないけれども、参加するとすればその場合の理由の重要な一つとして挙げられてきたところでありまして。

もちろん我が党は、このSDIというのが宇宙にまで核戦争を拡大をし、世界政治の緊急中心課題である核廃絶に向つて向かふ反するものとして、一貫して当初から反対をしてまいりましたが、さつき確認をしましたように、政府の立場からいつても、もしもSDI研究参加に当たつて、参加国の自主、平等の立場が保障されないということになるとすれば、参加問題については根本的に考え直さなくちやならぬということになると思ふんですが、一般論として聞きます。大臣、どうでしょう。

○國務大臣(河野洋平君) SDIに参加するか

ないかというのは、繰り返し申し上げるようですが、目下慎重に検討中でございまして、それ以上今お答えをする立場にございませぬ。

しかし、SDIという意味ではなくて、全く一般的に、今先生が御指摘になつたように、自主的な判断でやるのかどうかということでございます。然ることでございまして。共同研究という場合には相手があるわけでございまして、相手方との、共同研究のパートナーとの間の話し合いということとは当然あるかと思ひますけれども、少なくとも一方が、こういう条件とこういう条件とこういう条件でおまえの方はやるかやらないか、こう言うてくれば、それに対してこちら側としては全く自主的に、そういう条件ならやるとかやらないとかということをお答えするのは、これもまた当然のことであらうと思ひます。

○佐藤昭夫君 今も確認されたように、自主、平等の原則というのは当然の問題だろうと思ふんですが、ところが、現実にはさつき私が引用いたしましたように、アメリカと西ドイツの協定文書、この自主、平等の原則というのが全く踏みこじられていくというふうに言つていいと思ふのです。

実は、四月四日の予算委員会では、まだ最終的な調印という、協定が取り決められたという内容がまだ明らかになつていない段階でしたけれども、両国の協定交渉、これがアメリカの非常に一方的優位のもとに進められていくんじゃないかというところを取り上げてまして、西ドイツの雑誌、週刊誌だつたと思ひますが、シェーベル、ここにそういう記事があると書かれていたということを取り上げまして、大臣も総括の場でしたから御出席になつていらっしゃるんですが、外務大臣初め政府側は耳を傾けようとしなかつた。ところが、果たせるかな、今、きょう私が申し上げているように、いよいよこの西ドイツのエクスプレス紙、ここにその交渉の結果が非常に明瞭に、ある意味ではすっぱ抜かれたということかもしれませぬけれども、暴露されている。このアメリカと西ドイツの協定の内容というのは、もしも日本がSDI参加するとならば日本がたどるであろう道を示唆しているのじゃないか。したがつて、日本のSDI参加問題を国会が判断する非常に重要な基礎になる。

(理事岡部三郎君退席、委員長着席) こうした点で、さつき外務省などは何ですか、そういうことについて調べる立場にないとか何とかですが、もう外務省は結構ですから、大臣にお尋ねをしますけれども、そういうSDI参加問題を政府としてどう判断するか、国会としてどう判断をするか非常に重要な一つの判断資料、判断の基礎になるのでありますから、政府として、本日私が引用いたしましたこの問題について至急に調査をして国会に御報告を願ひたいと大臣に要望しますが、どうでしょう。

○國務大臣(河野洋平君) 先ほど外務省から御答弁を申し上げましたように、今先生御指摘の文章は、アメリカ、西ドイツ両国で公表、公表しないということをつくられたと承知をいたしております。両国が公表しないといつてつくつた文章を我々が入手して資料としてお出しすることは不可能であらうと思ひます。また、もし先生がエクスプレスにある文章について、資料としてどういう意味でございませう、私もいたしましては、両国政府が不公表というものが、仮に一報道機関の手でそれらしく公表されたというものがあつたとしても、それを政府として資料としてお出しすることは甚だ不適当ではないかというふうには私は考えております。

また、私もいたしまして、そうしたものを、つまり一部マスメディアの掲載した文章を国の重要な意思決定の基礎的な資料として、それを基礎として検討するということも非常に疑問だなどというものが私の印象でございまして、今先生から御指摘の資料の提出については私としては御勸告を願ひたい、こう思つております。

○佐藤昭夫君 私は今の大臣の答弁ではとても納

得ができません。

いわゆる秘密文書という扱いにされているかどうかにかかわらず、これから日本がSDI問題をいよいよどういふ最終結論を出そうかというこの時期に、既に取り決めたアメリカとイギリスとの間ではどうなっているか、アメリカと西ドイツの間ではどうなっているか、このことについて、可能な限りの方法を使ってそれをきちんと調べて、国民と国会の前に示すというのが政府の責任じゃありませんか。いわんや西ドイツとはいへ、日本政府から正式にそういつた立場で、一遍どういふ内容になっているか知りたいたいということ、門前払いを食わすというようなそんな国と国との間の関係じゃない、このサミットにも出てきておる関係ですからね。ということですから、本当に日本の未来について間違いない判断をするための政府と国会の判断資料について、可能な限りそういう方法を使ってやるというのは当然じゃないでしょうか。私は、さらに聞いたらって前進した答えが出そうにはきようはありませんから、委員長に要望をいたします。

今も言いましたように、今回の法案を通して促進をしようという国際的な共同研究、このあり方の一つの具体例として今SDI協定問題というのが出てきている、SDI研究協力問題というのが出てきている。そういう点でこれは法案審議の判断として非常に重要なかわりがある、重要な関係があるということで、ぜひ委員長から政府に対して、四の五の言わぬと、そんなものは調べなさい、国会に資料として出さないかということ、ひとつ勧告をお願いしたいということで、私は委員長に扱いをお願いしたいと思います、どうでしょうか。

○委員長(馬場富君) 一応お聞きしましたけれども、問題点につきましては、また後で理事会でお諮りして委員に御返事申し上げます。

○佐藤昭夫君 それは、ひとつそういうことでよろしくお願いをいたしたいと思います。

そこで、なぜ法案と関係があるのかということをもう少し法案に即して、あと残っている時間お尋ねをいたします。

まず、法案の第六条で、国の受託研究の成果に係る特許権等の扱いが規定をされておりますが、ここで言います「国以外の者」、ここに特許権等の譲与を行うことができるという「国以外の者」、この中には国内の民間団体に限らず、外国の政府機関、民間企業、これも含まれる、当然ですね。

○政府委員(長柄善一郎君) 「国以外の者」でございまして、外国政府、国際機関、外国の法人等も含まれます。

○佐藤昭夫君 そこで、今の第六条によりまして、受託研究の成果に係る特許権等の一部が国以外の者に譲与されるというシステムをつくるというところでありますけれども、この特許権はあくまでも一たんはまず国有、国の財産、こうなつて譲与するというプロセスになるわけですね。

○政府委員(長柄善一郎君) そのとおりでござい

○佐藤昭夫君 そうしますと、特許権ということと設定をするからには、当然特許権というのはあくまで天下に周知をさせる、公開をするということとありますから、そこで、受託研究の成果を公表するか否かに関する日本の国としての権限、これは法令でどういふように担保をされているのでしょうか。

○政府委員(長柄善一郎君) まず、研究成果のうち特許権につきましては、特許というのは公開するものでございまして、特許は当然公開いたします。特許出願したものは当然公開になる。それから、法律上規定は特許にございせんけれども、日本の国立の、国の研究機関が受託したものに於いては、国の公益性ということもございまして、我々としては、この成果は公開するというのが従来の一般の原則でございまして、ただ、特許権、実用新案権等を出願するために公開の時期を若干差し控える、おくらすというふうなことは当然でございまして、最終的には研究成果は一般に公開し、国民に広くそれを利用していただくというのが原則でございまして。

○佐藤昭夫君 私がお尋ねしておるのは、特許権と設定するからには当然原則的に公開をするのだ、それが原則だとして、そういう公開をするというものを保障する国の権限を法的にどういふ形で定めているのでしょうかということですが、

○説明員(吉村晴光君) 特許というものは、そもそも公開を前提にしておるわけでございまして、特許権という形になれば、それは特許法に基づきまして公開をされる。特許以外の研究成果につきましては、これは国の研究所として研究成果の公表をどうするかという方針の問題として先ほど局長が申し上げたような形で決められておるものでございまして、法律でどういふふうにするべきであるということとは決められておりません。

○佐藤昭夫君 ちよつとあいまいな点ありますけれども、先へ進みましょう。

当然の原則で、公開というのは当然の原則だし、我が国としての当然のそういう権限があるのだ、どこかの国から困るというふうなことで言われて、そのことでひるむ、引つ込むというふうな言、そういうものではさらさらない。ところが、さっきから挙げておられますアメリカと西ドイツの秘密協定でありますSDI協定文書、この中に重要な内容があるわけでありまして、このSDI研究によつて生じた成果を後発情報というふうな用語の規定をしているのであります。この協定文書の第七章、情報の保護というその章の第二項、ここで後発情報、すなわちSDI研究によつて得られた情報でありますけれども、についての最終的機密分類の権限は米国防省に属する、こういうふうな書いてあります。これはもちろん仮定の話ではありますけれども、仮にこうした場合が日米間協定にも取り決められる、こうなつた場合には、受託研究の成果の公表に対する我が国の国としての権限、これは一体どうなるのか、こういう問題が生ずるわけであります。

また、この研究交流促進法の第十条、ここで、

既にお話が出ておりますように、二国間協定などすべて含む国際約束の誠実な履行、これが定められている。こうなりますと、SDIについて日米間で取り決めた、そういう協定をした、その協定の内容というのは誠実に履行しなかつたらぬというところで、いわば協定が事実上法律事項として格上げをされてくるんじゃないかというところまで危惧をせざるを得ないような、今回の法律でそういう道を開くということになりかねないというふうには私は言わざるを得ないと思うのであります。どうでしょうか。

○政府委員(長柄善一郎君) 今回の法律は、国を中心とした国内の交流、また国と外国との交流を促進するための隘路になつていふ点を除去し、その促進を図ろうという枠組みを決めているものでございまして、特定のどのようなプロジェクトを日本として国際共同研究に取り上げるかどうかというふうな問題、これはまた別途の政策判断であるというふうなことでございまして、この法案とは直接の関係はないものというふうに理解しております。

○佐藤昭夫君 政府がSDI研究参加の問題を、もうそういうことは断念をいたしましたというふうにはつきり言うのであればまだしも、ところが、目下慎重に検討中でありまして、しかもこの間の官民合同調査報告書を見れば、どう見たつてもあれこれいふ理由を挙げて参加をしないという色合いの方が濃厚ですね。そういう今経過をたどつておる、こういう時期に今のような説明をされたら、これはなかなか納得しないんじゃないですか。

さらにもう一つ例を挙げましょう。

西ドイツとアメリカとのSDI協定、この中でこういうことも書いてあるんですね。両政府は、この協定の枠内で、協定に基づいて譲渡された情報法的規定に基づいて公表されるのを防止するために双方に可能なあらゆる法的措置をとる。だから公表されないようにあらゆる法的措置をよる防止策をやる。こうなると、大臣も確認をされて

おる本当に科学技術の共同研究ということであれば、自主、平等、公開、こういう原則というのは欠かさないと言いつつ、この問題についての日本の権限がないというふうと言わざるを得ない危険な法律の仕組みが今つくられようとしているというふうには私に言わざるを得ないと思うんですよ。もうきよう時間がありませんので、そのことをひとつ強く指摘をしておきまして、またこの問題のフォローは次回の委員会でもやりたいと思います。

○国務大臣(河野洋平君) 先生、いろいろ御指摘をいただきましたけれども、どうも私もとしては、他国間の、他国同士の不公表を前提とした取り決めが一部のマスコミに出た、その一部のマスコミが掲載したものを根拠にいろいろおっしゃられても答弁のしようがないということを残念ながら申し上げなければならぬと思います。

と同時に、先ほど私は、一般論として研究に参加するかどうかは自主的な判断というのが当然のことだということを申し上げたわけでございまして、どうぞひとつ、その点も誤解のないようにお願いを申し上げます。私も、この法律について、先ほど局長が御答弁を申し上げましたように、特定の例えばSDIであるとか、そういったプロジェクトを頭の中に入れてこの法律をつくったわけでもございませぬし、この法律がそういうことを目指しているものでもないということとをぜひ御理解をいただきたいということを申し上げたいと思います。

○佐藤昭夫君 終わります。

○山田勇君 近年における科学技術の進展は非常に目覚ましく、今や国際的にも国内的にも産業及び社会の新たな展開に向けた科学技術への期待が高まっております。こうした中で、我が国が二十一世紀に向けて多くの可能性を秘めた創造的な科学技術の振興を図っていくためには、我が国唯一の資源とも言える人間の知的創造力こそその基盤を求めなければなりません。このような創造力を積極的に培い、そして独創性にあふれる

研究開発活動を展開し、次代における新しい技術革新を生み出すためにも、従来にも増して産学官及び外国における研究交流を活性化し、相互に資金、人材等の研究資源の効果的活用を図っていくことが何よりも肝要であります。

このような状況において国が積極的にその役割を果たしていくことが期待されておりますが、昨年七月の臨時行政改革推進審議会の答申におきましても、国立の試験研究機関及び大学と民間等の間の研究交流を円滑に促進する上で必要な諸制度の整備改善に努めるよう求めているところであり、今回政府が提案している研究交流促進法案はそのために準備されたものと思えます。

そこで、この法案について幾つかの質問をしてまいりますが、初めに大臣にお伺いをいたします。研究交流の促進を図る必要性が各方面で指摘されている中で、大臣としてはどのような認識を持っておられるのでしょうか。

○国務大臣(河野洋平君) バイオテクノロジーでございまして、メカトロニクスでございまして、か、いわゆる境界領域あるいは多分野の協力を要する領域の科学技術が近年非常に勢いで発展してきているわけでございまして。こうした研究は従来の研究の枠組みの中ではやり切れない、新たに従来の枠組みを超えて、異なった分野の研究者が交流をするというようにすることがどうしても必要になってきたのではないかと。それから、日本の科学技術のレベルが非常に高くなった、そして国際的な役割も非常に重くなってきたということなどを考えますと、まさに国際交流というものは我々がどうしても目指さなければならぬものである。うしろでも目指さなければならぬものである。うしろでも目指さなければならぬものである。うしろでも目指さなければならぬものである。

昭和六十一年五月七日【参議院】

要がある。それによつて研究を進めるということが今非常に重要ではないかというふうに考えているわけでございまして。

○山田勇君 官及び外国における交流を促進するためには、より幅広く促進措置を講ずる必要があると考えます。本法案が国と国以外の者との間の交流の促進についての措置のみを定めている理由について伺いたいと思ひます。まず、それ以外の交流について今後どのようにして促進するのか、その方針をお伺いしたいと思います。

○政府委員(長柄喜一郎君) 先ほど先生が申されましたように、昨年の行革審答申では、国と民間、国と大学、それから国と研究所、また産業界と産業界、大学同士、国の機関同士というような多面的な研究交流を促進する必要があるということとを指摘しているわけでございまして、今回の法律では国と国以外の者にとに限っております。

この理由は、国と大学の場合でございまして、これはいづれも国の機関でございまして、法律上の障壁が特にございませぬ。むしろ運用上の問題なり予算上の問題でございまして、そういう意味で、国の機関の間の交流促進ということは、今回の法律では特に規定してないわけでございまして。その必要性がないということでございます。それから民間と民間との協力につきましても特にその必要がない、民間と外国につきましても特にない。別にそこを無視したわけではございませぬで、その必要がないということとで国と国以外の者に限ったわけでございまして。

○山田勇君 この法案におきまして防衛庁が本法

案の対象になっておりますが、これは一般的に国と国以外の者との間の研究交流の促進を図るための措置で、特定の分野を取り上げるものではないと伺っております。しかし防衛庁の職員は特別職で各省庁の一般職とは別の法律で規定されておりますが、本法案では両方とも適用対象となっておりますが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(長柄喜一郎君) おっしゃるとおり防衛庁の研究者の方は特別職でございまして。その他の省庁の方は一般職でございまして、身分法上は若干違った取り扱いを受けているのは事実でございますが、しかしながら研究者については見ますと、いづれも研究業務に従事しているということとで、研究活動というのは、分野、程度の差はあれ同じようなものであるということと、我々としては一般職、特別職、両方とも一つの法律でやることで何ら差し支えないというふうに考えた次第でございまして。

このように特別職、一般職を同一の法律で扱ったケースというものもございまして、例えば国家公務員の旅費に関する法律とか退職手当法の法律というふうなものは一本の法律で両方の職員を扱ったものもございまして。こういう前例に倣つて一本にしたわけでございまして、そういう理由でございまして。

○山田勇君 次に、本法案で措置しようとしております研究交流上の諸点についてお尋ねをいたします。

研究交流の促進といった場合、まず研究者の交流という点が極めて重要であります。独創的な研究を推進していくためにはいろんな発想を持つた研究者が互いに啓発し合い研究を進めていくことが重要であります。この点に関し、本法案では外国人研究者の国の研究所への任用、国の研究者が民間に出向する際の特別措置を定めておりますが、これらの点についての現行法制上の問題点及び今回の措置の趣旨についてお伺いをいたします。

○政府委員長柄善一郎君 外国人研究者の任用の件でございますが、外国人の方を国家公務員に任用しようとした場合、明文のやつてはいかぬという規定があるわけではございませんけれども、内閣法制局の見解がございまして、当然の法理と言つておりますが、公権力の行使または国家意思の形成に参画する官職には外国人を任用できない、こういう当然の法理という見解がございまして、これによつて、国立研究所におきましては研究部長とか研究室長、また研究所長というふうな方は任用できないというのが従前の解釈でございます。一般の役職につかない研究者については任用してもいい、こうなつておるのでございましてけれども、解釈がございまして、管理職につかれるような方は任用できないということになつてゐるのが現状でございます。

ただ、最近のように非常に研究の幅が広がつてくる、領域が広がつてくる、いろんな違つた発想の方が一緒に仕事をする、そして相互に啓発し触発するということが必要でございまして、アメリカの研究を見ましても、国立研究所でございまして、日本の研究者がかなり勤務していらつしやるというふうなことから見ましても、日本も外国人の方に門戸を開放すべきであらうということで、今回特例措置として研究部長、研究室長クラスまでは任用できるようにしたわけでございます。ただ、研究所長につきましては、これは研究業務そのものをやつてゐるわけではございませんので、研究所長、研究所の次長、この二つについては、これは研究所の支所の支所長でございまして、については任用できないということにしております。

もう一点の、国の研究者が民間企業等へ出向する場合の問題でございますが、現在、人事院規則によりまして国の研究者が研究のために一時的に外部の組織に移られる場合は研究休暇という制度がございまして、ただその場合、退職金を計算する場合に、例えば四年間研究組合等へ出向された場合には退職金を勘定する場合に半分の二年しか勘

定しない、こういう不利益がございまして、このために研究公務員の方が進んでこの共同研究等のため相手方に一時的に出向するというふうないう気持になりにくいという事例がございまして、こういう点を改善するために、国の共同研究または国からの委託研究等のために研究組合等に出向される場合は、その退職手当を二分の一ではなくて二分の二、一〇〇%勘定する、不利益を是正するという措置をとつたわけでございます。

○山田勇君 こうした研究交流を促進するに当たつては、研究の担い手であります研究者自身の資質の向上を図つていくことが大切であります。この点について本法案では、研究会への参加に当たつての処置が講じられておりますが、いかなる問題意識のもと、どのように手当てをされようとしてゐるのか、お伺いをいたしておきます。

○政府委員長柄善一郎君 近年独創的な、創造的なといひます、オリジナリティーのある研究が求められてゐるわけでございます。これは、何といつても優秀な研究者が最新の情報を身につけて、そして自分の創造性を遺憾なく発揮する、こういうことはぜひ必要でございまして、

そこで、この研究会でございまして、これは国内のいろいろな学会、また国際的な学会いろいろございまして、こういうところへ参りますと、世界じゅうの優秀な方が集まつてくる。そこに参りまして自分の論文を発表したり、またそこに行きましていろいろディスカッションを聞いたり、ロビーでいろいろ話をしたり、そういうことをすることによつてその研究者の方が非常に刺激を受け、また新しい情報にもアクセスできる、こういうふうなことでございまして、我々としては、この研究会というものは研究者の資質向上、また創造性の涵養に非常に重要な役割を果たすものというふうに感じてゐるわけでございます。

現在のところ、研究者が自分の仕事に直接関係する業務で学会に参加する場合は出張ということ、公務ということになつてゐるわけでございます。

すが、若干それと離れて、現在の業務に直接関係はないけれども、例えば五年後、十年後のために今から何か身につけておきたいというような場合には、現在の制度では休暇になつてしまふ、自分のお金で行きましてしかも休暇になるというふうなことで、非常に研究者の方から要望が強いわけでございます。それをせめて休暇扱いにしないというところでございまして、今回の制度では国家公務員法の職務専念義務を免除して、そして、これによつて休暇にすることなくその研究者の方が研究会に参加できる、こういう道を開いたものでございまして、

○山田勇君 研究交流促進については、国内における産学官の交流のみならず国際的な交流、すなわち、国際共同研究の円滑な実施を図つていくことが重要であります。今日の国際化時代に当たつて、国際的にも開かれた体制を整備し、また研究活動そのものを国際的に運用するものとしていくことが大きな課題ではないかと考えております。本法案ではこうした国際的な交流という点について、第七条で国際共同研究に係る特許権の無償または廉価使用、第八条で損害賠償請求権の放棄が規定されておりますが、これらの規定がなければ国際共同研究が進まないのかどうかという点を含め、その措置の必要性について伺いをいたします。

○政府委員長柄善一郎君 近年、欧米諸国では研究開発の規模も大きくなつた、大変多くの資金が必要だといふふうな事情もございまして、国際共同研究が大変多く進むようになっております。その際、特許権の扱い、また損害賠償請求権の扱いでございまして、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ諸国の考え方は、共同研究で行つたものを、例えば特許権についてはお互いに無償で使い合ふ、無償で利用し合ふ。損害賠償請求権につきましても、一心同体と申しますか、そういう関係でございまして、共同研究の相手方の何か瑕疵、事故があつたりして、そのためにもう一方のパートナーの物的、人的損害があつたような場合でもお互

いに損害賠償の請求はやめようじゃないか、こういうのが一般的な慣行になつております。

日本の場合、財政法というのがございまして、日本の国有特許というものは財産でございまして、日本の財産を適正な対価なくしては相手に利用させやいかぬ、こういう規定がございまして、お互いに無償で利用するというのが不可能になつております。損害賠償請求権についても同じような規定がございまして、債権管理の立場から、債権を勝手に放棄すること、無償で放棄することはできないというふうな規定がございまして、今回のような条項を設けて、現在欧米諸国で一般に使われてゐるルールに参画できるという道を開いたものでございまして、

具体的には、従来、損害賠償請求権の問題なり特許権の問題で、国の研究機関が国際共同研究にぜひ参加したいと思つたけれども、この条項がないために参加できなかったというケースが何件かございまして、幸いなことに特許法人は、例えば日本原子力研究所とか宇宙開発事業団というふうな特殊法人は日本の財政法を直接適用されません。そういう意味で、こういう特殊法人ではアメリカ、ヨーロッパ流の契約条件で既に参加をかなりしてありますが、国の機関は参加できないという事情がございまして、今回このような条項を設けて国も参加できる道を開いたというのがこの第七条、第八条を設けた理由でございます。

○山田勇君 最後になりましたが、第十条のいわゆる国際的な配慮事項につきましても、さきさき議論がなされておりますが、私は、国際的な研究交流を進めるに当たつては、国際社会における我が国の立場を十分踏まえ、これを進めていくことは当然であると考えております。そこで、この第十条の必要性について改めて伺ひたいとして私の質問を終わります。

○政府委員長柄善一郎君 この十条の必要性、趣旨でございまして、これから国際共同研究等がどんどんふえていかなきゃいかぬ、日本もそれなりの国際貢献はいたさなきゃいかぬということ

ございますが、一方、日本政府は条約とか国際約束等によりましていろいろな諸外国に対して約束をしているものがございます。こういうものに違反するような、ただやみくもに国際共同研究、国際協力を進めればいかとうとそうじゃございませんで、国際的な平和とか安全の維持を妨げるような国際共同研究はしてはならない、日本が既に結んでいます条約とか約束に違反するような国際共同研究はやってはならないという趣旨で、当然のことでございますけれども、その当然のことを改めて注意を喚起したというのがこの条項でございます。

具体的にはどういふことがあるかと申しますと、生物兵器と申しますか、細菌兵器と申しますか、こういうものはつくらないという条約に日本が加入している、核兵器の拡散につながるようなことはみだりにはやらないという核不拡散条約にも参加している、こういうふうな条約に参加しておりますので、こういう条約、その他の約束に違反するようなことのないようにということでこの第十条を設けたものでございます。

○委員長(馬場富君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(馬場富君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

研究交流促進法案の審査のため、来る九日の委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(馬場富君) 御異議ないと認めます。

なお、参考人の人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(馬場富君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(馬場富君) 科学技術振興対策樹立に關

する調査のうち、ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する件を議題といたします。

まず、政府から報告を聴取いたします。河野科学技術庁長官。

○國務大臣(河野洋平君) 今般、ソ連のチェルノブイル原子力発電所で発生いたしました事故について、これまでに入手いたしました情報に基づき、経緯及び我が国の対応策につき御報告申し上げます。

本原子力発電所は、ソ連ウクライナのキエフ市北方約百三十キロメートルに位置し、電気出力百五十キロワットの四基から成る発電所で、さらに二基が建設中であります。この原子炉の型は、ソ連が独自に開発した黒鉛減速軽水冷却型であり、我が国の原子力発電所の原子炉とは異なる型のものであります。

事故の原因、状況等につきましては、ソ連政府から十分な情報の公表がないため、その詳細はいまだ明らかになっておりませんが、昨日のソ連共産党機関紙プラウダの発表によれば、原子炉及び機械室での爆発、火災により原子炉の炉心が一部溶融するに至る事故であったとのことであり、また、多量の放射能が外部に放出されたことと推測され、各国の情報によると、事故のあった原子炉は現在もおおむね鎮火してはいないといえられており、現地において死亡者も出るなど、極めて大きな事故であったと認識いたしております。

本事故の影響につきましては、ソ連一国にとどまらず、近隣の欧州諸国で放射能の異常が検出されたことが報告されており、また、我が国においても今回の事故に起因すると思われる放射能が各地で検出されるに至りました。今回の事故は、まさに国境を越え、国際的な問題として取り組んでいくべき重要性を含んでいるものと考えております。

私もこのように思いますが、今回の事故の重大性にかんがみ、鋭意情報を収集、分析するとともに、所要の対策を講じてまいりました。

では、在外公館などを通じて全力を尽くしておりますが、残念ながら事故の実態を伝える技術的情報は全く得られていないのが現状であります。このような状況の中で、一昨日には国際原子力機関のブリックス事務局長みづからが訪ソし、事故の原因究明に努めるなどの動きが出ており、また東京サミットにおきましても、一、ソ連に対し事故に関する情報を求めること、二、緊急事態もしくは事故に際し報告及び情報交換を義務づける国際協定を早期に考察すべきこと等を内容とする声明が出されたところであり、今後は国際的に協力しつつ情報の収集、事故原因の究明等に努めてまいりたいと考えております。

次に、本事故にかかわります我が国における放射能の監視につきましては、科学技術庁といたしましては、この事故の報道に接し直ちに原子力発電所等の周辺の環境放射線モニタリング及び全国三十二都道府県における衛生研究所等から成る放射能監視網による観測を強化し、放射能の監視に努めてまいりました。五月三日に至り、東京都、千葉県、神奈川県におきまして、今回の事故に起因すると思われる放射能が検出されました。政府といたしましては、五月四日早朝、放射能対策本部会合を開催し、汚染水等の核種分析に重点を置いて放射能調査の一層の充実強化を図ることを決定するとともに、国民に対する注意事項として、一、天水の摂取は問題ないが、直接雨水を摂取する場合はできるだけ木炭等で濾して使用することが望ましいこと、二、水道水、井戸水及び牛乳については心配ないこと、また、葉菜類についても問題ないが、念のため十分に洗浄して摂取することと望ましいこと等を周知徹底してまいりました。

この決定に基づき、放射能調査を鋭意実施し、その結果を逐次公表してまいりますが、現在までのところ国民の健康に影響を与えるような放射能は検出されておらず、今後とも引き続き観測を継続し、その推移を注意深く見守っていくこととしております。

五月二日には、ソ連キエフ地方からの帰国者四名に対し、東京大学医学部において放射能調査を実施したところ放射能汚染が認められ、また、五日には同地方からの旅行者に対し、放射線医学総合研究所による健康診断を実施したところ、百二十三名中四十五名に汚染が認められましたが、いずれも健康上特に影響はないと判断されております。

なお、ソ連及びその周辺に留まる在留邦人への対策といたしましては、五月三日モスクワ大使館より送付された牛乳、水道水等の放射能汚染について調査を行い、特に問題のないことを確認するとともに、現地で健康上の指導等に当たるとともに、専門家二名を派遣いたしましたところであります。

放射能対策につきましては、今後とも引き続き万全を期してまいります。

また、我が国の原子力発電所の安全性につきましては、今回ソ連において事故を起こした原子炉が、ソ連が独自に開発した黒鉛減速軽水冷却型であり、我が国に設置されている原子炉と異なっているものであること、我が国の原子力発電所が、アメリカTMI原子力発電所事故も含め内外の原子力発電所の事故、故障の経験をも踏まえ、格納容器、緊急炉心冷却装置などの安全対策に万全な措置が講ぜられていること、また、さらに入念に定期的な検査を実施するなどその運転面においても十分安全性、信頼性が確保されていることから、その安全性は十分確保されていると考えております。

原子力安全委員会におきましても、原子力開発利用の安全の確保、我が国の原子力安全規制に反映すべき事項の有無等につき検討を進めるため、事故調査特別委員会の設置を決定いたしましたところであり、今後は、引き続き事故内容等につき情報収集に努めるとともに、この調査委員会を中心として鋭意調査を進め、必要な対策等について検討してまいります。

我が国の原子力発電は、その設計、建設及び運

転の各段階において安全性が確保され、十分実績を上げてきたところではありますが、今回の事故を警鐘として謙虚に受けとめ、特に運転、保守等では不断の努力が必要であることを再認識し、これを機会に一層の安全確保に努めてまいれる所存であります。

○委員長(馬場富君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○志村哲良君 ただいま河野長官の報告にありましたように、私どもはこのたび、ソ連のウクライナ共和国のチェルノブイル原子力発電所におきまして大惨事が起こったという事実に不幸な報道に接したわけであります。私自身この報に接しまして大きな衝撃を受けました。また、その中で改めて、原子力の平和利用に当たりましては安全性及び安全の保障の確保が極めて重要な問題であるという原子力の平和利用の原点に關しまして、実は深く思いをいたしたものでございます。

また、このたびの大惨事の報道の中で、一部におきましては、改めて原子力の平和目的の利用に對しまして何がしかの疑義が提出されておるといふことをも私自身承知いたしております。ではございますが、これらのことに關しましては、既に我々は長年論議を重ねてまいりましたように、有限な化石燃料の存在、あるいは諸般のエネルギー資源政策、例えばサンシャイン計画あるいはムーンライト計画などと呼ばれる政策なども、その実現のテンポに思いをいたしますと、原子力の平和利用こそ今や人類にとりまして全くもって欠くべからざるものであるというところに改めて実は深い思いをいたす次第でございます。

このような状況の中でのこのたびの事故の発生でございます。本日は限られた時間でございますし、時間も少のうございますので、若干の点に關しまして御質問を申し上げたいと存じます。

ただいま長官の御報告にもありましたが、このたびの事故は、ソビエトにおきまして独自に開発したと言われております黒鉛減速冷却型の軽水炉であると聞いております。我が国におきまして

は、もちろん、東海村の一号炉はそれでございますが、大方は例えば沸騰水型あるいは加圧水型等と呼ばれます軽水炉を使用いたしておる現状でございますが、この黒鉛減速冷却型と我が国のそれとを比べまして、安全性の点でいかなる違いがあるのかという点に關してひとつ説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(辻栄一君) ソ連の今回事故を起こしましたチェルノブイル原発におきます原子炉につきましては、非常に簡単な概念図でございますが、本日資料としてお配りしたものの十九ページに概念図を設けておきました。この原子炉の特徴は黒鉛減速軽水冷却型炉と呼ばれるものでございまして、ソ連が独自に開発した炉型でございます。十九ページの図の左側にございまして、右側にありますのが日本の軽水炉、BWR、PWR、両方を載せてあるわけでございます。

さつとごらんいただきますように、右側の軽水炉におきましては燃料は非常に厚い原子炉圧力容器に格納されておるのに対して、左側の黒鉛減速軽水冷却炉は、これはいわばはしごのように書いてございしますが、これは実は練炭を想像していただければよろしいかと思ひます。この練炭の穴の中に燃料棒が入つておる、こういう構造のもので、この練炭が幾つも横につながつておるといふ形の原子炉であるというふうに御理解いただきたいわけでございます。

そういつたようなもので、しっかりとした圧力容器内に入つてはいない、むしろこの練炭を通る一本一本のパイプが圧力容器のかわりをしていて、このようないろんな形に特徴があるわけでございます。この炉心部は、ただいま申し上げましたように減速材であります黒鉛ブロックを積み上げて、その中を多数の燃料チャンネルが上下に貫通しておる、こういうことでございまして、燃料といたしましては濃縮度が二%の二酸化ウランが使用されておりました、燃料の被覆棒は軽水炉と同様にジルコニウム合金によつて被覆した燃料棒を組み合

せて燃料集合体として用いられるわけでございまして、日本においては大部分の原子炉は減速材として軽水が用いられておるわけでございまして、この原発と同じタイプの型は日本にはないわけでございます。

そこで、いろいろ御質問の安全確保という点から具体的に比較ということになりますと、ただいまの基本的な炉型の違いと比べまして、実は安全防護についてのいろいろな細かい設備につきまして比較をしておいて御検討を申し上げなければいけないわけでございますけれども、その詳細につきましては内容は発表されておらないということから、現段階で私ども責任を持つてこの点が違ふというところを申し上げることは残念ながらできないわけでございます。そういうことでございまして、けれども、こういった黒鉛型の原子炉の一つの特徴といたしましては、非常に大きな圧力容器というやうなものを必要としないというところで、細かい細いパイプを集めてくればよい、こういうことで余り難しい高度な技術を必要としないとか、それから冷却系の配管が複雑なわけでございますから、たとえ事故が起こつても全体の事故にはならないで局所的になるとか、あるいはいろいろなコントロールを一本一本のチャンネルごとによればよいというところで比較的つくりやすいということがございしますが、それはまた、逆に一方言えば原子炉圧力容器のようないろんな容器の中にございまして、この点が弱点であるかと思ひます。

詳しいことにつきましては、先ほど申し上げましたように残念ながら比較が具体的にいかないのでございしますが、我が国の原子力発電の安全性については、ソ連の事故が起こつたかどうかという点にいろいろ言われているわけでございまして、その点につきましては少し申し上げさせていただきます。基本的な設計段階から建設、運転、保守、管理に至りますまで原子炉等規制法等関係法令に基づき厳格な安全規制を行つており

まして、もちろん、この設備の設計につきましては厳正な安全審査を行い、それに所要の基準として原子力安全委員会が定めました諸般の安全審査指針を用いて多重防護の観点からの設計が行われるわけでございます。さらに各機器の設計、製作等の各段階で入念な品質保証活動が実施される、安全性の一層の確保、信頼性の向上が図られていくというところでございまして、私ども、この点については日本の原子力発電所は国際的にもかなり高度の水準の安全性を維持しているというふうに信じておるものでございます。さらに、運転中の原子力発電所におきましても資質であるとか能力の、これは運転員についてでございますが、その維持向上を図る十分な教育訓練を受けた運転員を備えておいて、これに對しましてPWR、BWRそれぞれシュミレーターを持っておりまして、このシュミレーターを使つていろいろな事故対策に對したオペレーションを、訓練をするといったやうなことで保守、管理の面についても十分なことをやつておる。こういったやうなことを背景といたしまして、現段階で安全上の問題は特段ないというふうに考へておる次第でございます。

○志村哲良君 今も安全の確保に關する説明があつたわけでございますが、反面、最近過剰な安全機器の設計を合理的に見直し、安全性と経済性を両立させる時代が来たというやうな発言もありまして、緊急時における炉心の冷却装置などに関しまして、このことが今度の事故におきましても最も肝要ではないかと考へるものであります。が、これらに關しても何がしかの検討をという発言が行われておると聞いております。この場合の経済性というところは一体何を意味しておるのかといふことをひとつ伺ひたい。例えば、既往の石炭、油、あるいは天然ガスというやうなエネルギーとの対比の上で立つて、コストの上での経済性というやうな意味であるのか、私はこの点で若干分明らかでないものを実は覚えておるわけであります。むしろエネルギーの自立というやうな、原子力の平和利用に關する基本的な命題の上に立つ

ての経済性、安全性あるいは必然性というようなことも私はあわせて考えなくてはならぬときではないかと実は思っています。

これらにつきまして、あるいは先ほど発言のありました安全性における多重防護システムがいかにか相まっておるかという点に、関係しても伺いたいわけですが、最後にひとつ大臣に伺いたいこともございますので、要約した御答弁をお願いいたします。

○政府委員(辻一孝) 商業用発電炉の運転をするという点で、その発電コストを低減化するための設計の合理化と申しますが、そういった面の追求をしようという考え方が起こってまいりながら、これらの議論につきまして、もちろん原子力の安全というものを前提として考えているというところは疑いのないところでございます。今日、日本の原子力発電が高稼働率をとっている。その背景において、原子力の安全確保をきちんと守っておくということが非常に大きく寄与し、これが経済性の向上に非常に役立っているという点については、役所側といたしまして、また民間側といたしまして、お互いに共通の考えでおるところでございます。あくまでも原子力の安全をベースとした上の諸般の設計の合理化というふうに理解しているわけでございます。昔間、ECS、緊急炉心冷却装置の設計の過剰があるのではないかとというような発言もあるやに聞いておりますが、私も、その点については、ECSは原子力発電の極めて基本的な重要な施設でございますので、これについての基準を現在変更するつもりは毛頭持っていないわけでございます。

原子力の多重防護につきましては、先生既に御承知のように、この十九ページの図にもございまして、燃料ペレット、燃料被覆管、原子炉圧力容器、さらには原子炉格納容器、こういったような多重構造をもちまして放射能の拡散防止の基本的な設計を行っているところでございまして、これらの安全規制につきましては、この基本概念

を変更するつもりはいささかもございません。

○志村哲良君 けさほど本会議におきまして中曽根総理からも御発言がありました。このたびのサミットにおきまして、チェルノブイル原子力事故の影響に関する声明が発表されましたが、基本的には私もこの内容に全く同感でございます。当初、もちろん不測の事態も中であつたというようなことも原因にはあつたでございまして、この情報の提供に際してソビエトが十分な責任を果たしておらなかつたという点に對する問題に關して、これを求めたという点でございますが、考えまして、これはまた当然なことであつたと思つた。また、その後ソ連が国際原子力機関の事務局長との討議を今週行うことを聲明いたしましたことに満足の意が表されたことも事実でございます。

確かに、原子力の安全確保という問題は、洋の東西南北を問わずに全人類の連帯の中でのみ初めて可能であるという点を、三日以降降り注ぎました雨の中に含まれた汚染に私も教えられておるというような思いがいたす現在でございます。殊に私も日本は不幸な被爆国としての経験の有しておるわけでございます。このような立場に立ちまして、原発事故における情報の提供、あるいは相互の緊急援助の供与等々に関しまして、具体的な国際協力体制の組織化を求めるような行動をもつと強く起すことはいかにかと考えるものであります。河野長官のこれらに對する御所見を伺つて私の質問を終わります。

○国務大臣(河野洋平君) 志村先生御指摘のとおり、今回の事故はいわゆる国際的な影響を持つ事故でございます。かつてアメリカのTMIの事故がございまして、あのときと比べてみまして、今回の事故は国境を越えて多くの国々の人たちに大変な影響を与えたという意味で、私も、そして新たな問題が提起されたというふうな受けとめざるを得ません。私はもう一つ、この事故はどこの国が起したのか、その国の体制がどうかということもさることながら、現代社会に生

きる人間として、次の世代にこうした問題の影響を残すようなことがあつてはならないという意味で全人類的に取り組む必要があるんじゃないかというふうな考えを込めておきます。

そこで、国際的な問題として幾つかの動きがございました。一つは、今先生御指摘の、ちょうどその時期に開かれたサミットにおきまして先進国首脳間の意見交換でございまして、先進国の首脳は共通してこの問題に非常な関心を持っておられたようでございます。ソ連政府に對して事故情報の早期提供を求めるとともに、原子力に関する緊急事態もしくは事故に際し、報告及び情報交換をその加盟国に義務づける国際協定の早期策定を求めることなどを内容とする聲明が独立した聲明として出されたという点でも、その関心の強さというものは明らかでございます。また、こうした状況の中で、昨日には国際原子力機関のブリスクス事務局長が事故原因究明のために訪ソした。その帰国後、IAEA、つまり国際原子力機関の場でも必要な討議がなされるであろう、こういうふうな私どもは考えておりました。さらにはOECDのNEAにおきましても本件事故の諸影響について検討会合が行われるというふうな聞いておる次第でございます。

我が国としては、このような国際的な協議の場を通じて国際協力に積極的に参加をしていかなければならぬ、こう考えておりますが、二国間という議論をするということも必要ではございませうが、今回の事故に對する対応策としては、IAEAなどを中心に對応をしていくことが必要ではないか、こんなふうな考えているわけでございます。

なお、先ほど申しましたが、アメリカのTMIの事故が世界の原子力発電所のあらゆる施設あるいは設計等に一定の前進をもたらした。それは事故原因の究明と同時に、そうしたものがはつきりと公開をされ、提示され、そういうことが新たな安全対策に非常に貢献をしたというふうに私は聞いております。今回の事故は極めて不幸な事故

ではございますけれども、この事故の原因というものが一日も早く究明をされ、それが全世界に正しく報道をされて、通報をされて、そしてまた、各地の原子力発電所の安全対策が一步進むということがあれば、それは我々にとつては不幸中の幸いではなからうかと思つてございまして。私も、それはそうした教訓を得て一步進む、そういうことを考えながら、一方で、きょうも恐らく放射能の恐怖の中に生きていられる方々たちのことを考え、全人類的な取り組みという心構えでこの問題にこれから先も取り組んでいきたい、かように考えている次第でございます。

○稲村穂夫君 どの国が起した事故だということではなくて、やはりこうした事故が起つたということを通じて重大に考えなければならぬという長官の言葉だと思つております。私も本心にそんな感じでショックを受けて今回の事故の報道を見た。聞いていた。思つておりました。

そこで、限られた時間の中でありますから、まず最初に御質問を申し上げて、また、そのお答えによつて時間があればという形にさせていただきます。

まず一つは、放射能の測定を今現在も続けておられるのだと思つて、その後の動向はどうなんでしょうか。そして見通しはどうなんでしょうか。これを伺います。それは、まさか我が国にはという話、最初はそういう気象庁等の考え方もあつたやうでありますけれども、それが我が国までやつてきたということでありまして、しかもそれが必ずしもジェット気流とばかりとは言えない。その辺の分析も何か今後いろいろと課題があるやうであります。そういうもの等も、記事を読みますと、なおさらこれからさらにどうなるであろうということが気になりますので、今後の見通しについてぜひお願いいたします。

それから、最初に細かいことから伺つてまいりますが、放射能の観測体制についてでございます。これは本当に万全なんでしょうかという疑問があるわけでありまして、特に私は日本海側に住ん

でありますので、日本海側で事故が起こりまして、風に吹かれてくる事故がありますとやはり恐怖のどん底に落ちますので、冗談は別にいたしましても、日本海側の観測体制というのが気になる。

というのは、実はこれは地元の新聞でありますけれども、気象庁が各地方の気象台、測候所に観測体制の強化を指示したという中で、私どもの新潟の周辺は輪島と秋田にあつて、「新潟地方気象台」には機器がないため今回の事故のために特別の観測態勢をとらない。」というようなことが載っております。その辺のところがやはり心配になるわけです。それは地方の観測体制や何かをいろいろと網羅をしてというふうに多分おっしゃるんだと思うのであります。しかし、そのことについてもまた地方の観測体制も必ずしもみんな一致して同じような水準ではないんじゃないだろうかというところを心配いたします。

というのは、やはりこれ新聞報道でありますけれども、これは何日でしたか、新聞報道で放射能を検出したという記事が出始めたところですけれども、岡山で水道水から汚染物が検出されたという報道があつて、その後のまた報道でこれは科技庁で調査をしたところが間違ひだつたというような記事がございました。そうすると、これは検査のそういう水準等に若干ばらつきがそれぞれあるんじゃないだろうか。検査だとか分析だとか、そういう放射能の観測体制について万全かどうかというところがやはりいろいろと気になりますので、その辺のところを少しお聞かせいたしたいと思います。

次に、安全の確保ということで万全を期すというふうな言われたわけであります。そうあつてほしいわけであります。今後の我が国の状況というもので絶対こんな事故が起こっては困るということになるわけです。

通産省お見えになっていきますね。——これも地元の新聞の記事なんでありましても、これによりまして、「日本の原発も疑問」ということで、見出しだけでいきますと、中を読む時間ありませんから、「ポルト摩減検査でパス」「被ばく量恐れ

作業は手抜き」「作動データすべて焼却」というようなことがつぎまして、内容は現場労働者がそれぞれしゃべっている記事なんでありましても、それで、こうしたことはこれは大変なことなんでありまして、ポルトのねじが摩滅していたんだけれども、それをそのまま締めてふたをして、それで検査が通つてしまつたというような話とか、被曝量が怖いから手抜きで早くやめた、切り上げたとか、そんなことがいろいろと出ているわけでありまして、監督官庁としてこの辺のところはチェックをしておられるんじゃないかと思ひますけれども、先ほどから、定期点検きちんとしておられるからということをお聞きされておられるんですけれども、その定期点検の内容がある程度ずさんなものであるということになれば、この記事が本当だとすれば大変なことだ、我が国だつていつ起こつたつて不思議ではないんじゃないかという気がいたしますので、その辺のところ、チェックはどういうふうにしておられるかということをお聞きかせいたしたいと思います。

それから、今回の事故についてソ連に対してどういうデータの要求をしておられるんでしょうか。我が国としてもいろいろと参考にしなれば、よその国の事故であつてもそれこそ人のふりを見てという形にしないやならぬわけでありまして、どんなデータを今要求をしておられるのかということですね。

そして、最後に長官の御見解を伺いたいんですが、きょう午前中の研究促進法のあれに入りの前にお伺いをしたいろいろな問題についての一つの根拠になるものでありますけれども、これは朝日新聞のきのうの夕刊だつたようですが、載つた文化欄の論文の中に、中岡哲郎さんとおつちやる、メキシコのエル・コレヒヨ・デ・メヒコという大学院大学の客員教授になつておられた方が、「技術文明の盲信に警告」ということで、「ソ連原発と米チャレンジャーの事故」について特に触れられて、我々はこうしたものの、大きな爆発物の上に今暮らしているようなものだということで、技

術文明に余り頼り過ぎてはいかぬのじゃないかというようなことを言つておられます。その辺のところ、先ほどのあれを大事に、人間が扱うものだというところを中心にして考えた、反省を含めてこれから対応をいろいろと考えていたいただきたいということを申し上げましたけれども、それと関連をして、特に今回の事故を契機にしてそういうことを考えていただければどうかということをお伺いをしたいと思います。

以上です。

○政府委員〔辻一〕 いろいろ御質問ございましたが、まず第一に放射能の測定の実状と動向について御説明申し上げます。

これにつきましては、お配りした資料の十五ページにこれまでの観測結果が載せられているわけでございます。なかなか一枚の紙に経過等を収録することはできませんので、この資料は五月六日の十七時現在、放射能対策本部におきまして取りまとめた値のうち、これまでに検出した最も大きな数字を示しているわけでございます。雨が降つたり風が吹いたり各地いろいろデータについては変動がございまして、なかなか一定の傾向をとるということはできないわけでございますけれども、五月三日以降、主として関東あるいは北陸方面に見られました汚染物の検出が漸次北の方あるいは西南の方に拡大をいたしてまいりまして、現段階ではほぼ全国的に各地においてデータが出ておるわけでございます。これも雨が降ると雨水に対して大きな数字が出る、天気が晴れておれば余りその影響は出ないというような因果関係がござい

ます。

そういうことで、必ずしも動向は明らかではございませんが、現在のところのデータでは、やはり関東地方に大きな数字が出ておるわけでございます。短期的にはかなりの量を示しております。なお、ここに書いてあります数字はピコキュリーという数字でございまして、ピコは一兆分の一でございまして、こういうものから換算いたしますと、一体その数値が高いために安全が不安安全か決

めるわけにはまいりませんので、やっぱり一定期間の間どの程度体に摂取されたか、その総体の量で物事を判断していかねばなりません。今後の動向を見きわめながら、この点については専門家の意見も取り入れながら検討してまいりたいと思ひております。現在の段階では特に危険な数字になつていないということだけ申し上げさせていただきます。

今後の動向でございますが、これはソ連の原子力発電所の事故がいつ終息するかということにかかつておるわけでございます。引き続き事故が継続して放射能が出されるということであれば、ある程度日本における影響も長続きするかもしれないということではございまして、最近のソ連の発表では、漸次事故は終息に向かつてつあるというふうなことも報道されておりますので、これが完全に終息することをお待ちしております。これはでございますが、一方、日本の方に参りますのは、何といつてもいろいろな放射性核種のうち汚染その他の放射性の希ガス、これが多いのだからというの是一般常識的に考えられるわけでございます。こういふものは比較的早期に出るということから考えますと、私どもとしては多分これは減つていくのではないかなということを今考えているところでございます。

次に、観測体制についてでございます。日本海側、大変御心配のようでございまして、ごらんいただきますように、確かに気象庁につきましては裏日本方面余りないのでございまして、けれども、ごらんいただきますように、新潟県、石川県、福井県、ずっとそれぞれ各県の衛生研究所等におきまして観測が日夜続けられております。

そのほか、原子力発電所等におきましても同様な観測が続けられておるわけでございます。検査体制については日本の国は多分ほかの国よりはるかに整備されているというところは申し上げてよろしいのではないかと申して考えております。三十二の都道府県におきまして、私どもの予

算の放射能調査研究費の中から毎年拠出をいたしましてこれらの調査を進めているところでございまして、この調査網が今回のような場合に大に役立っていることとございまして、したがって、これはもとよりことごときでございます。行われておられる際に、また観測体制網でございまして、非常に長い期間かけて行われておりまして、設備も更新し、私どもとしてはかなりのもをやっております。国際的にもレベルが高いと思っております。そこに従事する職員につきましても、もう二十年からの経験を有するベテランがおります。レベルについても、私十分に信頼するに足るものを持つておられるのではないかと、思うております。

岡山の問題の御指摘がございましたけれども、これは何回かの発表がございました。現在、この数字で岡山についても何がしかの数字が出ておるわけでございまして、御指摘の点につきましましては、実はここに記載されておる時点より前の時点のデータのことであつたかと思ひますが、これは出てきたデータが非常に小さい数字でございまして、絶対値が非常に小さいということで、誤差範囲を考えますと果たして有意の数字を出しているのかどうかかわらぬということが岡山の衛生研究所の方から申し出がございまして、これはデータとしては採用するまでもないということでございまして、途中の過程におきまして、新聞社がこの途中データを抜くというやうなことがあつて新聞に報道されたのかと思ひますが、そういうこととございまして、現在はこういつた数字でございまして、出ておるやうな数字で、御心配は要らないというふうな思ひでございます。

現場労働者の定期検査、定検につきましては、これは所管が通産省でございまして、本日通産省も参つておりますので、答弁は通産省の方にお願ひしたいと思いますので、これは後ほどお願ひすることにして、第四点目のソ連に対してどういうデータを要求しているかという点でございまして、これは、私も事故直後から、モスクワには当

庁から出向の科学アツシエ、これも出向前には原子力安全局におつた職員でございまして、大使館を通じて再三、まず第一に事故の状況は一体どうなんだという点について資料要求をしたわけでございまして、ナシのつてというものが実態でございまして、その後、日本の大使館に對しまして総理あるいは外務大臣からも資料公開を要求していただいておりますけれども、さらに最近に至りましては、ソ連もIAEA国際原子力機関のブリクツス事務局長がソ連を訪問することを受け入れる、ブリクツス事務局長が二名の専門家を伴つてソ連を訪問いたしております。そういうふうなことで徐々にソ連も情報の、資料の公開に移つてきているようでございます。

サミットにおきましても、先ほど伏見先生からお話しございましたように、先進国一致してソ連に對して情報の公開を求めるといふやうなことが決められた、こういうことで、今後はこういつた国際活動の中で漸次情報の公開が図られていくのではないかと思つております。もしもIAEA等を通じての専門家チームの派遣というやうな話でもなりましたら、この点につきましましては私も積極的に専門家を送つてデータの収集に努めてまいりたい、かように考えているところでござい

最後の中岡さんの論文の問題でございまして、巨大大科学と人間の関係、この点について深い考察をなされた一論文として拝聴に値する御意見であるとは存じますけれども、原子力の開発利用という面において物事を考えていきます場合には、やはり今日この原子力というものが、昨年においては既に全体の四分の一の発電を日本の経済が原子力に頼つてゐる、こういう現状を考えますと、原子力につきましましては、安全の上にも安全ということに注意しつつその開発利用を図つていくということが日本の政策としては避け得られない基本政策であるやう、かように考えておるところでござい

うことがもし将来起こるとすれば、これは大変なこととございまして、私も、そういうことが決して起らないことを願ひまして日夜努力をしておりますところとござい

○稲村稔夫君 人間としてのことを聞いているのです。

○政府委員(辻栄一君) 人間としての問題でござい

○稲村稔夫君 だから、それは長官から答えてもらへばいいの。

○政府委員(辻栄一君) はい、済みません。

○説明員(神田洋君) 実用発電炉の定期検査につ

いてお答え申し上げます。

先生御案内のとおり、実用発電炉の定期検査につきましては、電気事業法に基づきまして毎年、ほぼ一年に一回の割合で検査をしております。実態的には三、四ヵ月かかつて入念な検査をしてい

ごさいます。法律で毎年一回検査をしなければならぬと義務づけられている国は先進国では日本だけでございます。諸外国も日本の原子力発電所の事故、故障が非常に少ないというのは、こういつた定期検査に起因するところがあるんじゃないやうな状況にござい

やなからうかと想定されるわけでございまして、この弁のボルトにつきましましては、ねじ山がすり減つてナットが合わないという事実はござい

○稲村稔夫君 もういいです、ほかの皆さんの時

間をとつてしまふことになりま

○説明員(神田洋君) 定期検査は非常に厳格にや

つておりますので、御理解を賜りたいと思

○國務大臣(河野洋平君) 先生御指摘の新聞の記

事を私不敏にして読んでおりませんが、人間には

みんなそれぞれの人権があつて、それぞれの

表現はともかくとして文明論というものを

の持つてゐるのだらうと思ひます。中岡さんの

言つてみればこれは一種の文明論なんじゃないか

と思ひますけれども、巨大技術、巨大プロジェクトに人類といふことを、人間がすべてをかけていかどうかといふことをし書いておられるのだとすれば、私は、技術の進歩発展というものは一カ所が突出するといふことではなくて、円がそのまゝ同心円であつていくといふことが必要なのではないか、どこか一カ所だけが突出していつてしまふといふことであらば危険があるんじゃないかといふのが私の個人的な所感でございます。やはりどこかが進んでいく場合には、それに伴つてすべてが広がっていくといふことであつてほしいといふふうに私は願つておるのでございますが、これはどうも記事を読んでおりませんので、何とも比較をしていただくのはなかなか難しいことであるかもしれせん。

○伏見康治君 同僚議員の質問に既に答えられたのかもしれないですが、うっかりして聞いて聞き逃したのかもしれないと思ふんですが、ソ連の原子炉とアメリカ、日本あたりの原子炉とは相当の構造上の差異がある、中でもコンテナがないという点が非常に大きな違いだといふふうに私は理解してゐるんです。スリーマイルアイランド事件がございまして、私には本心に心配したんですけれども、そして、実際原子炉そのものは相当炉心まで溶けて大変なことになるわけですが、あれがその周辺に大した放射能を漏らさなかつたといふのは全くコンテナのおかげで、クールな言い方をいたしますと、スリーマイルアイランドの事件といふものは、コンテナが安全上いかに大事な要素であるかといふことを実証した事件であつたといふふうに理解できるとその当時思つたわけなんです。同時に、ソ連の原子炉はしばしばコンテナを欠いておられますので、どうするのかわからない感じが受けたわけです。

私の友人の原子炉屋さんがソビエトの方に、どうしてコンテナをつけないのかという質問をいたしましたときに、今までコンテナを必要とするような事故はなかつたではないかといふ返事をしたんだそうですが、それはスリーマイルアイランド

以前の話です。スリーマイルアイランドが起つてからは、その考え方は変えなければならなかつたはずだと思ふんですが、その後一体ソビエトは何か手直しをしたんだろつかしないんだろつか。そういうこと、よく私にはわからないんですが、少なくともそういういろいろな考えが違つた原子炉であるといふことは主張なすつてもいいのではないかと私は思ふのですが、いかがでしょう。

○政府委員(辻栄一君) 私の承知しておる限りでは、基本的には先生御説のとおり、ソ連は格納容器をつくらなかつたといふ方針のようでございます。お配りいたしました十八ページの資料、これはまさにチェルノブイル発電所を訪問した方のその構造物を見ましても格納容器があると思へませんので、現在でもほとんど格納容器はないのではないかとこのように考へております。

○伏見康治君 ところで、いろいろなこういう大事故が起りますと、原子力のことをしよつちう考へてゐる当事者たち、河野長官はもちろんだと思ふんですが、責任者たちは非常に事故の大ききといふやうなものに胸を打たれると同時に、それがどういふことであつたのか、何が原因でどういふ事態が発生したのかといふことを一日も早くお知りになりたいと思ふのです。

非常に初期の話ですけれども、カナダの原子炉が事故を起こしましたときに、その日のうちにカナダの技師よりはアメリカの技師の方がたくさん集まつていたといふ話があります。つまり原子力技術者にとつては原子炉事故の実験をするわけにはまいりませんので、万一事故があつた場合にはそれは非常に貴重な資料になるわけでございます。で、本当に真剣に原子炉の安全性を考へてゐる人間でなければならぬけれども飛んでいきたくところだと思ふんです。原子力研究所を初めとしてたくさんの方々が原子力安全技術を研究しておられる方々を私は一日も早く現場に差し向けるべきだと思ふんですが、それについて今まで何か方策を講じられたかどうかを伺いたい。

○政府委員(辻栄一君) 気持ちとしては私どもも先生と全く同様の気持ちでございます。先ほど御答弁申し上げましたように、大使館を通じていろいろ申しておるわけでございます。実際はそういう情報の公開、あるいは調査団の受け入れといふような事態には進展しておりません。サミットの動向あるいはIAEAの動向によりまして、今後そういう方向で国際的な調査チームといったようなものの受け入れということに進展する可能性もなしとしないといふことでございます。そういうふうな事態に幸ひにすれば、日本としても適当な方を選んでぜひこれに参加させて情報収集に努めたい、かように考へております。

○伏見康治君 私が持つてゐる、ソビエトの方々の気持ちから申しますと、ソビエトは日本以上の官僚の国でございます。ソビエトは日本以上の官能の国でございます。非常にかたくななことで返事を返してこない。しかし私の理解では、ゴルバチョフがあらわれてから上の方は大分変わつてきたんだと思ふんです。ぜひ長官が直接ゴルバチョフと交渉なさるのがいいのではないかと申します。それから、私はベトロシヤンツという原子力委員長に何度か会つていますが、彼も案外物わかりのいい男ではないかと思ひます。ぜひそういうところに接触なすつて、一日も早く我々日本の技術者あるいは世界の技術者が今度の事故の実態を説明するといふことに努力していただきたいと思ひます。

次に、この間実は朝日新聞に私が言つたことがちよつと出ていたんですけれども、私の友人で森永晴彦君という方がおられて、ミュンヘンにあるミュンヘン工科大学の教授をしております。まだ日本人なものですからしよつちう日本へ帰つてきて、極めて仲がよいんですが、その方が事件が起つた二十六日から四、五日たつた三十日か何日かの日に国際電話をかけてまいりまして、こつちでも放射能が降つてゐるといふ話をいたしました。雨が降つて、それが流れていつてどこかにたまり水をつくつてゐる。そういうところへ行つ

てガイガーカウンターを向けてみると、一ミリレントゲン・パー・アワーぐらいのものが出てきたといふことを電話で教えてくれました。そういう仕方でも海外のいろいろな情報も伝わってくるんではないかと私は思ふんですが、それはそれといたしまして、森永さんが電話をかけてきた理由をちよつと申し上げておきたいと思ふので

それは、今世界的に人類はいや応なしに原子核と共存しなければならぬ時代になつてきてゐる。したがつて、その辺で放射能がこぼれ散るといふようなことは実はしよつちう起り得ることであるといふことを覚悟しなければいかぬ。要するに放射能といふものと共存する生活といふものを考へなくちゃいけないといふわけですが、そのためには自分の近辺に放射能があるかないかを簡単に識別するといふことができないような生活に生きていかないとはいけません。少なくともガイガーカウンターといふのは、先ほどの地図の上にあるステーションに行かなければならないといふやうなものじゃなくて、もつとそこらじゅうにあるやうなものになるべきだといふのが森永さんの考へ方で、私はその方向の考へ方はいいんじゃないかと思つてゐるんですが、もう少しいろいろ測定装置を日常身の辺のところに置いていただくといふやうな方向の考へはないでしょうか。

○政府委員(辻栄一君) 大変な卓見であらうかとは思ひますけれども、一方で私も放射能をこぼさないようにやるのが私どもの任務でございます。しかしながら、御指摘のように放射能の測定網をある程度拡大していくといふことは、これはやはり必要であらうかと思ひます。原子力関係施設の周辺においては既にそういうものをやつておるわけでございますけれども、御意見も体しまして今後検討してまいりたいと思ひます。

○伏見康治君 森永さんのやつてゐることを、もちよつと突つ込んでお話ししておきたいと思ひますが、森永さんはアルゴン42という同位体を実

検査でつくりまして、それは相当寿命が長いんですが、とにかくダイケイしてカリウム42というのに変わるわけです。カリウム42というののもまた放射性物質です。その方は大変寿命が短い。それで、アルゴン42というのをこのくらいの大きさのボンベの中に入れて、それを日本じゅうのお医者さんのおところへ配る。配っておきますと、お医者さんがそのカリウム42というのを使つたいろんな医療上の行為をするときに、ボンベの中に針金をつけておきまして、それを引き出しさえすれば極めて簡単にカリウム42を使うことができるわけです。一々どこかの研究所に行つてつくつてもらつて航空便で送つてもうなんということをしなくても、手元に小さなボンベを一つ置いておけばカリウム42という放射性物質が非常に手軽に使える。そういうものを日本じゅうのお医者さんに配つておいたならば、日本人全体の放射能に対する要するに常識が非常に高まるのではなからうかということまで言つておられますので、それに対する善悪のお答えを伺うというよりは、そういうことを考えておる方もおられるということを申し上げておきたいと思ひます。

まだ大分時間がありますが、またおかしくなるといけませんから、この辺でやめておきます。
○佐藤昭夫君　まず、サミットにおけるソ連の原発事故にかかわる声明の関係でお尋ねをいたします。

その声明の中でこういうくだりが出てくるわけです。「我々のいづれの国も、厳格な基準を満たしている。」ということ、サミット参加国、この関係は原発初め原子力施設大丈夫ですと言わんばかりのこういう声明になつてゐるわけですから、その中で、きのうの衆議院の科学技術委員会では我が党の山原議員も指摘をしたところでありましたが、しかし、実際は西側諸国において原発の重大な事故が実際は相次いでゐるんじゃないかということ、幾つかの事例、例えば米国会議の会計検査院の報告書、この中では社会主義を除く十四カ国で一九七一年から八四年、すなわち十四年間に

かけて百五十一件の重大事故が起つてゐるというのですから、年に十一件ぐらい起つてゐるということになるわけです。全世界三十七カ国、原発持つてゐるの、そうすると、全世界的に見ればもつと地球上に原発の事故がいろいろ続出しているというふうな考えられるというふうな報告書がある。

それから、例のアメリカの原子力規制委員会、NRC、この八五年報告書、この中で、昨年は安全面で見る限り、米原子力発電産業にとつて最悪の年だつたというふうな表現が出てきたり、それから、昨年米国のオハイオ州の原子炉で冷却システムの十二分間にわたる故障で炉心溶融寸前にまで立ち至つた事故があつたといつたようなことも出てくるわけでありまして、きのうの答弁で、よくわからぬから調べてみようといふことであつた模様ですけれども、きのうのきょうですから、まだよくわからぬといふことですか。いろいろ在外公館があるから、新聞報道もあるし、特にアメリカには科技庁派遣の職員もおられるからすぐわかるんじゃないか、こう思うのだけれども、どうですか。

○政府委員(辻一君)　御指摘のように、昨日の衆議院の科学技術委員会におきまして山原先生より御質問をいただきましたが、私も現時点においては資料が手元にございませんので至急手配をいたしました。入手し次第調べたいと思つております。

ただ、アメリカと日本との間には規制情報交換システムというのがございまして、いろいろ事故情報についてはパイで情報交換をやつてゐるという状況でございまして。昨年中に百五十一件の重大事故があつたといふこと、ございすけれども、この重大事故という意味のとり方には大変いろいろなものがあると思ひます。NRCが各原発からとつてゐる事故、故障を集めると大体五千件といふ数字が出ておまして、これは非常に小さなスイッチの故障であるとか、バルブの亀裂であるとかいふところまで全部入つておまして、一体

どこまで重大事故と呼ぶのかというのは大変食い違ひがございまして。

日本の原発の安全審査で重大事故というのは大変な事故でございまして、こんなものが百五十一件もあれば日本の原発は到底運転することができないようなものでございまして、最近、米国においてそのような事故が起つてゐるというふうな報告については、こういった日米規制情報交換の中でも特に指摘されて出てきてはおりません。最近におけるそういった小さいトラブルが非常に多くなつてゐるという点についての情報は入つてゐるわけではございませんが、そういった点からどういふ表現になりましたか、最悪という表現がどういふことであつたのかよくわかりません。

実は、八五年レポートのその表現の点について、原文を見ておりませんのでただいま御返事を申し上げるわけにはまいりませんけれども、そういったようなこととございまして、現在、ここ過去一、二年の間で米国においてそれほど重大な事故が起つてゐるということは私も承知しております。しかし、この問題については、IAEA等の国際機関におきましてもそういった情報交換の場があるわけではございませんが、そういうところにも報告されておらないといふこととございまして。

○佐藤昭夫君　よく調べてみるということでありまうけれども、政府間のレベルの情報交換にも話がでないからという、私は、そのことが実は後で大変だつた、しまつたといふことになりかねないというふうな危険なものが含まれてゐるのじゃないかといふふうな思ひを感ずるを得ないわけでありまして。

このサミット声明は、原発だけではない、その他原子力施設も含めて厳格な基準を満たしてゐるというふうな表現をしてゐるに私は声明を受け取るわけでありまうけれども、そうなりますと、これはもう言い逃れできない、例えば再処理工場の関係なんかについて重大な事故がその後も起つてゐるわけですね。例えばアメリカで言えば、ことしの一月早々にオクラホマ州の核燃料工場で放射性ガス漏れで大量の死傷者が出るということ

で、辻局長も、これもいつかの衆議院の委員会で、起ると思ふぬようなことが起つておるといふようなことで答弁もしておられますけれども、そんなことが起つてみたり、あるいはアメリカだけじゃない、イギリスでも例のセラフィールド再処理工場、ここの放射能汚染問題が起つたといふことで、これは英議会の問題の委員会、その報告によりますと、この再処理工場といふのは世界最大の放射能廃棄物の排出源だ、今やアイルランド海域は最も汚染された海域となつたといふことを厳しく指摘をし、再処理工場の必要性そのものも再検討することを求めると報告書に出てゐる。こういうことでありますから、大体イギリスの再処理工場の放射性廃棄物の排出許容量基準、これは日本の場合に比べるともうけた違いにルーズだといふことになつてゐるわけでありまうけれども、その基準さえもきちんとしてゐるのかどうかといふことをもう疑わざるを得ないようなそういうことが起つてゐるわけでありまう。

こうした点で、サミットの声明をつくつてきたのは河野大臣じゃありませんから、あなたを相手に言つておつても始まらぬかと思つてありますけれども、原子力行政の責任を持つておられる科学技術庁及び科学技術庁長官として我が国の場合は日本は絶対安全だといふことで過信に陥らないようにといふ、そこは安全対策の充実強化に絶えず日々これ努める、こういう基本姿勢で今後ともぜひ対処していただきたいと思つておりますが、この基本姿勢についてどうでしょうか、大臣。

○国務大臣(河野洋平君)　基本姿勢は、佐藤委員おっしゃるような基本姿勢でいきたいと思つております。

ちよつと話が長くて恐縮でございますが、原子力安全委員会の専門家の方のお話を先日私は伺つてみましたが、アメリカのスリーマイル島の事故の後、日本では幾つかの原発をとめたわけですね。今回ソ連の事故の後、日本の原発をとめたわけないのかという質問がある。しかし原子力安全委員

会の方の御説明を伺いますと、あのときはTMIが非常に事故の原因究明に熱心で、その究明した原因について教えてくれた。そこで、その教訓を得て同型のものをとめて、その得た教訓をもとにして改良すべき点、改善すべき点、チェックすべき点をチェックしたということでございます。

今度の場合には、一体原因は何だ、事故はどの部分でどういう原因かということ早く究明されればそれなりの対応の仕方もあるのかもしれない、しかし炉の型が違ふとかということではございませんから、TMIのときと同じようなわけにはいかないと思いますけれども、我々としては、やはり情報を早く提供して、その情報によって教訓を得たいという気持ちで非常に強いわけでございます。

先ほどから申し上げておりますように、炉の型が違ふから我々は安全だ、これはまず最初の説明でございまして、だからといって何にも我々はしないでいいというふうには私は思わないのでございします。やはりこうした事故は他山の石として、我々は我々なりにこうしたことが起こらないようにみずから戒めていくという姿勢はとつていかなきゃならぬというふうに思っている次第でございます。

○佐藤昭夫君 次の問題でございますが、今回の事故で非常に遠く離れた北欧諸国でさえ通常の百倍を超えるような放射能が検出された。こういう事実を見ますと、この事故現場から百キロ程度のキエフ、ここには居住日本人または旅行者、これが相当数あるということでありますけれども、心配されるレベルの被曝というものが起こるんじゃないかという懸念、これは同じ百キロ、百キロということでありますから、もちろん風向きの問題もありまして、当然予想される一つの問題になるわけですね。こうした点で、外務省は来ておられますか。——そういう懸念の上に立つて、ソ連人はどうでもいい、まず日本人だけ逃げたらいけないという狭いことで言っているんじゃないんですけれども、あそこには日本人も一定数おるといふことで、その緊急避難について、そ

この仕事の担当は外務省であろうかと思うので、外務省としてはどういう対応をとられたんでしょうか。

○説明員(本田均君) 四月三十日に外務省は、事故の状況は極めて深刻であり得るということにかんがみまして、キエフ、ミンスク方面への不要不急の旅行は当面控えることが望ましいという注意喚起を發したわけでございします。この結果、五月一日にキエフに向かう予定でありました三グループ、約百名の旅行者が日程を変更してキエフ立ち寄り中止したという経緯がございします。またさらに、この外務省からの勧告を發出した時点で既にキエフに滞在中あるいは滞在したという四グループ、これ百二十三名おります。そのうち二十二名は在日外国人でございしますけれども、これらのグループの旅行者に対しては、五月五日、科学技術庁放射線医学総合研究所の協力を得まして、新東京国際空港におきまして健康診断を実施したということでございます。以上が短期滞在者についての対応でございます。それから、キエフに長期滞在しております邦人一名につきましては、五月三日に、モスクワの病院におきまして検査が受けられるように手配をしたという状況でございます。

○佐藤昭夫君 そういう一定の対応をしたということでありまして、しかし現実の問題として、報告をされておるうちに、キエフでの一時的滞在者、そういう人たちでもかなり高い被曝を受けているということが判明をしているわけでありまして、そのことをもつてしても、今回の事故がいかに重大な事故であったかということを示すものであります。

そこで、我が国の原子炉立地審査指針、ここでは、「重大事故」という概念と、それから重大事故を超えるような、科学技術的に見て起こるとは考えられないような事故、すなわち「仮想事故」という、この二つの被害も起こさない、こういう形でのいような安全設計、防災対策、万般の側面からいろいろ検討をやる、こういうことになって

いるわけでありまして、しかし結局今回のソ連の原発事故というのは、そういう起こるはずがないという仮想事故、これも超えるような事故が起こったんじゃないかと思うんです。例えば西ドイツの原子炉安全協会のビルクホフ・アール教授なんかはそういう論を唱えておられるわけですね。

そういう点で、我が国の原子炉立地審査指針でもそういう仮想事故の発生を仮想して、周辺の公衆に「著しい放射線被害を与えない」、こういうこととでいろいろの方策を講ずることになっているんですけれども、これ自体についても、どうなんですか、今回の事故に照らして、もちろんまだ、最終的にはよく事故の内容、その被害の範囲、こういうことを見きわめた上でということではありましようけれども、必要な場合には審査指針、これの一定の見直しも必要になってくるんじゃないかと私は思っています。

○政府委員(辻栄一君) 内外の事故、故障を参考にいたしまして、日本において取り入れるべき事項があれば逐次これを取り入れて、安全指針、あるいは基準の改正を逐次行っていくというのは原子力安全委員会の基本的な方針でございます。したがって、これは先生御指摘の立地審査指針に限らず、あらゆる審査指針について原子力安全委員会、そういう基本的な立場で対応しているところでございします。

したがって、今後事故の内容が十分によくわかってきて、それでいろいろな指針について改善の必要があるというように言えるという事態になりますれば、これについては御趣旨のような点で見直しを行っていくことは、もちろんやぶさかでないわけでございします。何にいたしましても、現在ではどういう事故、またその原因もわかっていないという現状でございしますし、それから現在の立地指針につきましては、先ほど伏見先生も御指摘になりましたような防護システム、なかなか格納容器の有無、こういったようなものはやはり放射能の拡散と重大な関係があるというふうに私も思っているわけでござい

います。したがって、現在の立地指針は、そういう多層防護のシステムがどういうふうになっているか、それとの勘案において立地を決めているという基本方針でございまして、これは欧州のみならずアメリカにおいても基本的にとらえている考え方でございます。

この内容をどの程度修正すべきかどうかは、これは今後の事故の解明を待った上で検討すべき課題であらうかと思っておりますが、ただいま直ちにこれを改正するとか、そういう議論にはならないし、今の段階では一体どのように改正していくべきか、今もわかっていないわけでございします。基本的には私も現在の立地指針、審査指針を含めまして現在の安全審査指針について、特段の問題が起らない限り特に変更する必要はないとは現段階では考えておらないところでございします。

○佐藤昭夫君 もちろん、私も申しましたように、この事故の内容をよく見きわめ、その原因を分析した上でということであるのは当然でありましようけれども、例えば、さしあたり一つ念頭に浮かぶのは、今回ソ連政府は、事故サイトから周辺三十キロ以内、ここについては住民に避難をさせる、こういう措置をとったと伝えられています。一方、我が国の原発災害対策、ここで考えられておるそういう対策範囲の目安は八キロから十キロだということに今まで言われてきているわけですが、これも、このことを対比してみれば、これはいような防災訓練なんかをやるそのこととも関係しますから、そういう住民避難の目安として果たして適切かどうかというところは、もう一回よく検討をしないかならぬ課題になってくるんじゃないですか。

○政府委員(辻栄一君) 御指摘の原子力防災体制につきましては、災害対策基本法におきまして、放射能の大量の放出に対しましては災害法が適用されるということに相なっております。スリー・マイル・アイランドの事故以降、日本における防災体制につきましては、特に当時の大平総理の御

指示もございまして格段の整備を図ってきたところでございます。先ほどの御指摘の、重点的に防災対策をとるべき範囲として単に八キロないし十キロという基準を定めるのみならず、全般にわたって情報の収集体制あるいは緊急医療体制あるいは周辺モニタリング体制、こういったようなことについて関係機関あるいは関係行政機関全部含めた協力体制をとる体制を整えてきたわけでございます。

御指摘の八キロ、十キロというのは、こういった対策をとるに際しての重点的に準備しておくべき範囲として八キロないし十キロを定めたものでございまして、防災対策はもちろん事故の規模に応じまして諸般の対策がとられるということでございます。いずれにしても、事故が起こりました際に中心となる原子力発電所、その周辺において重点を最も強くしていくということが重要なことでございまして、その基本的な目安として八キロ、十キロというものを定めたというふうに御理解いただきたいと思います。

○佐藤昭夫君 ちよつと意見あるんですけれども、もう時間ですから終わります。

○山田勇君 事故が発生した際の国際緊急通報体制の強化ということは非常に重要なことでありますが、ソ連を含めた具体的な体制づくりということについて今後どう取り組むおつもりですか、御意見を聞かせたいと思います。

○政府委員(堀田俊彦君) ただいま御指摘がございました点は、今回のサミットの声明で言及されております非常に重要な点でございます。きょうお配りしました資料の十六ページに資料一六ということで「チェルノブイル原子力事故の諸影響に関する声明(仮訳)」というものがお配りしてございますが、これの一番最後のパラグラフに言及されている事項でございます。今後は、このサミットの声明に示されましたように、私どもは、国際原子力機関の場を通じて事故時の緊急時通報制度の整備等のための国際協定の早期考案を含めた検討、これが行われるものと期待しております。

でございます。幸い IAEA におきましては、ソ連の専門家も参加しました専門家グループが緊急時の報告等につきましてガイドラインを既に提供しております。これが今後の作業をいたします場合に大いに役立つのではないかと、そのベースが既につくられておるということでございます。

もちろん日本としては、IAEA を中心としたこういう国際的作業につきましては積極的に参加してまいりたいと思っております。

○山田勇君 今も同僚議員から日本で事故が起こった場合の避難の問題をいろいろ質疑しておられました。今日、ソ連の事故の場合は発生から一日半を経過してからの避難ということになっておりますが、日本で仮に事故があつた場合、一日半というようなおくれた避難体制はとられないでしようね。

○政府委員(辻一君) 我が国の防災対策につきましては、その初期行動をどのぐらいにやるかという問題でございます。

第一番の基本は、やはり原子力事業者からの通報ということとやることになっておまして、一日とか二日とかということではございません。通報がありまして、その必要性があれば直ちに通報ということにいたしております。

また、原子力発電所だけに頼っているわけにもいかないとということで、外側で環境のモニタリングをやります。これが一ミリレントゲン・パー・アワーという数字、これは平常値より高いわけなんです。その値を示した場合には、これは常時立地県の県の方で観測いたしておるわけでございますので、それがあれば発電所の事故が何かあつたろうと想定いたしまして警戒体制に入る、こういうことになっております。

○山田勇君 各都道府県では放射能について監視体制がとられておりますが、これは一体どの機関でどのような監視、観測が行われているのか。これはクイズの問題みたいになります。実際、空港でガイガー計数管を持つて旅行者に対して検証をなさっておりますが、これは一体どこが所管してやっておりますのかということとすし、僕は友人に、科学特別委員会の委員として所属していらすと日ごろ自慢気に言っているものですから、今回の放射能汚染の問題になりますともう全部が気象庁と。放射能汚染は雨という関連から気象庁ということですが、今回の体制こそ、科技庁がそれこそ NHK とか半公共的な放送機関にきちっとした情報を出して、そういうようなコーナーと言いますか、枠を設けても僕はいいんではなかったかなと思うんですね。御承知のとおり集中的に気象庁に電話がパンク状態になるぐらい問い合わせがあつた。このときこそ科技庁がばつと出て全部を仕切つてもらいたかつたなあという感があるんですが、そういう監視体制はどこの所管しているのか、その辺ちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(辻一君) 環境放射能につきましては、御指摘のとおり私も科学技術庁の所管でございます。気象庁その他のところは天気相談その他の大変一般国民の方にはやはりファミリアであるということと、いろいろ電話等の問い合わせもあつたろうと思ひます。これにつきましては、総理府に放射能対策本部というのが備えられておまして、その本部は長官にいらつしやる長官でございます。先般の放射能対策本部にも早朝にもかわらず長官お出ましにいたしまして、いろいろ対策を御相談いただいたという次第でございます。ここにおきまして、関係省庁いろいろあります。食糧の問題であれば農林省、医薬品の問題であれば厚生省、気象の問題であれば気象庁というふうにご覧いただけます。関係省庁が皆集まつて、問題が起こればそれに対する対応を相談してこういうことになっております。

監視体制そのものにつきましては、現在は、発電所の場合を考えると、まず第一番目は事業者がその周辺にモニタリング体制を持つ。それとあわせて、これは別のシステムで都道府県がそれぞれ監視のモニタリングシステムをつくつております。この予算は私どもからの交付金で行つてお

る、こういう体制でございます。

○国務大臣(河野洋平君) 山田委員に御報告をしておきますが、成田空港でソ連から帰つてきた旅行者のチェックをしたのも科学技術庁でございます。科学技術庁傘下の放医研、放射線医学総合研究所の職員三十名が成田空港へ参りまして、ソ連から、キエフ地方を旅行して帰つてきた人たちのチェックをさせていただいたわけでございます。ちなみに、私も本部長として当日朝から成田空港には行つておりました。ただ、こういうことは余り公表すべきことではないと思ひまして、私は柱の陰から事態の推移を見ておりました。大変帰国なさつた方々も協力的でございましたし、チェックは非常にスムーズに、ごく一部の方を除いて全員をチェックをし、その数値によつてはさらに放医研の方にも行つていただいてさらにチェックをするというふうなこともあつたことを御報告申し上げます。

○山田勇君 いや、大変失礼いたしました。これは私の不勉強でございました。そういうことで大臣には大変御苦労さまでございました。

そうしますと、これは最後の質問になります。八千キロのあなたから思ひもよらぬ速さで放射性物質が運ばれてきたことは大変驚きでございます。予想を越えた放射能汚染の速さ、広がりは単に我が国だけではなく、世界的、地球的規模で汚染が進む可能性がないとも言ひ切れません。一たび大事故が起こればとめようのない汚染の広がりが、人体への影響、自然破壊、また子孫への影響などを考えると危険がいっぱいということも言えます。原子力エネルギーという新しい分野での開発は慎重の上にも慎重でなければなりません。今回のソ連の事故を契機に、原子力発電全体の基本的な問題も含めて今後の原子力発電についての御所感を長官から聞きまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(河野洋平君) 今回のソ連の事故は、先ほど来申し上げておりますように、これをただ単に炉型が違う、あるいはソ連のやつたことだと

いうことで済ますのではなくて、十分慎重に、我々もその原因がどこにあるかということにも関心を持ちながら我々の原子力行政の一つの教訓として受けとめてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○委員長(馬場富君) 本件の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

この際、便宜私から、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民会議・日本共産党・民社党・国民連合の各派共同提案によるソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

ソ連邦チェルノブイル原子力発電所の事故に関する決議(案)

去る四月下旬、ソ連邦チェルノブイル原子力発電所で発生した事故は、我が国を含め、世界各国に強い衝撃を与えている。

よって、政府は速やかに関係諸国と協力しつつ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、事故の状況、原因等に関する情報の速やかな公開及び提供をソ連邦に求めること。
 - 二、国際原子力機関を中心とし、事故の原因究明、情報分析等に努めるとともに、本件のような事故が発生した場合の国際的対応のあり方について討議し、早期実現を図ること。
 - 三、国内の原子力発電所における安全の確保と安全規制に事故の教訓を十分反映させること。
- また、環境放射能調査体制を充実強化するなど放射能対策に万全を期すること。

右決議する。

以上であります。

本決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(馬場富君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたします。

ただいまの決議に対し、河野科学技術庁長官か

ら発言を求められておりますので、これを許します。河野科学技術庁長官。

○國務大臣(河野洋平君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に体しまして原子力安全対策に遺憾なきを期する所存でございます。

○委員長(馬場富君) 本日の調査はこの程度とい

たします。次回来る九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時九分散会

第四号中正誤

ペシ 段 行 誤

二二二 スタット

二二六 克復

スタート 正

克服

昭和六十一年五月二十六日印刷

昭和六十一年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W